

東京都の水産

令和4年版



東京都産業労働局

まえがき

東京には多摩川や荒川、江戸川などの河川、東京湾から伊豆諸島・小笠原諸島にいたる広大な海域があり、それぞれの地域の特性を活かした水産業が営まれています。東京の水産業は、消費者に新鮮で多様な水産物を供給するとともに、生産の場である河川や海は、都民に安らぎや潤いを与える空間としても大切な役割を担うなど多面的な役割を果たしています。

しかし東京の水産業は、海水温上昇などの海洋環境変化による漁獲量の長期的な減少や、漁業者の急速な減少・高齢化、キンメダイなど特定の魚種への漁獲の偏重等、持続的な発展を遂げていくうえで多くの不安材料を抱えています。

また、ウクライナ情勢の長期化や、円安の進行等による燃油や漁業用資材、養殖用飼料の価格高騰も漁業経営に大きな影響を及ぼしています。

こうした中、東京都では水産業を持続可能で競争力のある産業へと転換していくため、資源管理や経営基盤の強化、担い手の確保・育成、DXなど先端技術の導入等を進めるとともに、補正予算の弾力的な活用等により漁業者の事業継続を支援してきました。

また、昨年度から新たに「東京の水産業振興に向けた専門懇談会」を立ち上げ、水産関係の各分野で活躍する専門家からの提言を参考に、水産業を取り巻く課題への対応を図っています。

こうした取組により、目まぐるしく変化する社会情勢、自然環境のもとでも、東京の水産業の着実な振興に努めてまいります。

本書は、東京都の漁業動向を令和3年の水産統計や、令和3年度の事業結果を中心にとりまとめたものです。本書を通じ、東京都の水産業について皆様の関心と理解が一層深まり、東京都の水産業振興の一助となれば幸いです。

令和5年10月

東京都産業労働局農林水産部
水産課長 藤井大地

目 次

I	水産業の概要	1
1	令和4年の都の水産業をめぐる主な動き	3
2	我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域	4
3	現況	6
II	漁業調整対策	15
1	事業概要	17
2	漁業権	18
3	漁業許可	26
4	内水面漁業	28
5	資源管理	32
6	自主的資源管理支援対策事業	34
7	遊漁船業の登録	38
8	漁業取締	38
III	水産業基盤整備	39
1	事業概要	41
2	水産経営構造改善事業	41
3	島しょ漁業振興施設整備事業	42
4	水産物供給基盤整備事業	45
5	内水面振興対策事業	48
6	小笠原漁業振興施設整備事業	50
7	硫黄島関連漁業対策事業	51
8	栽培漁業	52
9	沖ノ鳥島総合対策事業	54
IV	漁業経営改善対策	57
1	水産業協同組合の育成	59
2	漁業金融	65
3	ぎょしょく普及事業	71
4	水産物加工・流通促進対策事業	72
5	離島漁業再生支援事業	73
6	水産物認証取得支援事業	74
7	東京産水産物の海外販路開拓事業	75
V	漁業補償対策	77
1	漁業共済	79
2	漁船保険	82

3	漁業公害	85
4	東京産水産物の放射性物質検査	88
5	演習補償	89
VI	行政委員会	91
1	海区漁業調整委員会	93
2	内水面漁場管理委員会	97
VII	島しょ農林水産総合センター	99
1	島しょ農林水産総合センターの概要	101
2	漁業調査指導船	112
3	島しょ農林水産総合センターの分掌事務	113
VIII	水産行政	117
1	水産行政組織	119
2	水産課担当別分掌事務（行政委員会を含む）	120
IX	資料	123
1	経営体・就業者	125
2	生産量・生産額	126
3	漁船	143
4	漁業制度と都の漁業	146

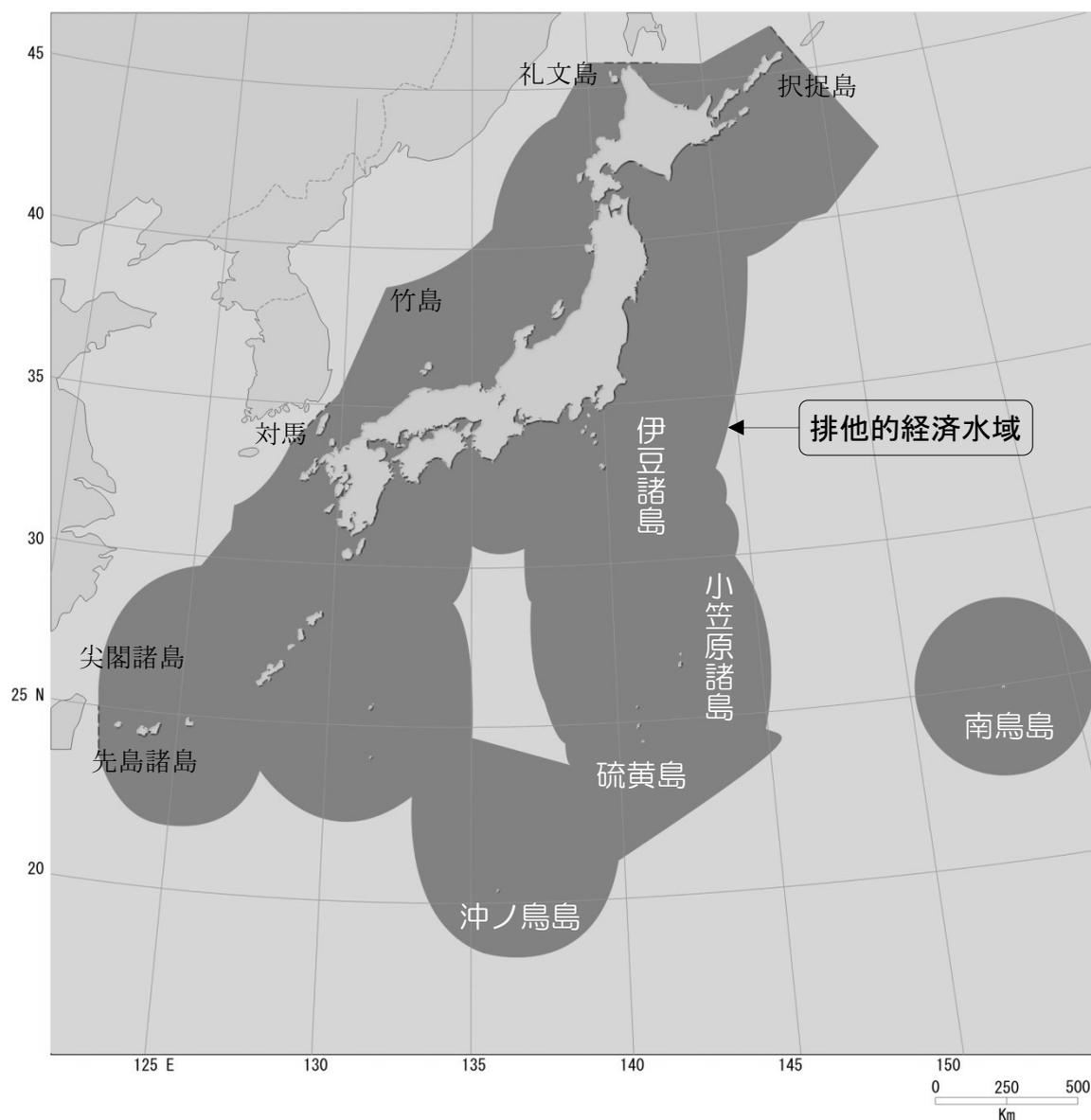
I 水産業の概要

1 令和4年の都の水産業をめぐる主な動き

- 令和3年のキンメダイ生産量は、962トンで全体のおよそ4割を占める (1月)
- 沖ノ鳥島フォーラムオンライン配信の実施 (2～3月)
- 江戸前アユ遡上推計尾数 約250万尾 (6月)
 - ・低調であった令和2年、3年と比較して大幅に増加
- ブルーシーフードガイド東京都版発行 (7月)
 - ・東京都が水産物の持続可能な利用などについて包括協定を締結している、一般社団法人セイラーズフォーザシー日本支局が発表
- 東京の水産業振興に向けた専門懇談会 第1回開催 (8月)
 - ・水産業の振興に向けた施策を検討する専門家会議の第1回を、小池知事を迎え開催
- キンメダイの新たな資源評価が公表 (9月)
 - ・MSYベースによる新たな資源評価結果が提示され、これに関する協議が開始される
- 東京産水産物の外食業者向けプロモーションイベントの開催 (10月)
 - ・ロサンゼルス (アメリカ) 参加者125名
 - ・ドバイ (アラブ首長国連邦) 参加者 50名
- 東京産水産物の飲食店フェア開催 (11月)
 - ・ロサンゼルス及びドバイで開催
- 東京の水産業振興に向けた専門懇談会 第2回開催 (11月)

2 我が国の排他的経済水域と東京都の水産行政区域

(1) 我が国の200海里水域（概念図）



排他的経済水域とは

国連海洋法条約に基づき、沿岸国が主権的権利を行使することができる海域。

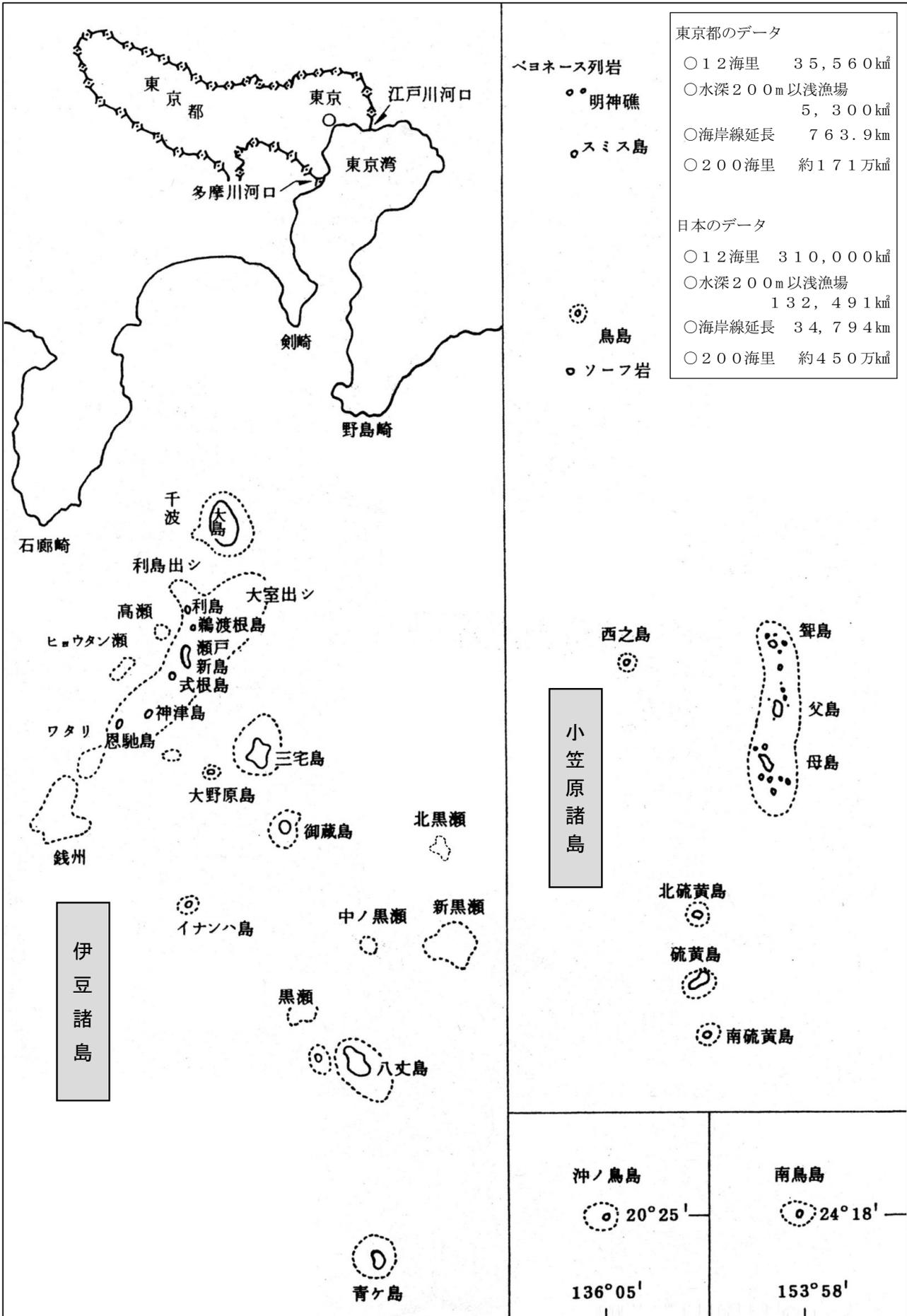
200海里（約370km）を超えない範囲で設定され、排他的に漁業を営む権利（外国人は許可を得なければ漁業を行うことができない）を得る一方、生物資源を保存・管理する義務を負う。

領海とは

領海の基線から、その外側12海里（約22km）の線までの海域。

沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下にも及ぶ。

(2) 都の水産行政区域



3 現 況

東京都の水産業は、伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域を主漁場とする島しょ漁業、東京湾で行う内湾漁業、多摩川・江戸川を主な漁場とする内水面漁業がある。

また、都内の企業が行う遠洋・沖合漁業もある。

各漁業の特徴は、次のとおりである。

【島しょ漁業】

島しょ周辺海域は、複雑な海底地形と黒潮の影響を受け日本有数の好漁場で、都の漁業者の他、全国からの多くの漁業者も操業を行っている。伊豆・小笠原諸島においては、漁業は地域の基幹産業として発展してきた。しかし、近年では資源減少による漁獲量の低迷や黒潮大蛇行及び気候変動による海水温の上昇、世界情勢による燃油価格の高騰など、漁業を取り巻く厳しい情勢を背景に、漁業者は苦しい経営を余儀なくされている。

大島海域では、テングサやトコブシ、サザエを対象とした採介藻漁業やイセエビの刺網漁業を主体に、キンメダイやイサキ等の一本釣り漁業などの漁船漁業が営まれている。

利島海域では、トサカノリやイセエビ、サザエなどを対象とした採介藻漁業が主体的に営まれている。

新島・式根島海域では、タカベの刺網、キンメダイの底魚一本釣り漁業、イカ釣り漁業などの漁船漁業が営まれている。

神津島海域では、キンメダイの底魚一本釣り漁業を主体とし、イカ釣り漁業、イセエビ刺網漁などの漁船漁業が営まれている。

三宅島海域では、マグロ・カツオを対象としたひき縄漁業・延縄漁業、メダイ・キンメダイ等を対象とした底魚一本釣り漁業が主に営まれている。また、平成18年には定置網漁業も再開されている。

八丈海域では、カツオ・マグロを対象としたひき縄漁業、ムロアジの棒受網漁業、トビウオの流し刺網漁業、キンメダイ・メダイ・アオダイ等の底魚一本釣り漁業が盛んに営まれている。

小笠原海域は、ハタ類などの底魚一本釣り漁業やマグロ・カジキ類の立て縄漁業などの漁船漁業が盛んに営まれている。

【内湾漁業】

東京内湾には、かつて5,000人を超える漁業者が存在したが、昭和37年の漁業権等の廃止以降は、湾内の埋め立てや漁場環境の悪化などにより、多くの漁業者が転業を余儀なくされた。最近では、公害規制の強化や埋め立て工事の減少等によって湾内の水質も徐々に改善されたことから、スズキ・カレイ類を対象とした刺網漁業やアサリの採貝漁業、アナゴのせん漁業（かごや筒を使用する漁業）などが自由漁業として営まれ、漁獲した魚介類は江戸前ものとして人気が高い。

【内水面漁業】

首都圏を流れる多摩川や江戸川などには漁業権が設定されており、漁業協同組合がアユやマス類など

を放流して資源の維持増加に努めながら、遊漁の振興を通じた地域活性化に貢献している。最近では水質改善等により天然アユの遡上が確認されており、かつて多摩川の特産品として江戸幕府へ上納された「献上鮎」のような美味しい「江戸前アユ」の復活に、漁業関係者から大きな期待が寄せられている。また、下流域や河口部ではウナギ筒漁業やシジミ漁業が営まれている。

多摩地域では、山間部を中心にニジマスやヤマメ等の養殖が行われており、特に、平成10年に東京都水産試験場が開発した「奥多摩やまめ」は、さまざまな活用方法が試行され、特産品としての定着化が進んでいる。

(1) 漁業生産構造

①漁業経営体（平成30年）

区分	漁船非使用	漁船使用							小型定置網	海面養殖	内水面養殖	合計
		無動力漁船	船外機付漁船	1トﾝ未満	1トﾝ～3トﾝ	3トﾝ～5トﾝ	5トﾝ以上	小計				
区部	6	0	24	4	29	12	16	85	0	0	3	94
市町村部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16
大島	26	0	44	0	25	37	101	207	2	2	0	237
大島	21	0	28	0	5	14	7	54	1	1	0	77
利島～ 神津島	5	0	16	0	20	23	94	153	1	1	0	160
三宅島	1	0	4	4	3	5	28	44	1	0	0	46
三宅島	1	0	0	4	3	5	27	39	1	0	0	41
御蔵島	0	0	4	0	0	0	1	5	0	0	0	5
八丈島	2	0	3	2	4	10	62	81	0	0	0	83
八丈島	2	0	3	2	2	7	62	76	0	0	0	78
青ヶ島	0	0	0	0	2	3	0	5	0	0	0	5
小笠原	0	0	1	0	1	13	40	55	0	0	0	55
合計	35	0	76	10	62	77	247	472	3	2	19	531

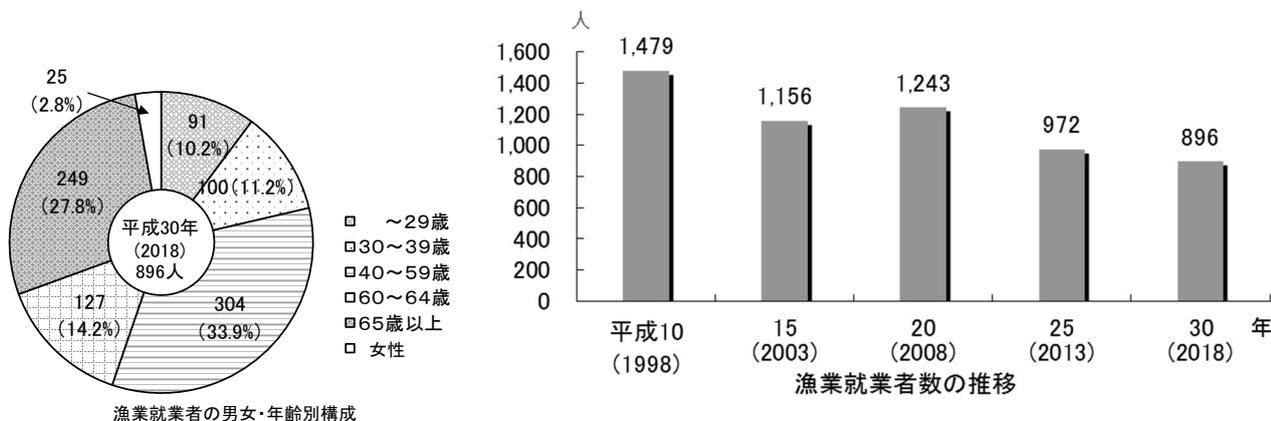
資料：2018年漁業センサス

漁業経営体：調査期日（平成25年10月31日）前1年間に海面において30日以上漁業を行った世帯または事業所をいう。

※船外機付漁船：これまでは動力漁船の1トﾝ未満に含まれていたが、平成20年より別階層として集計

②漁業就業者数

漁業就業者は、896人で5年前に比べ76人減少した。就業者内訳では、男性が871人、女性25人であり、男性就業者の43.2%が60歳以上と高齢化が進んでいる。



資料：2018年漁業センサス

資料：漁業センサス（第10次, 2003年, 2008年, 2013年, 2018年） 注：平成15年は三宅島を含まず。

③漁船（小型漁船を含む）

漁船は、その所有者が東京都を主たる根拠地とする場合、漁船法に基づき、都に登録しなければならない。

令和3年12月末現在、内湾で178隻、島しょで680隻、会社等で41隻、計899隻が東京都に登録されている。

所属別登録漁船状況

(令和3年12月末現在)

漁船 所属	動 力 漁 船									合 計		
	100トン以上			5トン～100トン			5トン未満			隻数	トン数	馬力数
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数			
内 湾	0	0.00	0	14	128.90	2,555	164	309.67	11,173	178	438.57	13,728
島 しょ	0	0.00	0	249	2,397.72	68,089	431	845.51	31,214	680	3,243.23	99,303
会 社	8	21,975.00	16,376	0	0.00	0	0	0.00	0	8	21,975.00	16,376
官公庁	27	23,937.70	45,299	4	169.00	2,437	2	5.17	210	33	24,111.87	47,946
その他	0	0.00	0		0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0
合 計	35	45,912.70	61,675	267	2,695.62	73,081	597	1,160.35	42,597	899	49,768.67	177,353

資料：水産課調べ

④漁港

伊豆諸島には、第1種漁港が16港、第2種漁港が1港、第4種漁港が6港ある。また、小笠原諸島には、第4種漁港が2港ある。

また、地方港湾は16港湾あり、小型船係留施設で漁船を係留している。

臨海部には、漁港はない。

東京都の漁港位置図



漁港・港湾一覧

島名	種類	漁 港			港湾	
		漁港種類	漁港名	管理者	漁港指定年月日	地方港湾
大 島	第1種	泉 津	都	S 26. 7. 10	元 町 岡 田 波浮港	
		差木地	都	30. 10. 21		
		野 増	都	27. 6. 23		
		元 町	都	26. 7. 10		
		岡 田	都	27. 7. 29		
利 島	—	—	—	—	利 島	
新 島	第1種	羽 伏	都	27. 7. 29	新 島	
		若 郷	都	27. 6. 23		
式根島	第1種	野 伏	都	26. 7. 10	式根島	
		小 浜	都	27. 6. 23		
神津島	第4種	三 浦	都	30. 10. 21	神津島	
三宅島	第1種	大久保	都	27. 7. 29	三 池 大久保	
		湯の浜	都	30. 10. 21		
		伊ヶ谷	都	27. 6. 23		
	第2種	坪 田	都	26. 7. 10		
	第4種	阿 古	都	26. 7. 10		
御蔵島	—	—	—	—	御蔵島	
八丈島	第1種	出 鼻	町	29. 10. 30	神 湊 八重根 (洞輪沢)	
		洞輪沢	都	27. 6. 23		
		中之郷	都	27. 6. 23		
		ナズマド	町	27. 6. 23		
	第4種	神 湊	都	26. 7. 10		
八重根		都	26. 7. 10			
青ヶ島	—	—	—	—	青ヶ島 大千代	
小笠原	父島	第4種	二 見	都	45. 6. 15	二 見
	母島		母 島	都	63. 3. 31	沖
計		都営21漁港(第1種14港、第2種1港、第4種6港) 町営 2漁港(第1種2港)			町営16港	

注:漁港種類

第1種 : その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

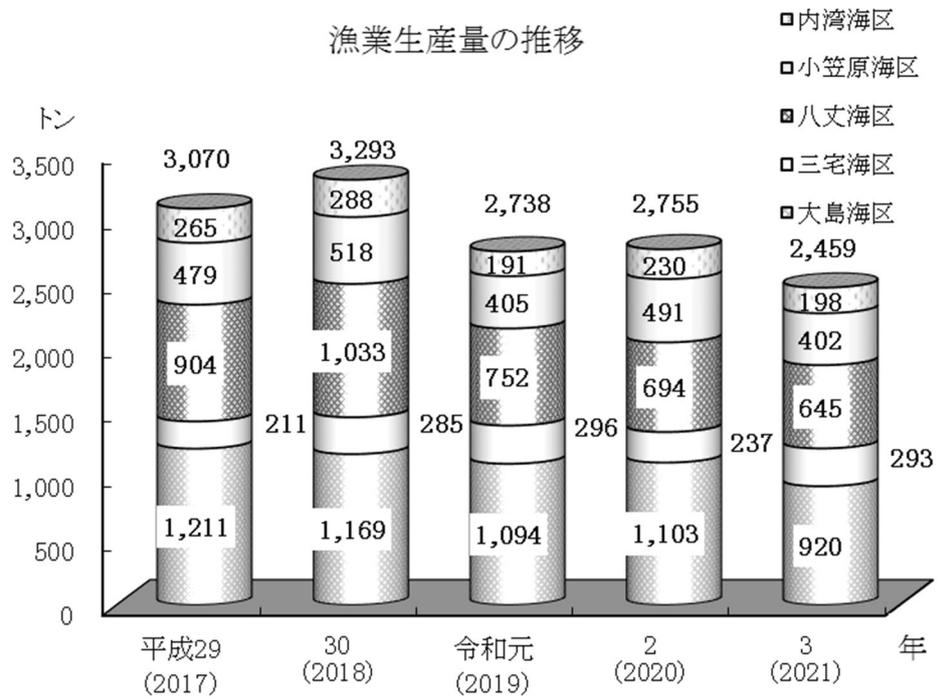
第2種 : その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの。

第3種 : その利用範囲が全国的なもの。

第4種 : 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの。

(2) 漁業生産

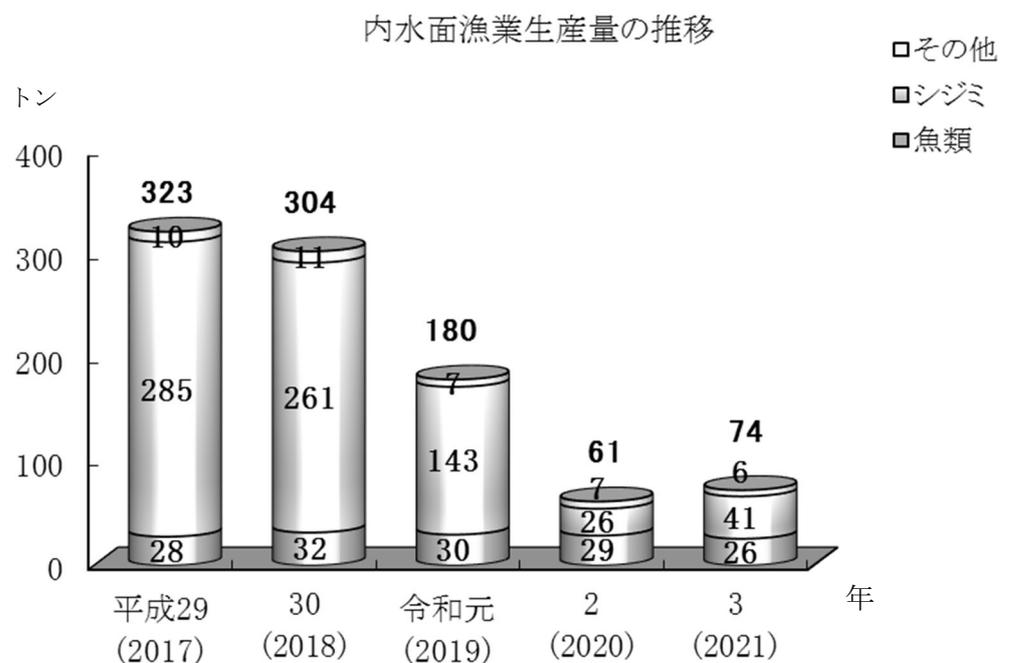
①沿岸漁業



生産量の多い上位3魚種

第1位 きんめだい 第2位 まぐろ類 第3位 めだい

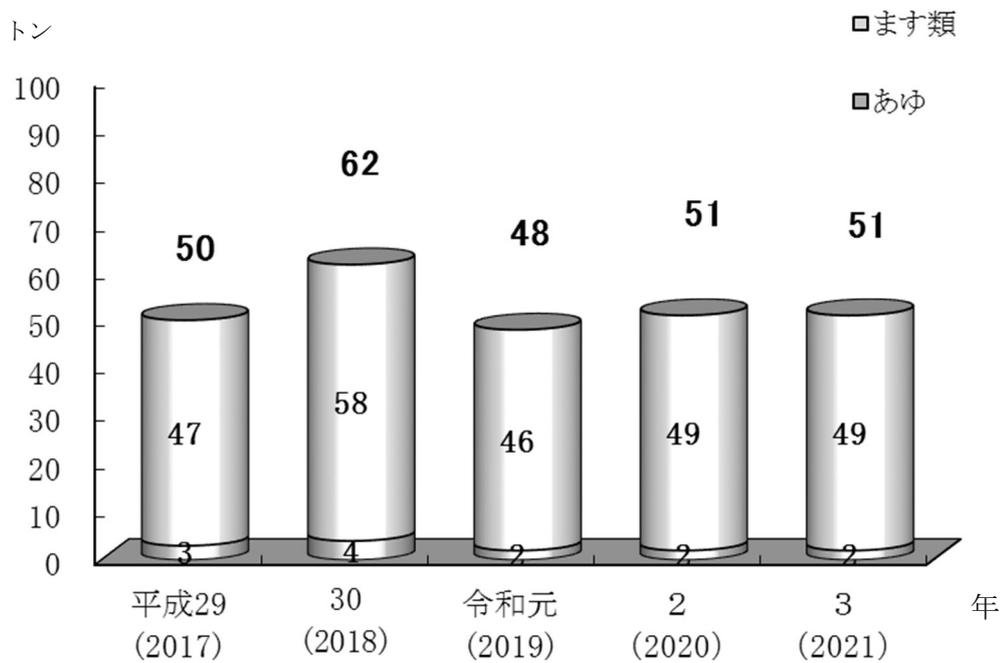
②内水面漁業



資料：東京農林水産統計年報（関東農政局東京農政事務所）
内水面漁業生産統計調査（水産庁）

③養殖漁業（内水面養殖）

内水面養殖生産量の推移



資料：水産課調べ

※①～③のグラフについては、四捨五入により計が合わないことがある。

Ⅱ 漁業調整対策

1 事業概要

【伊豆諸島】

伊豆諸島では、てんぐさ等を対象とする採介藻漁業やたかべ建切網漁業等の漁業権漁業、あじ・さば等を対象とする知事許可漁業及び底魚一本釣り漁業等の自由漁業が行われている。

漁業権は、各島周囲 1,000～2,000 メートル以内の海域に第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。

知事許可漁業のうち、火光利用さば漁業とあじ・さば棒受網漁業は、静岡県等 4 都県の漁業者が入会いで操業している。そのため、関係都県の漁業者による漁業調整の場として、一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業の許可隻数等の協議を行っている。

伊豆諸島海域では、他県漁船による入会操業が多く、漁業間での漁場競合もあるため、都は関係者の意見を聞きながら調整を行っている。

【小笠原諸島】

小笠原諸島では、いせえびを対象とするかご漁業等の漁業権漁業、底魚一本釣り漁業、かつお・まぐろ釣り漁業、さんご漁業等の知事許可漁業等が行われている。

返還後の昭和 47 年に小笠原海区漁業調整委員会（平成 16 年に東京海区に統合）が設置され、漁業権も同年から設定している。現在では、聳島列島、父島列島、母島列島、火山列島の各島周囲 2,000 メートル以内の海域に、第 1 種、第 2 種共同漁業権を設定している。

【内湾漁業】

内湾には漁業権や漁業許可による漁業はなく、自由漁業のみが行われている。しかし、内湾は都民が自然とふれ合うレクリエーションの場でもあるため、資源と漁場の有効利用を図り、漁業秩序の確立に努める必要がある。

【内水面漁業】

内水面の漁業権は、多摩川水系、中川・荒川水系、江戸川水系に計 15 件免許している。第 5 種共同漁業権漁場では、あゆ等の放流増殖を行っている。遊漁者は、知事が認可する「遊漁規則」に基づいて遊漁を行っている。また、第 1 種はしじみ等を内容とするものである。

【漁業と遊漁の調整】

近年、遊漁者の増加に伴い、漁場利用をめぐる漁業と遊漁の紛争が多発している。このため、水産基本法、沿岸漁場整備開発法及び遊漁船業の適正化に関する法律等の主旨に基づき、海面の合理的な利用を図るための調整指導等を行っている。

2 漁業権

(1) 海面漁業権一覧

(令和4年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種類別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
大島支庁管内	共1	○		伊豆大島、元町	大島地先距岸 1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	6,450
	2		○	"	"	たかべ刺網外2	6,450
	3	○		利島村	利島地先距岸 1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	1,308
	4		○	"	"	たかべ建切網外3	1,308
	5	○		にいじま	鵜渡根島地先距岸 1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外7	680
	6		○	"	"	たかべ建切網外3	680
	7	○		"	新島、式根島及び地内島の地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	9,593
	8		○	"	"	たかべ建切網外3	9,593
	9	○		神津島	神津島、祇苗島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,685
	10		○	"	"	たかべ建切網外2	5,685
	11	○		"	恩馳島地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,720
	12		○	"	"	たかべ建切網外2	1,720
	13	○		神津島、にいじま	神津島村銭洲地先距岸 2,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外3	2,396
	14		○	神津島	"	たかべ建切網外3	2,396

(令和4年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種類		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
三宅支庁管内	共15	○		三宅島	三宅島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	5,127
	16		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	5,127
	17	○		三宅島	大野原島地先距岸1,500m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外8	1,027
	18		○	三宅島、御蔵島村	〃	たかべ建切網外2	1,027
	19	○		御蔵島村	御蔵島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外6	2,135
	20		○	御蔵島村、三宅島	〃	たかべ建切網外2	2,135
八丈支庁管内	21	○		八丈島	八丈島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	5,119
	22		○	〃	〃	いそ魚底刺網	5,119
	23	○		〃	八丈小島地先距岸1,200m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外10	1,374
	24		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,374
	25	○		青ヶ島村	青ヶ島地先距岸1,000m	いせえび、とこぶし、てんぐさ外2	1,350
	26		○	〃	〃	いそ魚底刺網	1,350
計		13	13				

免許年月日 平成25年9月1日 免許存続期間 10年(令和5年8月31日)

(令和4年4月1日)

区分	免許番号	共同漁業権の種別		漁業権者の名称 (漁業協同組合名略)	漁場の区域	漁業の種類	面積 (ha)
		第一種	第二種				
小笠原支庁管内	共62	○		小笠原島	一ノ岩、北之島、中之島、笹魚島、聳島、針之岩及び煤島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがいがい外7	7,817
	63		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	7,817
	64	○		"	嫁島、前島及び後島地先2,000m	いせえび、しやこがいがい外7	2,113
	65		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,113
	66	○		"	孫島、弟島、兄島、西島、東島、父島及び南島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがいがい外7	15,662
	67		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	15,662
	68	○		小笠原母島	母島、向島、平島、姉島、妹島及び姪島地先距岸2,000m	いせえび、しやこがいがい外7	19,174
	69		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	19,174
	70	○		小笠原島、小笠原母島	北硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ外2	3,088
	71		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	3,088
	72	○		"	硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ外2	5,527
	73		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	5,527
	74	○		"	南硫黄島地先距岸2,000m	いせえび、まるさざえ外2	2,746
	75		○	"	"	たかべ建切網、たかべ寄網	2,746
	計		7	7			

免許年月日 令和4年2月2日 免許存続期間 7ヶ月 (令和5年8月31日)

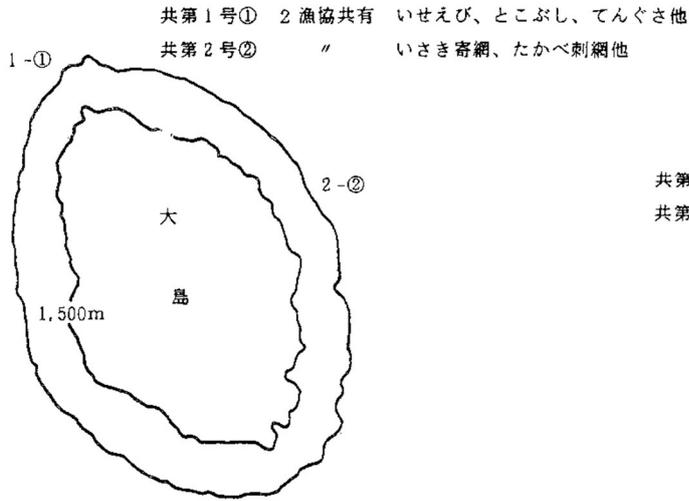
(2) 内水面共同漁業権一覧

(令和4年4月1日現在)

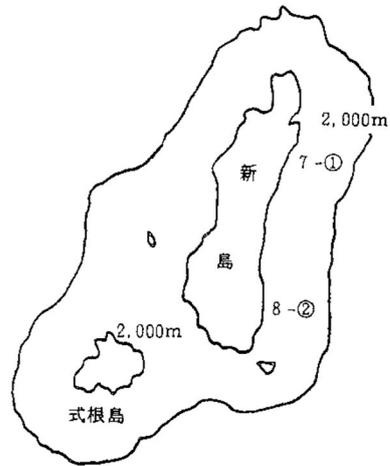
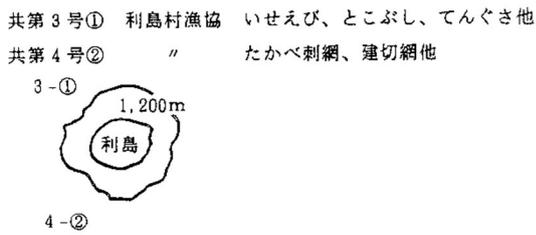
免許番号	種別		漁業権者 名称 (◎印…代表者)	免許 年月日	免 期 間	漁業権魚種
	第一種	第五種				
内共第1号		○	◎奥多摩、氷川	25.9.1	10年	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい
2		○	秋川	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか
3		○	多摩川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
4		○	奥多摩	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい
5		○	◎多摩川、恩方	〃	〃	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか
6		○	東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ
7	○		◎東京東部、大田、芝、港、佃島、中央隅田	〃	〃	えむし、しじみ
8	○		東京東部	〃	〃	えむし、しじみ
9		○	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
10		○	小河内	〃	〃	にじます、やまめ、いわな、うぐい
11	○	○	◎東京東部、埼玉東部、市川市、松戸市	〃	〃	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ
12		○	◎多摩川、川崎河川	〃	〃	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ
13	○		◎多摩川、大田、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
14	○		◎大田、芝、港、佃島、中央隅田、東京東部、川崎河川	〃	〃	えむし、しじみ
15		○	小河内	〃	〃	やまめ、いわな
埼玉県共第5号		○	◎埼玉東部、埼玉中央、埼玉南部、埼玉県北部	26.1.1	10年	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、なます、う、わかさぎ、なます
6		○	◎入間、奥多摩	〃	〃	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ
7		○	◎埼玉南部、東京東部	〃	〃	こい、ふな、うなぎ、なます
計	5	14	43			

(3) 海面漁業権漁場図 (略図)

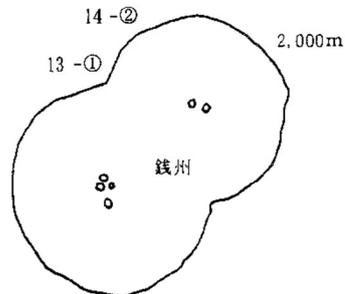
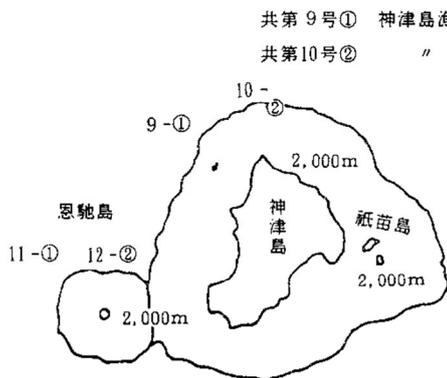
(大島支庁管内)



共第5号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他
共第6号② にいじま漁協 たかべ刺網、建切網他



共第7号① にいじま漁協 いせえび、てんぐさ、とこぶし他
共第8号② にいじま漁協 たかべ建切網他



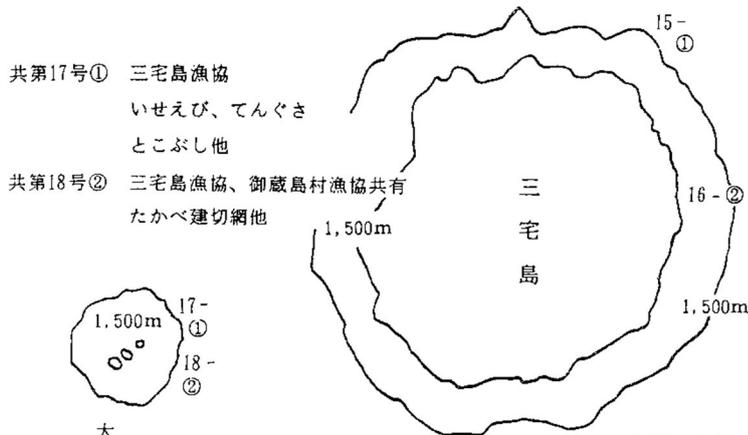
共第11号① 神津島漁協 いせえび、とこぶし、てんぐさ他
共第12号② " たかべ建切網他

共第13号① 2漁協共有
いせえび、とこぶし、てんぐさ他
共第14号② 神津島漁協
たかべ建切網他

(三宅支庁管内)

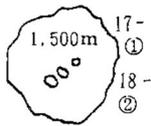
共第15号① 三宅島漁協、いせえび、てんぐさ、とこぶし他

共第16号② 三宅島漁協、御蔵島村漁協共有、たかべ建切網他



共第17号① 三宅島漁協
いせえび、てんぐさ
とこぶし他

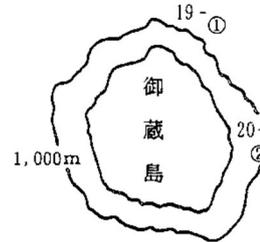
共第18号② 三宅島漁協、御蔵島村漁協共有
たかべ建切網他



大野原島

共第19号① 御蔵島村漁協、いせえび、てんぐさ、とこぶし他

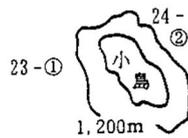
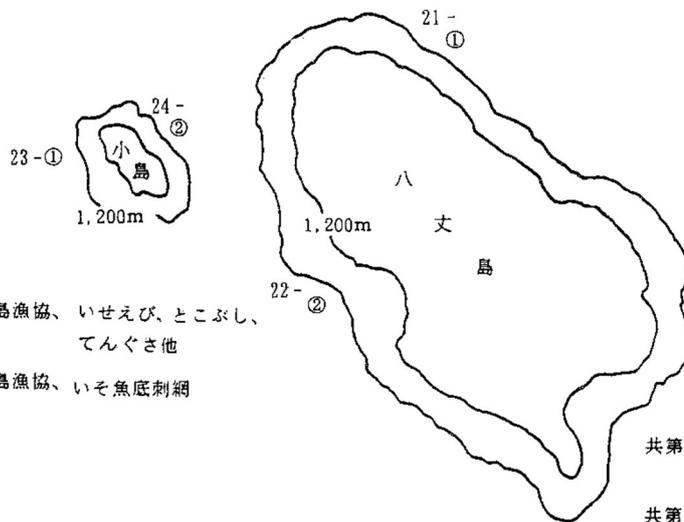
共第20号② 御蔵島村漁協、三宅島漁協共有、たかべ建切網他



(八丈支庁管内)

共第21号① 八丈島漁協、いせえび、とこぶし、てんぐさ他

共第22号② 八丈島漁協、いそ魚底刺網



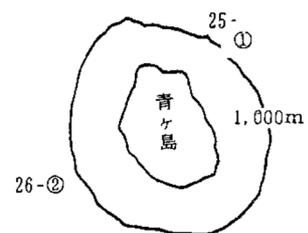
共第23号① 八丈島漁協、いせえび、とこぶし、
てんぐさ他

共第24号② 八丈島漁協、いそ魚底刺網

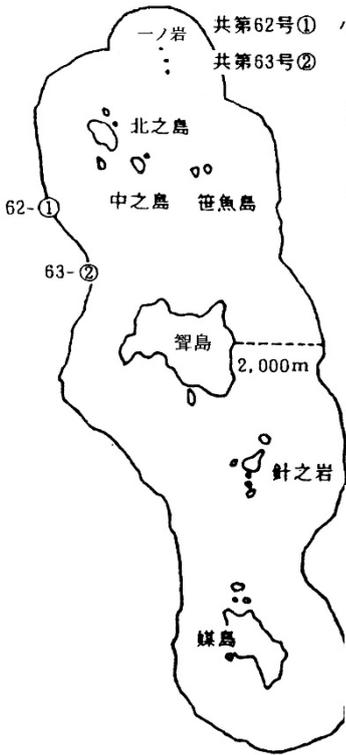
共第25号① 青ヶ島村漁協

いせえび、とこぶし、てんぐさ他

共第26号② 青ヶ島村漁協、いそ魚底刺網



(小笠原支庁管内)



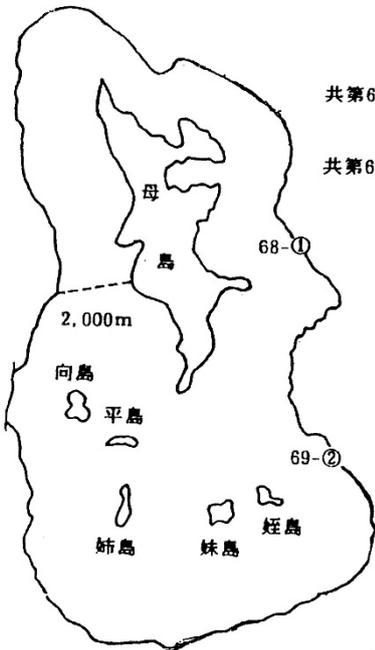
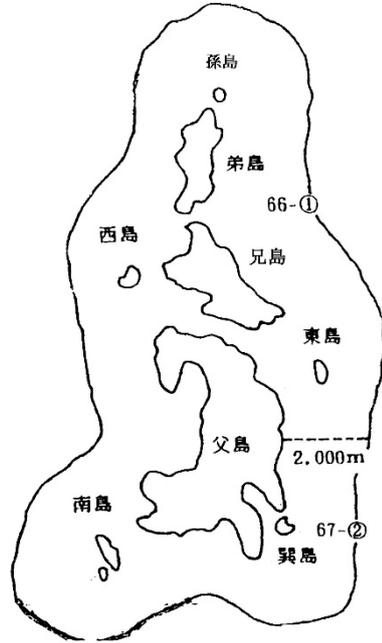
共第62号① 小笠原島漁協 いせえび、しゃこ貝他
共第63号② " たかべ建切網他

共第64号① 小笠原島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第65号② 小笠原島漁協
たかべ建切網他

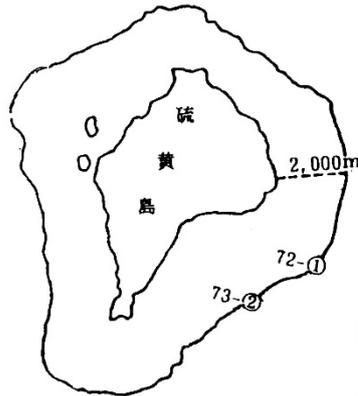


共第66号① 小笠原島漁協
いせえび、しゃこ貝他
共第67号② 小笠原島漁協 たかべ建切網他



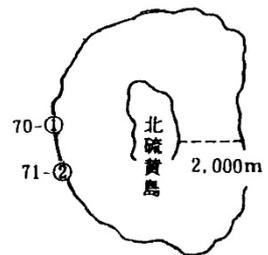
共第68号① 小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第69号② 小笠原母島漁協
たかべ建切網他



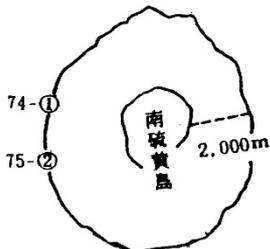
共第72号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

共第73号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
たかべ建切網、他



共第70号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
いせえび、しゃこ貝他

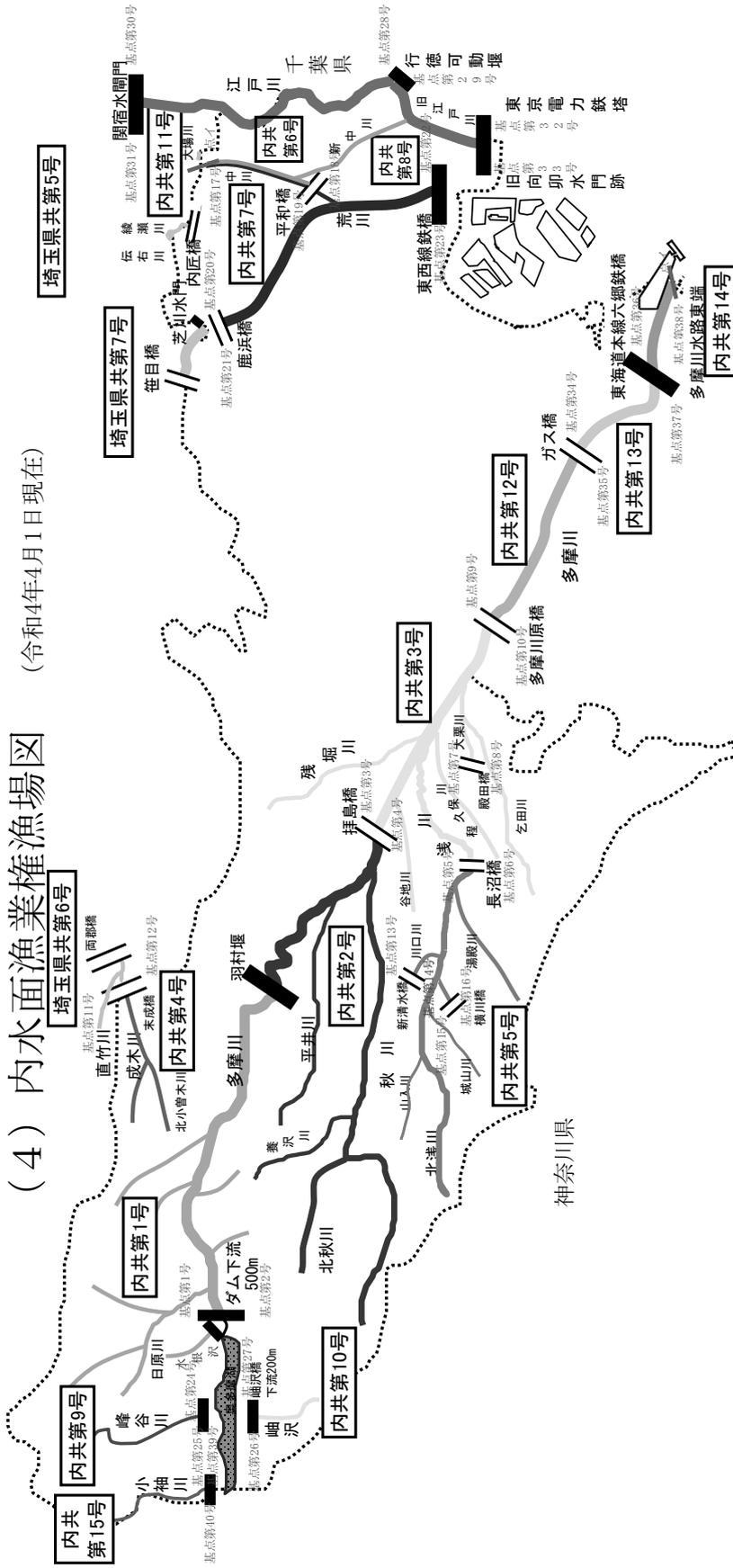
共第71号② 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
たかべ建切網他



共第74号① 小笠原島漁協、小笠原母島漁協
共第75号② " いせえび、しゃこ貝他
たかべ建切網他

(4) 内水面漁業権漁場図

(令和4年4月1日現在)



免許番号	種類	漁業協同組合名 (◎印は代表)	魚種	免許期間
内共第1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号 13号 14号 15号	第5種共同	◎奥多摩 氷川	あゆ、にじます、やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	平成25年9月1日 ～ 令和5年8月31日
	"	◎秋川	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	
	"	◎多摩川	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい	
	"	◎奥多摩 恩方	あゆ、にじます、やまめ、こい、ふな、うぐい	
	"	◎多摩川	こい、ふな、うなぎ	
	"	◎東京東部 大田 芝 港 佃島 中央隅田	えむし、しじみ	
	第1種共同	◎東京東部 小河口内	えむし、しじみ	
	第5種共同	◎小河口内	にじます、やまめ、いわな、うぐい	
	第1、5種	◎東京東部 市川市 松戸市	にじます、やまめ、いわな、うぐい	
	第5種共同	◎多摩川 川崎河川	しじみ、えむし、こい、ふな、うなぎ	
	第1種共同	◎多摩川 大田 芝 港 佃島 中央隅田 東京東部 川崎河川	あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	
	第1種共同	◎大田 芝 港 佃島 中央隅田	えむし、しじみ	
	第5種共同	◎小河口内	やまめ、いわな	
	第5種共同	◎東京東部 埼玉中央 埼玉南部 埼玉東北部	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なます	平成26年11月1日 ～
	埼玉県共 第5号	第5種共同	◎入間 奥多摩	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ
埼玉県共 第6号	第5種共同	◎埼玉南部 東京東部	こい、ふな、うなぎ、なます	
埼玉県共 第7号	第5種共同	◎埼玉南部 東京東部	こい、ふな、うなぎ、なます	

3 漁業許可

(1) 漁業許可件数

(令和4年3月31日現在)

漁業種類	支庁	大島	三宅	八丈	小笠原	その他	合計
中型まき網		3	0	0	0	0	3
本さんご		4	1	13	9	0	27
造礁さんご		0	0	0	2	0	2
かめ		0	0	3	30	0	33
あじさば棒受け網		0	0	5	0	6	11
火光利用さば		0	0	0	0	21	21
小型まき網		0	0	0	0	0	0
機船船びき網		0	0	0	0	0	0
とびうお流し刺し網		3	2	12	0	0	17
とびうお流しまき網		0	0	3	0	0	3
刺し網		0	0	0	0	0	0
潜水器		22	0	0	0	0	22
いそ魚寄せ網		0	0	0	0	0	0
建て切り網		1	0	0	0	0	1
固定式刺し網		1	0	0	0	0	1
四そう張り網		0	0	0	0	0	0
地びき網		0	0	0	0	0	0
小型定置		0	0	0	0	0	0
底はえ縄		0	0	0	0	0	0
底魚一本釣り		0	2	2	43	10	57
ひき縄		0	0	0	42	15	57
まぐろはえ縄		0	0	0	4	20	24
かつお・まぐろ釣り		0	1	0	41	10	52
底立てはえ縄		1	3	3	0	13	20
合計		35	9	41	171	95	351

(2) 他県入会漁業の都県別許可状況

(令和4年3月31日現在)

地域 漁業種類	東京	千葉	神奈川	静岡	その他	合計
あじさば棒受け網	5	3	0	3	0	11
火光利用さば	0	13	2	6	0	21
底魚一本釣り	47	0	0	0	10	57
ひき縄	42	0	0	0	15	57
まぐろはえ縄	4	0	0	0	20	24
かつお・まぐろ釣り	42	0	0	0	10	52
底立てはえ縄	7	0	0	13	0	20
合計	147	16	2	22	55	242

(3) 農林水産大臣指定漁業等進達状況

(R3. 4. 1～R4. 3. 31)

進達内容 漁業種類	許可	転載	試験	認可	承認	書換え 変更	その他	合計
遠洋底びき網								0
以西底びき網								0
沖合底びき網								0
大中型まき網			3					3
母船式捕鯨業								0
北太平洋さんま			2					2
いか釣り	1		2					3
遠洋かつお・まぐろ	2		25					27
近海かつお・まぐろ								0
中型さけ・ます流し網								0
試験操業								0
特定大臣許可漁業等							21	21
沿岸くろまぐろ漁業					16	11		27
合計	3	0	32	0	16	11	21	83

その他は、廃業届、漁獲成績報告、大西洋くろまぐろ年間漁獲割当、出漁届等
 特定大臣許可漁業等は、大西洋等はえ縄等漁業、太平洋底刺し網等漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業
 沿岸くろまぐろ漁業は、太平洋広域漁業調整委員会指示第19号による承認

4 内水面漁業

(1) 主要河川・魚種別放流実績の推移

単位：尾

魚類名	年度	平成29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
	水系名					
あ ゆ	多摩川・秋川	稚 728,760 成 137,000	稚 768,718 成 162,318	稚 831,573 成 104,666	稚 329,900 成 208,115	稚 347,861 成 209,928
にじます	多摩川 秋川・浅川	稚 0 成 124,725	稚 0 成 114,200	稚 0 成 92,464	稚 0 成 122,870	稚 0 成 146,270
こい産卵場	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 0 44カ所	稚 0 56カ所	稚 0 60カ所	稚 0 56カ所	稚 0 52カ所
ふな	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 152,000 成 13,000	稚 152,000 成 13,100	稚 152,000 成 12,650	稚 152,000 成 12,900	稚 152,000 成 9,567
うなぎ	多摩川・秋川 江戸川・中川	稚 7,575 成 0	稚 7,575 成 0	稚 7,843 成 0	稚 7,843 成 0	稚 7,200 成 0
やまめ	多摩川・秋川	稚 220,000 成 127,745 卵 371,500	稚 234,000 成 126,940 卵 371,780	稚 220,000 成 124,800 卵 366,500	稚 330,000 成 48,420 卵 266,500	稚 320,000 成 121,710 卵 266,500
いわな	多摩川・秋川	稚 30,000 成 3,200 卵 10,000	稚 30,000 成 2,450 卵 10,000	稚 30,000 成 2,448 卵 10,000	稚 30,000 成 2,749 卵 0	稚 30,000 成 4,460 卵 0
うぐい等産卵場	多摩川 秋川・浅川	稚 0 成 6,000 145カ所	稚 0 成 6,000 154カ所	稚 0 成 1,800 150カ所	稚 0 成 1,800 151カ所	稚 0 成 1,800 151カ所
かじか	秋川・浅川	35カ所	35カ所	35カ所	33カ所	35カ所
そうぎょ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0
れんぎょ	江戸川	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	稚 0

※「稚」は稚魚、「成」は成魚数((1)~(3)共通)

※「卵」は発眼卵の埋設数(単位:粒)

※こい産卵場欄の下段、うぐい等産卵場欄の下段及びかじか欄は産卵場造成数

※コイについては、コイヘルペスウィルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

(2) 漁業協同組合別、産地別、あゆ放流実績

単位：尾

区分	組合 年度 産別	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合	
		令和2 (2020)	3 (2021)	2 (2020)	3 (2021)	2 (2020)	3 (2021)
義務 放流	人工産 (宮城)	—	—	稚 140,596 成 24,710	稚 139,456 成 47,928	—	—
	人工産 (岐阜)	—	—	—	—	稚 0 成 12,400	稚 0 成 16,000
	人工産 (富山)	—	—	稚 36,408 成 0	稚 65,547 成 0	—	—
	人工産 (栃木)	稚 0 成 110,067	稚 0 成 76,000	稚 152,896 成 16,940	稚 142,858 成 0	—	—
	人工産 (愛知)	稚 0 成 43,998	稚 0 成 40,000	—	—	—	—
	琵琶湖産	—	稚 0 成 30,000	—	—	—	—
多摩川 天然遡上		稚 0	稚 0	稚 0	稚 0	—	—
計		稚 0 成 154,065	稚 0 成 146,000	稚 329,900 成 41,650	稚 347,861 成 47,928	稚 0 成 12,400	稚 0 成 16,000

(3) 漁業協同組合別、にじます・こい・ふな等放流実績

単位：尾

魚類	奥多摩漁業協同組合		秋川漁業協同組合		多摩川漁業協同組合		東京東部漁業協同組合		小河内漁業協同組合	
	令和2 (2020)	3 (2021)	2 (2020)	3 (2021)	2 (2020)	3 (2021)	2 (2020)	3 (2021)	2 (2020)	3 (2021)
にじます	- 成 76,200	- 成 108,370	- 成 30,000	- 成 15,000	- 成 12,570	- 成 13,400	- 成 4,100	- 成 9,500	- 成 4,100	- 成 9,500
こい (産卵場)	稚0 16カ所	稚0 16カ所	稚0 18カ所	稚0 18カ所	稚0 21カ所	稚0 17カ所	稚0 1カ所	稚0 1カ所	-	-
ふな	- 成 600	- 成 600	- 成 10,000	- 成 6,667	- 成 2,300	- 成 2,300	稚 152,000	-	-	-
うなぎ	-	-	稚 2,143	稚 1,500	稚 2,500	稚 2,500	稚 3,200	稚 3,200	-	-
やまめ	稚 130,000 成 23,610 卵 90,000	稚 130,000 成 38,060 卵 90,000	稚 150,000 成 22,000 卵 131,500	稚 150,000 成 80,000 卵 131,500	稚 20,000 成 1,160 卵 15,000	稚 10,000 成 2,000 卵 15,000	-	-	稚 30,000 成 1,650 卵 30,000	稚 30,000 成 1,650 卵 30,000
いわな	稚0 成 1,650 卵 10,000	稚0 成 3,360 卵 10,000	-	-	-	-	-	-	稚 30,000 成 1,099 卵 0	稚 30,000 成 1,100 卵 0
うぐい (産卵場)	- 19カ所	- 19カ所	-	-	稚0 成 1,800 10カ所	稚0 成 1,800 5カ所	-	-	-	-
うぐい・おいかわ (産卵場)	-	-	105カ所	105カ所	15カ所	20カ所	-	-	-	-
かじか	-	-	30カ所	30カ所	3カ所	5カ所	-	-	-	-

※ 15年度以降「こい」については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止策のため放流を中止している。

※ 奥多摩漁業協同組合の放流実績には氷川漁業協同組合放流分を含む。

※ 多摩川漁業協同組合の放流実績には恩方漁業協同組合放流分を含む。

(4) 奥多摩湖魚種別放流経過

区分 年度	月日	魚種	放流数量	大きさ	産地	名
令和元 (2019)	31.7.23	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合	
	31.4.12	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合	
	31.5.22	わかさぎ卵	5,000万粒	発眼卵	芦之湖漁業協同組合	
2 (2020)	2.7.27	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合	
	2.7.7	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合	
3 (2021)	3.8.5	にじます	10,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合	
	3.4.15	やまめ	30,000尾	2g	東京都鮎養殖漁業協同組合	
	3.5.26	わかさぎ卵	4,000万粒	発眼卵	芦之湖漁業協同組合	

5 資源管理

(1) 国の資源管理の取り組み

我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定的に供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要がある。

資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限と漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体だった。

しかし、近年の漁獲に係る技術革新により、従来の管理の手法が限界を迎えつつあり、むしろ、漁獲量そのものの制限に転換しなければ水産資源の持続的な利用の確保が十分になし得ない状況となった。

このような状況に対応するため、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が成立し、数量管理を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後は、改正法による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）による資源管理基本方針において示した基本的な考え方や方向性に基づき、漁獲可能量による資源管理を推進し、令和 12 年度までに、漁業生産量（養殖及び藻類の生産量を除く。）を 444 万トンまで回復させることを目標とする。

(2) 東京都の取り組み

東京都では、農林水産大臣が定めた当該特定水産資源の都道府県別漁獲可能量について、東京都資源管理方針に即して、東京都知事が設定した知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量を定め、それぞれの知事管理区分において当該知事管理漁獲可能量を超えないよう漁獲量の管理を行う。

特定海洋生物資源のうち、東京都に対しては「まさば及びごまさば」、「くろまぐろ小型魚」及び「くろまぐろ大型魚」の知事管理漁獲可能量が配分され、漁獲量の管理を行っている。

また、東京都の海面におけるあじ・さば漁業は、従来から一都三県（東京、千葉、神奈川、静岡）による連合海区漁業調整委員会を開催して漁業調整を行うなど、入会で操業が行われているため、漁獲量の管理に当たっては、関係する他県の漁業者等からも「まさば及びごまさば」の漁獲量報告を受けている。

一方、漁業経営の安定と持続的な漁業生産の実現を目的として、平成 13 年から「はまとびうお」について都独自の漁獲可能量管理を実施している。更に、本施策の目的を達成するために、漁獲可能量と漁獲努力量のバランスを取る必要性から、主に「はまとびうお」を漁獲している「とびうお流し刺し網漁業」の許可等の最高限度等を設定し、「はまとびうお」の利用をコントロールできるようにした。現在、本施策は、法や規則による規制を伴わない漁獲可能量管理として実施している。

今後も、漁業者や漁業団体、東京都資源管理型漁業推進協議会などの意見を踏まえながら、漁獲可能量制度等の的確な運用と、漁協への指導、漁獲量報告体制の整備を進めていく。

TAC量の推移

(単位:トン)

	国TAC魚種の東京都への配分									都TAC	漁獲情報オンライン 端末整備
	さんま	すけとう だら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわい がに	くろまぐろ			
								小型魚	大型魚		
平成8年 (1996)											整備(水産課、大島支庁)
9年 (1997)	—	—	—	—	—	×	—	×	×		整備(三宅、八丈、小笠原支庁、都漁連)
10年 (1998)	—	—	—	—	—	—	—	×	×	TAC協議会で 検討	整備(波浮港、神津島、三宅島 漁協、都漁連)
11年 (1999)	—	—	—	—	20,000	—	—	×	×	TAC協議会で 検討	
12年 (2000)	—	—	—	—	29,000	—	—	×	×	魚種決定	
13年 (2001)	—	—	—	—	29,000	—	—	×	×	40万尾	
14年 (2002)	—	—	—	—	27,000	—	—	×	×	70万尾	
15年 (2003)	—	—	—	—	24,000	—	—	×	×	70万尾	
16年 (2004)	—	—	—	—	25,000	—	—	×	×	70万尾	
17年 (2005)	—	—	—	—	20,000	—	—	×	×	90万尾	
18年 (2006)	—	—	—	—	27,000	—	—	×	×	115万尾	
19年 (2007)	—	—	—	—	34,000	—	—	×	×	126万尾	機器更新(水産課、支庁、伊豆 大島、神津島、三宅島漁協)
20年 (2008)	—	—	—	—	35,000	—	—	×	×	133万尾	
21年 (2009)	—	—	—	—	16,000	—	—	×	×	133万尾	
22年 (2010)	—	—	—	—	19,000	—	—	×	×	140万尾	
23年 (2011)	—	—	—	—	19,000	—	—	×	×	153万尾	
24年 (2012)	—	—	—	—	20,000	—	—	×	×	158万尾	平成24年2月末日をもって運用 終了
25年 (2013)	—	—	—	—	21,000	—	—	×	×	148万尾	
26年 (2014)	—	—	—	—	27,000	—	—	×	×	134万尾	
27年 (2015)	—	—	—	—	26,000	—	—	×	×	149万尾	
28年 (2016)	—	—	—	—	24,000	—	—	×	×	87万尾	
29年 (2017)	—	—	—	—	21,000	—	—	×	×	116万尾	
30年 (2018)	—	—	—	—	12,000	—	—	8.4	23.6	72万尾	
令和元年 (2019)	—	—	—	—	15,000	—	—	9.9	37.0	56万尾	
2年 (2020)	—	—	—	—	10,000	—	—	15.8	48.8	42万尾	
3年 (2021)	—	—	—	—	現行水準 (9,393)	—	—	9.9	61.3	21万尾	

- ・まさば及びごまさばの平成9、10年における配分量は、漁獲統計の未整備から、漁獲管理をする必要のない「—」であった。具体的な数値の配分は、平成11年からである。また、平成18年から管理期間を7月～翌年6月までの1年間に変更。
- ・するめいかについては、平成10年からTAC管理実施。
- ・くろまぐろについては、平成30年からTAC管理実施。
- ・平成22年国TACの配分は、平成22年11月12日農林水産大臣公表、平成23年2月23日一部改正により配分変更。
- ・過去の実績がおおむね100t未満(ずわいがにについては漁獲実績なし。)の魚種については、資源に対する漁獲圧力が無視できる程小さいことから数量を明示せず「—」と表記される。
- ・漁獲情報オンライン端末の運用は、平成24年2月末日をもって終了した。
- ・現行水準の()内は目安数量

6 自主的資源管理支援対策事業

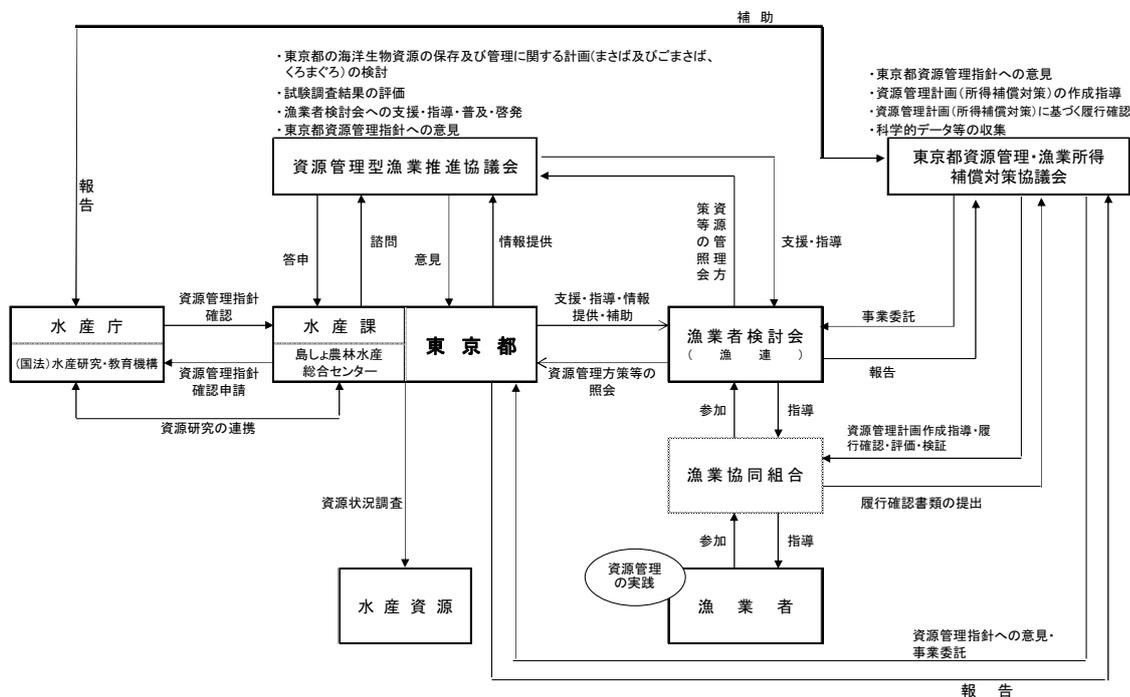
(1) 目的

この事業は、対象となる水産資源の水準、海域・地域の実情等に応じ、漁業者が自主的に行う資源管理の取り組みを支援することにより、資源の回復・増大及び資源の有効利用を促進し、漁業経営の安定を図ることを目的としている。

(2) 事業の経緯

東京都の資源管理関係事業は、昭和63年以降、国の補助事業に沿って実施してきた。国の補助事業は、資源培養管理対策推進事業、資源管理型漁業推進総合対策事業、複合的資源管理型漁業促進対策事業と推移し、平成23年度からは資源管理・漁業所得補償対策として実施している。東京都においては、これらの事業の下で、トコブシ、イセエビなどの磯根資源のほか、キンメダイ、マダイ、ヒラメ及びタカベ等の魚類について、漁業者による資源管理計画の策定を推進している。なお、漁業法の改正により自主的資源管理は、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に資源管理に関する基本的な事項を定め、従来の資源管理計画は、資源管理協定に移行することとなる。

(3) 自主的資源管理支援対策事業推進体制



(4) 資源調査

① キンメダイ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 主要漁場で漁法別、銘柄別漁獲量を集計し、月別、年齢別漁獲尾数を求める。
市場調査	○ 市場で銘柄別に体長を測定する。
生物調査	○ 購入した魚体の、全長、体重、生殖腺重量、肝臓重量等の精密測定を行う。 ○ 耳石による年齢査定を行う。
キンメダイ漁獲統計調査	○ 他県での漁獲量実態の調査を行い、都の漁獲量との比較から、漁獲動向の資料を得る。

② タカベ

調査項目	調査内容
漁獲統計調査	○ 漁協の水揚げ記録から漁獲量の推移（漁場別、月別）を検討する。
漁獲物測定調査	○ 水揚げされた漁獲物の魚体測定と年齢査定を行い、年齢組成と雌雄比等を推定する。
標本船調査	○ 操業日誌の記載内容を調査し、操業実態を把握する。
標識放流調査	○ 分布及び移動を明らかにするため、標識放流を実施する。

(5) 協議会等の開催

① 東京都資源管理型漁業推進協議会

資源管理の目標、方策、体制等や調査結果の評価及び検討、関係者との連絡調整等資源管理の取組を円滑に促進するための指導や普及・啓発を行う。

② 東京都漁業者検討会

資源管理に必要な具体的な目標、方策、体制等に関する検討や、その他資源管理を実施する上で必要となる事項についての検討を行い、資源管理計画を策定することを目的として、漁業協同組合等が設置する。

対象魚種：キンメダイ、マダイ、ヒラメ、タカベ等

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、刺し網漁業、建て切り網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会

③ 一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会

キンメダイの資源管理に関する情報の交換と、都県間の資源管理型漁業に関する円滑な意思の疎通を図ることを目的として設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業、底刺し網漁業

開催主体：東京都漁業協同組合連合会、千葉県漁業協同組合連合会、
神奈川県漁業協同組合連合会、静岡県漁業協同組合連合会

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の漁業者等

④ キンメダイ資源管理に関する漁業者代表部会

キンメダイ資源の持続的な利用を確保するために予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の下に設置されている。

対象魚種：キンメダイ

対象漁業種類：底魚一本釣り漁業、底たて延縄漁業

事務局：水産庁

構成：東京都、千葉県、神奈川県、静岡県の底魚一本釣り漁業者及び底立てはえ縄漁業者等

⑤ 東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会

資源管理・漁業所得補償対策の開始にあわせ設置された協議会。主に、資源管理計画（当該対策が開始された後に作成したもの）の履行確認を行う。委員構成は、東京都、東京都漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合等。事務局は東京都水産課で行うが、独立した機関として業務を行う。

(6) 資源管理計画

① 平成22年度までに作成されたもの

(複合的資源管理型漁業促進対策事業までに基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
トコブシ	八丈島・三根漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 は具の使用禁止 潜水器による操業の制限 等
	三宅島漁協	殻長 50 mm以下採捕禁止 操業日数と操業時間の制限 等
イセエビ	若郷・新島・式根島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	神津島漁協	操業日数・操業時間の制限 漁具・漁法の制限 体長・体重の制限 等
	大島町	操業日数・操業時間の制限 漁具の制限 体長の制限 等
	利島村漁協	操業日数の制限 漁具の制限 体重の制限 等
キンメダイ	東京都漁連	夜間操業の禁止 小型魚の再放流 漁具・漁法の制限 等
マダイ	東京都漁連	小型魚の再放流 等

対象生物	策定機関	主な計画の内容
ヒラメ	東京都漁連	小型魚の再放流 等
タカベ	神津島・にいじま・伊豆大島・元町・利島村・三宅島漁協	漁獲魚の体長制限 操業禁止期間の設定 等

② 平成23年度以降に作成されたもの

(資源管理・漁業所得補償対策に基づき作成されたもの)

対象生物	策定機関	主な計画の内容
イセエビ	利島村漁協、小笠原島漁協	禁漁期間の設定、体重制限、総漁獲量規制 等
テングサ	神津島漁協	禁漁期間の設定 等
メカジキ	小笠原母島漁協	体長制限、漁具の制限 等
キンメダイ	にいじま漁協、神津島漁協、三宅島漁協、八丈島漁協	禁漁期間の設定、体長制限 等
一本釣り漁業 (キンメダイを除く)	にいじま漁協、神津島漁協、三宅島漁協、八丈島漁協	休漁日の設定 等
一本釣り漁業 (メカジキを除く)	小笠原母島漁協	休漁日の設定 等
定置網漁協	神津島漁協、伊豆大島漁協、三宅島漁協	禁漁期間の設定 等
はえ縄漁業	三宅島漁協	禁漁期間の設定 等
そでいか漁業	小笠原島漁協、小笠原母島漁協	禁漁期間の設定 等

7 遊漁船業の登録

東京都管内遊漁船業登録件数

令和4年3月31日現在

区分	内湾	伊豆諸島							小笠原諸島		合計
		大島	利島	式新根島・	神津島	三宅島	御蔵島	八丈島	父島	母島	
業者数	143	8	2	9	16	12	1	24	30	14	259
登録隻数	281	9	2	9	16	14	1	24	32	14	402

8 漁業取締

漁業関連法令違反件数 (R3.4.1~R4.3.31)

違反内容 漁業種類		侵害許可 無許可 無承認	操業区域	禁止区域	制限 又は 条件	禁止漁具 又は漁法	採捕期間 又は 体長制限	計
		漁業権漁業	0	0	0	0	0	0
大臣許可 漁業	大・中型 まき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	底びき網漁業	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0
知事許可漁業		0	0	0	0	0	0	0
委員会承認漁業		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0	0

Ⅲ 水産業基盤整備

1 事業概要

東京都島しょ地域においては、効率的な漁業の推進、漁家所得の安定・向上等を目的として、町村や漁業協同組合等が、必要な共同利用施設の整備や漁場を造成することに対する補助事業を実施している。

伊豆諸島においては、水産経営構造改善事業及び島しょ漁業振興施設整備事業、小笠原諸島においては、小笠原漁業振興施設整備事業及び硫黄島関連漁業対策事業により、諸施設の整備を行っている。

併せて、都の直営事業として、大規模漁場造成、漁場環境管理施設等の整備を行う水産物供給基盤整備事業を実施している。

また、内水面においては、内水面漁業・養殖業の育成とこれらを通じた内水面地域の活性化を目的とし、内水面振興対策事業を実施している。

2 水産経営構造改善事業

沿岸漁業の生産性の向上や漁業の近代化、合理化に対する必要な施策を講ずることにより、沿岸漁業の発展を促進し、沿岸漁業の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことができることを目的に、昭和38年8月沿岸漁業等振興法（平成13年6月廃止、同年6月水産基本法制定）が制定された。都は、同法に基づく沿岸漁業構造改善事業を昭和39年度から伊豆諸島において実施した。

補助事業として平成16年度まで実施され、平成17年度からは、強い水産業づくり交付金水産業強化対策事業として交付金化され、平成29年度からは浜の活力再生交付金水産業強化支援事業となっている。

当該事業は浜の活力再生プランを上位計画として位置づけ、プラン中にその取組の一環として位置付けられた共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大等に必要な施設整備を実施することができる。

(1) 事業内容

① 資源増養殖目標

養殖施設、種苗生産施設、養殖場環境管理施設 等

② 経営構造改善目標

荷さばき施設、鮮度保持施設、作業保管施設、加工処理施設、蓄養施設、燃油補給施設、小規模漁場施設 等

(2) 事業の実績

平成22年度以降、実績なし

3 島しょ漁業振興施設整備事業

島しょ地域における漁業生産基盤の整備、流通等改善施設の整備、漁村環境の整備などにより、漁家経営の安定と地域の活性化を図っている。

○ 事業実績

単位：千円

事業 種目	令和元年度 (2019)			2 (2020)			3 (2021)		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
生産基盤整備事業	つきいそ 自然石 2,770m ³	大島町	26,835	つきいそ 自然石 2,730m ³	大島町	27,913	つきいそ コンクリート 魚礁 4,070基	大島町	26,686
	船揚上架 用台車	大島町	787	燃油補給 施設	神津島村	258,020	つきいそ 自然石 3,404m ³	大島町	26,666
	つきいそ コンクリート 魚礁 24基	神津島村	29,212	燃油補給 施設附帯 設備	神津島村	4,945	つきいそ コンクリート 魚礁 29基	神津島村	30,580
	燃油等補 給施設 設計	神津島村	7,650	つきいそ コンクリート 魚礁 25基	神津島村	29,382	浮漁礁 (製作)	八丈町	46,216
	小型定置 網 設計	三宅村	6,180	小型 定置網	三宅村	88,182			
				定置網 附帯設備	三宅村	12,501			
	小 計		70,664	小 計		420,943	小 計		130,148

単位：千円

事業 種目	令和元年度（2019）			2（2020）			3（2021）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
流通等改善施設整備事業	製氷施設	利島村	14,876	水産物 鮮度保持 施設	大島町	8,982	無線設備	大島町	2,073
	魚体選別機	利島村	5,054	水産物 鮮度保持 施設	大島町	2,831	無線設備	新島村	8,778
	製氷貯氷 冷凍冷蔵 施設付帯 設備	新島村	3,301	製氷貯氷 冷凍冷蔵 施設	新島村	264,539	重量式魚体 選別機	神津島村	8,075
	蓄養施設 改修	新島村	19,247	フォーク リフト	新島村	3,200	無線設備	神津島村	5,680
	貯氷施設 付帯設備	三宅村	8,680	製氷貯氷 施設	三宅村	8,850	製氷貯氷 施設	三宅村	180,160
	出荷資材 保管施設 付帯設備	三宅村	2,145	水産物鮮 度保持施 設付帯設 備	八丈町	28,000	無線設備	三宅村	10,710
	蓄養施設 付帯設備	三宅村	3,300	フォーク リフト	小笠原村	12,076	無線設備	八丈町	23,514
	出荷運搬 等車両	八丈町	6,550	水産物 販売施設	小笠原村	108,650	作業保管施 設付帯設備	都漁連	18,900
	冷凍冷蔵 コンテナ	小笠原 村	12,750	冷凍施設	都漁連	63,000			
	出荷用コ ンテナ	都漁連	50,400	蓄養施設 改修工事	都漁連	35,000			
	小 計	126,303		小 計	535,128		小 計	257,890	

単位：千円

事業 種目	令和元年度（2019）			2（2020）			3（2021）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
小笠原諸島漁業基盤 施設緊急整備事業	水産物等 販売施設	小笠原村	8,510	—	—	—	—	—	—
	設計								
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		8,510	小 計		—	小 計		—
漁業被害防止対策事業	—	—	—	—	—	—	漁船用海水 フィルター	都漁連	13,220
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		—	小 計		—	小 計		13,220
	合 計		205,477	合 計		956,071	合 計		401,256

※四捨五入の関係で、小計を足した数字と合計数字が合わないことがある。

4 水産物供給基盤整備事業

水産物供給基盤整備事業は、国際的に漁業規制が強化されるなかで、動物性蛋白質食料を安定的に供給するため沿岸漁業の重要性が見直され、沿岸漁業の生産力を増大させるために必要な事業を総合的かつ効果的に実施するため、昭和49年5月沿岸漁場整備開発法が制定公布され、沿岸漁場整備開発事業として開始された。その後、漁港漁場整備法に平成14年4月1日に移行し、現在に至っている。

我が国の水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たし、豊かで安心できる国民生活の実現を支えるという役割を将来にわたって十分に果たしていくためには、水産業をめぐる情勢の変化に的確に対応していく必要がある。

このようなことから水産基盤の整備に関しては、水産資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開を図るとともに、より効率的及び効果的に行うことが必要となっている。

このため、漁港及び漁場の計画的な整備による水産物の生産及び流通の基盤づくりを総合的に行う事業を実施し、水産資源の持続的利用と国民のニーズに的確に対応した水産物の安定的な供給及び水産資源の生息環境の保全・創造に資するというものが、この事業の趣旨である。

(1) 水産物供給基盤整備事業

① 都における基本構想

本事業の計画海域は、伊豆諸島及び小笠原諸島である。この海域に点在する島は、良港が少なく、台風や冬季の季節風など自然条件が厳しい。

これらに対応し漁業者の操業を安定させるために、カンパチ、タカベ等魚類を対象とした魚礁設置事業、テングサやイセエビ、トコブシなどを対象とした増殖場造成事業により漁場整備を実施してきたところである。今後は、新たに造成漁場の藻場としての機能にも着目し、漁場整備による資源の維持培養、生産の維持拡大、漁家経営の安定・向上を図っていく。

また、観測機能を有したブイの整備・運用や漁場環境予測システムの開発により、漁海況情報を漁業者がリアルタイムに入手できる体制を構築し、効率的な漁業活動の支援も併せて行う。

② 事業内容

ア 魚礁設置事業

主として魚類の蝟集、発生及び成育が効率的に行われ生産性が高い魚礁漁場を造成するために行う、コンクリートブロック等の設置により整備される漁場

イ 増殖場造成事業

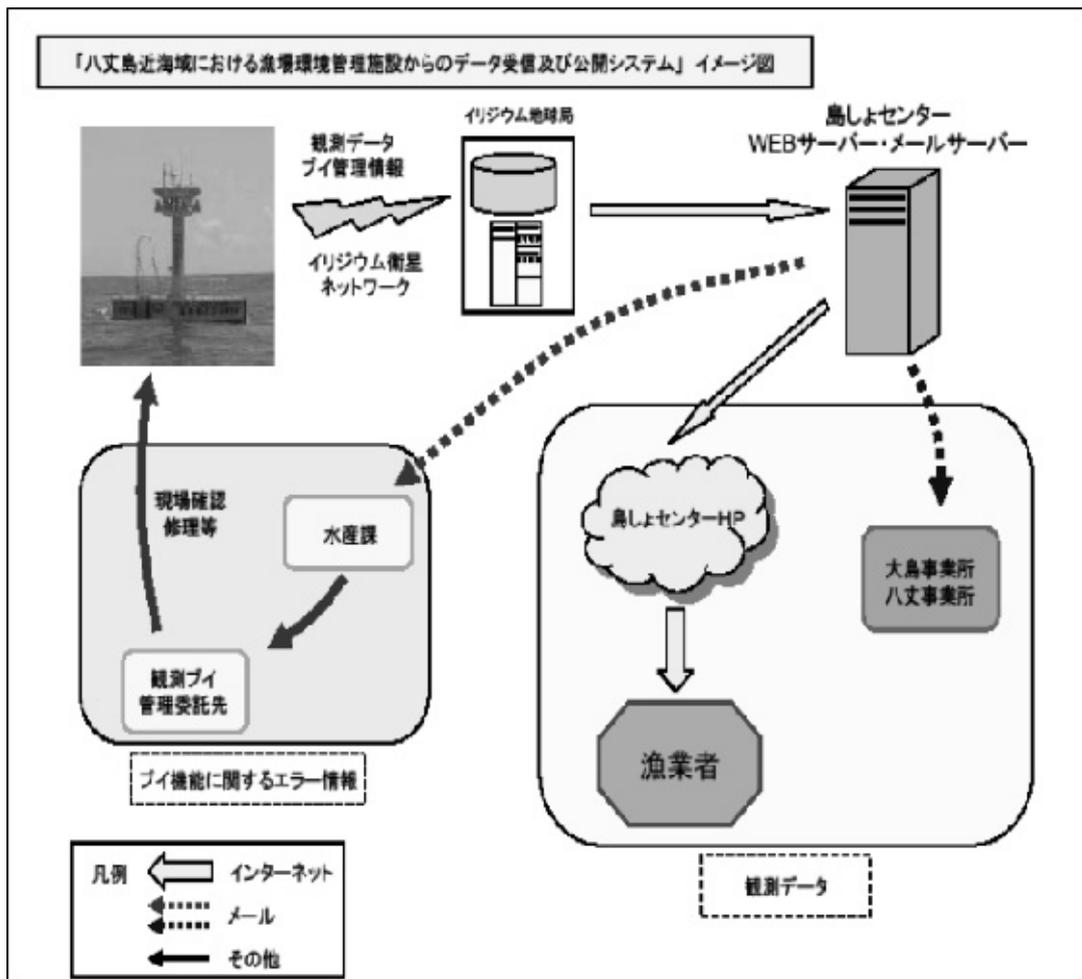
海域及びこれに接続する陸地において、有用水産物の発生及び成育に適した環境を整備するために行う、自然石やコンクリートブロック等の着底基質の設置により整備される漁場

ウ 漁場環境管理施設整備事業

伊豆諸島海域では、黒潮流路によって漁場の位置が大きく変化するため、黒潮流域における水温、流向、流速等の情報把握が非常に重要である。

そこで、漁業者自らが黒潮流域における漁海況情報（水温、風向・風速、流向・流速等）をリアルタイムに把握し、燃油削減など効率的な操業を実現できるよう、観測機能を有したブイを八丈島沖に設置し、観測データを公開している。

また、ビッグデータの利活用による漁海況情報の拡充と操業支援を目的とし、漁場環境予測システムの開発を行った。



単位：千円、()は国費

区分	平成28年度(2016)		29(2017)		30(2018)		令和元(2019)		2(2020)		3(2021)		
	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	規模	事業費	
水産物供給基盤整備事業	魚礁設置事業	大島	調査										
			事業										
		新島	調査										
			事業	自然石 m ³ 12,546.0	110,484 (55,242)								
		神津島	調査										
			事業	海底地形等 測量一式	4,828 (0)								
	小計	調査		4,828 (0)									
		事業	自然石 m ³ 12,546.0	110,484 (55,242)									
	漁場環境管理施設	八丈島	設置/撤去										4,510 (0)
			保守点検		1,724 (0)	4,000 (0)	21,713 (0)	31,931 (0)	15,693 (0)				2,215 (0)
	観測ブイ												
	漁場環境管理施設	観測システム											
		島しよ										5,280 (0)	
		運用											

5 内水面振興対策事業

昭和55年度より国の補助事業を活用し、増養殖施設、種苗生産施設、遊漁関連施設等の整備を行っていた。平成17年度からは「強い水産業づくり交付金（資源管理目標）」として交付金化され、平成29年度からは、「浜の活力再生交付金（資源増殖目標）」となり、内水面漁業環境活用施設整備事業として実施している。

また、平成27年度からは、東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向け、各地の老朽化した施設の改修等により、外国人観光客も含めた幅広い人々を対象に、誰もが使いやすく楽しめる施設の整備を行うため、都の単独事業である内水面漁業振興対策事業を実施している。

(1) 事業内容

① 内水面漁業環境活用施設整備事業

- 内水面漁場環境改善
- 種苗生産施設
- 内水面資源増殖関連施設

② 内水面漁業振興対策事業

- 推進事業
- 施設整備

(2) 事業実績

① 内水面漁業環境活用施設整備事業

事業実績なし

② 内水面漁業振興対策事業

単位：千円

事業 種目	令和元年度（2019）			2（2020）			3（2021）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面 漁業振興 対策事業 （推進事業）	伝統漁法、 体験漁業 イベント	日野市	7,574	伝統漁法披 露・体験漁業 等イベント	日野市	1,432	伝統漁法披 露・体験漁業 等イベント	日野市	2,104
							体験漁業等 イベントの 開催	青梅市	1,105
	小計		7,574	小計		1,432	小計		3,209
内水面 漁業振興 対策事業 （施設整備事業）	釣場管理 棟建設 （工事）	奥多摩町	145,871	遊漁管理 施設（工事）	奥多摩町	12,661	遊漁管理 施設附帯 施設（設計）	奥多摩町	1,980
	養殖池導 水管改修 （工事）	奥多摩町	968	釣り堀及び 養殖池改修 （設計）	奥多摩町	1,100	養殖池改修 （工事）	奥多摩町	4,231

単位：千円

事業 種目	令和元年度（2019）			2（2020）			3（2021）		
	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費	事業内容	実施地区	事業費
内水面漁業振興対策事業（施設整備事業）	放流魚運搬用モノレール	奥多摩町	617	養殖池改修（設計）	奥多摩町	2,200			
	バリアフリートイレ（工事）	日野市	20,860	蓄養池改修・滅菌等改修	あきる野市	48,450			
	放流魚運搬車両（工事）	青梅市	6,330	放流魚運搬車両	あきる野市	6,400			
	養殖池改修（工事）	青梅市	4,750	養殖施設改修	あきる野市	18,735			
				転落防止フェンス	あきる野市	4,188			
				蓄養池防犯フェンス	青梅市	1,070			
				案内看板	青梅市	907			
				蓄養池改修	青梅市	4,450			
				カワウ除けネット更新	青梅市	3,350			
				案内看板	日の出町	6,248			
				多目的トイレ設置	日の出町	33,074			
	小計	179,396	小計	142,833	小計	6,211			
	合計	186,970	合計	144,265	合計	9,419			

※四捨五入の関係で、小計を足した数字と合計数字が合わないことがある。

6 小笠原漁業振興施設整備事業

小笠原諸島は昭和43年6月、米国より返還以来、小笠原諸島復興特別措置法（昭和44～53年）、小笠原諸島振興特別措置法（昭和54～63年）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（平成元～令和5年）に基づき、水産業の復興、振興を目的に共同利用施設の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (4/10)	都 (6/10)
令和元 (2019)	実績なし				
2 (2020)	小笠原母島 漁業協同組合	漁船船員厚生施設 設計	6,510	2,604	3,906
3 (2021)	小笠原母島 漁業協同組合	漁船船員厚生施設 工事	148,890	59,556	89,334

7 硫黄島関連漁業対策事業

硫黄島周辺海域は、従前は優良な漁場であったが、自衛隊等の演習海域に設定されたことにより、漁船の操業が制限されている。この漁業活動の阻害に伴う損失分を緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を目的に生産基盤の整備を実施している。

○ 事業実績表

単位：千円

年度	事業主体	事業規模・内容	事業費	負担区分	
				国 (2/3)	都 (1/3)
令和元 (2019)	小笠原島 漁業協同組合	水産物保管施設 工事（一期）	203,520	135,679	67,841
	合 計		203,520	135,679	67,841
2 (2020)	小笠原島 漁業協同組合	水産物保管施設 工事（二期）	159,020	106,013	53,007
	合 計		159,020	106,013	53,007
3 (2021)	小笠原島 漁業協同組合	漁業用通信施設	44,005	29,336	14,669
	小笠原母島 漁業協同組合	漁業用通信施設	50,790	33,860	16,930
	合 計		94,795	63,196	31,599

8 栽培漁業

東京都の漁業は、伊豆諸島から小笠原諸島に至る広大な海域に我が国有数の好漁場を有しており、漁業者は、その資源を保護・活用しながら、漁業操業を行ってきた。しかし、近年、漁海況の変動に起因する回遊性魚類の来遊量の減少や磯焼けの発生等により、漁業生産量も漸減傾向にある。

漁業経営の安定を図るためには、漁業生産量の維持が重要であり、水産資源の回復及びその持続的な利用を図ることが必要である。

このため、都においては、人工的に種苗を生産・放流し、資源や漁場を適切に管理しながら計画的に生産する「栽培漁業」を推進している。

栽培漁業の推進にあたっては、東京都栽培漁業センターを運営し、種苗を生産・配付するとともに、漁業者をはじめ関係者の積極的な取組を促すため、モニタリング等に対し補助を行っている。

◎ 栽培漁業関係事業

年度	事業内容	経 費	適 用
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサヒ・フトコバシ・サザエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	予算額 162,727千円	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行
2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサヒ・フトコバシ・サザエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	予算額 162,156千円	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行
3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ○栽培漁業センターの維持・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・アサヒ・フトコバシ・サザエの種苗生産・配付 ・基本施設更新・整備 ○栽培漁業の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング経費に対する補助 ・放流経費の一部補助 ○栽培漁業推進協議会の開催 	予算額 156,278千円	<ul style="list-style-type: none"> ○水産課執行 ○大島町、利島村、新島村、神津島村、八丈町 ○水産課執行

◎ 東京都栽培漁業センターの概要

- (1) 事業開始 平成4年10月開所
- (2) 所在地 東京都大島町元町字和泉99番5号
- (3) 設置目的

島しょ地区における減少しつつある沿岸水産資源を回復させるために、種苗の大量生産と安定供給を行うことを目的に設置された。

島しょ地域の基幹産業である漁業の発展は、都民に新鮮な魚介類の提供を図る上で重要な課題であり、栽培漁業センターはその中核基地としての役割を担っている。

(4) 事業内容

① 運営方法

種苗生産・施設管理等を(公財)東京都農林水産振興財団に委託して実施

② 対象生物

アワビ・フクトコブシ・サザエ

③ 配付実績

単位：個

	平成29年度 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
アワビ	166,000	166,000	141,000	141,000	112,000
フクトコブシ	370,000	370,000	240,000	240,000	180,000
サザエ	1,122,300	1,122,500	492,500	492,500	365,000

※災害対応の増産分含む

(5) 施設の概要

管 理 棟	RC 2階建	323.0 m ²
飼 育 棟	鉄骨造 2階建	1,636.5 m ²
機 械 棟	RC 地下1階 地上3階建	159.6 m ²
屋 内 水 槽	10m水槽×8基	
屋 外 水 槽	20m水槽×25基、 10m水槽×4基	
取 配 水 管	取水管 162m、 配水管 32m	
海 水 ろ 過 設 備	圧力式 ろ過能力	225 m ³ /時 4基
車 庫	鉄骨造平屋建	48 m ²
宿 舎	1棟	

9 沖ノ鳥島総合対策事業

日本の国土は、世界で60番目の広さであるのに対し、排他的経済水域は国土面積の1.2倍もあり、世界で6番目の広さである。

その中で、東京都は日本全体の38パーセントにあたる広大な排他的経済水域を抱えている。とりわけ沖ノ鳥島が支える水域は、国土面積にも匹敵しており、これを我が国が実効支配していることを世界に示し、国家の利益を守る必要がある。そのため、都は、平成17年4月から、いち早く経済活動としての漁業操業に対する支援や漁場監視などに取り組み、同年5月には沖ノ鳥島の現状及び島の利活用や資源開発の可能性を探ることを目的に現地視察を実施した。また、平成19年1月に大水深中層浮魚礁を設置し、2月には沖ノ鳥島まで航行可能な漁業調査指導船「興洋」が竣工した。

こうした国家的視点に立った東京都の取組に呼応し、国においても様々な取組を開始した。平成22年6月には「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が制定され、沖ノ鳥島において、排他的経済水域の保全及び利用に関する活動拠点として、国による港湾の整備が進められている。

都としては、引き続き、漁業調査指導船「みやこ」「興洋」による漁場の調査・監視、沖ノ鳥島フォーラムの開催による都民への啓発普及など、我が国にとって重要な意義を持つ沖ノ鳥島への取組を着実に推進していく。

(1) 事業概要

① 事業の目的

沖ノ鳥島周辺海域は、貴重な海洋資源に恵まれ、その利活用は都政の重要な課題である。

一方、近年、伊豆諸島から小笠原海域における漁業資源や漁獲量の減少に伴い、同島周辺での新たな漁場の開拓が求められている。

このため、同島周辺での漁場の開拓、資源管理、漁場監視を積極的に推進し、永続的経済活動の実現を目指す。

② 事業種目

ア 漁場の調査・監視

沖ノ鳥島周辺海域において、漁場の調査・監視を行う。

イ 沖ノ鳥島フォーラムの開催

沖ノ鳥島における都の経済活動を通じた様々な取組を広く都民・国民へ普及啓発するため、沖ノ鳥島フォーラムを開催する。

ウ 大水深中層浮魚礁の撤去

平成28年度末に耐用年数を迎える大水深中層浮魚礁の撤去工事を行う。なお、工事は平成28、29年の二ヶ年で実施した。

(2) 事業実績

単位：千円

年度	事業種目	事業主体	事業内容	事業費
令和元 年 (2019)	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	7,266
	②沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	フォーラム開催及び映像資料等による普及啓発	5,371
	合 計			12,637
2020 年 (2020)	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	4,976
	②沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	オンラインによるフォーラム開催と映像資料等による普及啓発	1,133
	合 計			6,109
3021 年 (2021)	①漁場の調査・監視	東京都	漁業調査指導船による調査・監視	5,185
	②沖ノ鳥島フォーラムの開催	東京都	オンラインによるフォーラム開催と映像資料等による普及啓発	2,420
	合 計			7,605

IV 漁業經營改善对策

1 水産業協同組合の育成

(1) 概要

東京都管内には水産業協同組合法に基づく都知事認可組合として、地区漁業協同組合 24 組合、水産加工業協同組合 3 組合、業種別漁業協同組合 3 組合及び漁業生産組合 2 組合の計 32 組合があり、所属する組合員総数は 7,470 人である。

ア 地区漁業協同組合

伊豆諸島及び小笠原諸島を地区とする島しょ漁協 12 組合、東京湾沿岸の特別区を地区とする内湾漁協 6 組合、多摩川、荒川水系等を地区とする内水面漁協 7 組合（うち 1 組合は内湾漁協と重複）がある。

① 島しょ漁協

島しょ漁協の多くは、島の基幹産業である水産業の基盤として、地域の活性化を支えている。経営基盤の確保等を目的とした合併により 1 町村 1 漁協体制はほぼ達成されたが、長引く不漁や魚価の低迷、漁業者の高齢化等の影響を受け、漁協経営は全般的に厳しい状況にある。

そこで、漁協・漁業者経営支援対策事業に取り組み、東京都漁業経営支援協議会を立ち上げ、漁業関連団体と東京都が一体となって多角的な視点から指導により、漁協の自立・安定した経営を支援している。

② 内湾漁協

東京湾内で自由漁業を営む漁業者を主に組織された組合であり、アサリやアナゴなどを対象とした「江戸前」漁業の振興に尽力している。

③ 内水面漁協

河川における生物資源の保護や増殖、河川環境の保全、遊漁を主とした都民へのレクリエーションの場の提供などの役割を担っている組合である。そのために必要な業務として、河川等への種苗の放流や産卵場の造成、河川釣場の運営などを行っている。

イ 水産加工業協同組合

島しょ地区に新島と八丈島の 2 組合があり、くさや加工に係る原料魚の仕入れ・供給、加工品の受託販売等の業務を行っている。都心地区では、東京都惣菜水産加工業協同組合が原材料の仕入れ・供給などの業務を行っている。また、東京都蒲鉾水産加工業協同組合については、組合員の減少等を理由に、総会の決議により、令和 4 年 3 月 31 日をもって解散した。

ウ 業種別漁業協同組合

金魚を扱う養殖業者により組織された組合と、アユやマス類を扱う養殖業者により組織された組合がある。両組合とも長い歴史を有し地場産業の振興に尽力している。なお 1 組合は休眠中である。

エ 漁業生産組合

海面漁業と内水面漁業の各 1 組合があるが、現在休眠中である。

オ 漁業協同組合連合会

① 東京都漁業協同組合連合会

農林水産大臣が認可した連合会であり、島しょ地区及び内湾地区の 17 組合と都信漁連を会員とし、地区漁業協同組合の上部団体としての業務を行っている。

主な業務としては、漁業経営に係る指導、会員監査等の指導事業のほか、会員に燃油や漁業用資材等を供給する購買事業、会員の取り扱う漁獲物の販売を行う販売事業等を行っている。また、東京臨海部に設置している水産物流センターでは、伊豆諸島の活魚や鮮魚の販売を行っている。

② 東日本信用漁業協同組合連合会

経営資源の結集による経営の安定化を目的として、令和 3 年 4 月 1 日、広域信漁連東日本ブロック 11 都県域（青森、岩手、茨城、千葉、東京、新潟、富山、石川、福井、静岡、三重）の合併により誕生した連合会であり、東京都においては、島しょ地区及び内湾地区等の 20 組合と都漁連が会員となっている。

本連合会は、会員及びその組合員等を対象に、資金の貸し付けや、貯金・定期積金の受入れ等の業務を行っている。

③ 東京都内水面漁業協同組合連合会

東京都知事が認可した連合会であり、内水面漁協（奥多摩、秋川、多摩川、小河内、恩方及び氷川）の 6 組合を会員に組織されている。東京都の補助事業等を行っている。

(2) 種別別組合数・組合員数・会員数

ア 協同組合

(令和3年度)

種別	組合数	組合員数		
		総数	正	准
地区漁業協同組合	24	7,365	4,384	2,981
島しょ漁協	12	3,428	758	2,670
内湾漁協	6	414	202	212
内水面漁協	6	3,523	3,424	99
水産加工業協同組合	3	55	55	0
業種別漁業協同組合	3	50	36	14
漁業生産組合	2	0	0	0
合計	32	7,470	4,475	2,995

イ 漁業協同組合連合会

(令和3年度)

種別	組合数	会員数		
		総数	正	准
東京都漁業協同組合連合会	1	18	17	1
東日本信用漁業協同組合連合会 ^{*1}	1	333 (21)	285 (18)	48 (3)
東京都内水面漁業協同組合連合会	1	6	6	0
合計	3	357	308	49

*1()内は当該連合会東京支店管轄内の会員数である。

(3) 種類別組合名簿
 ア 地区別漁業協同組合
 (島しょ組合)

(令和4年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日	
			正	准	計			
大島支庁管内	伊豆大島	〒100-0212 大島町波浮港1	04992-4-0007	134	917	1,051	96,920	H15.7.1 (合併)
	元町	〒100-0101 大島町元町2-5-7	04992-2-1157	52	242	294	12,316	S25.3.31
	利島村	〒100-0301 利島村13	04992-9-0326	28	34	62	33,124	S26.5.4
	にいじま	〒100-0401 新島村若郷83	04992-5-0781	60	447	507	116,595	H14.7.1 (合併)
	神津島	〒100-0601 神津島村36	04992-8-0007	160	185	345	243,113	S24.9.16
小計	5		434	1,825	2,259	502,068		
三宅支庁管内	三宅島	〒100-1212 三宅村阿古680	04994-5-0011	35	314	349	135,670	S45.12.16 (合併)
	御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村	04994-8-2151	23	50	73	1,209	S25.5.12
小計	2		58	364	422	136,879		
八丈支庁管内	八丈島	〒100-1511 八丈町三根4206	04996-2-0211	106	472	578	280,560	H13.6.1 (合併)
	東京都 島嶼無線	〒100-1511 八丈町三根4206	04996-2-0211	70	0	70	350	S63.4.1
	青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村5	04996-9-0111	20	0	20	非出資	S54.8.23
小計	3		196	472	668	280,910		
小笠原支庁管内	小笠原島	〒100-2101 小笠原村父島字奥村	04998-2-2411	43	4	47	77,344	S43.10.14
	小笠原 母島	〒100-2211 小笠原村母島字元地	04998-3-2311	27	5	32	30,475	S55.4.2
	小計	2		70	9	79	107,819	
合計	12		758	2,670	3,428	1,027,676		

(内湾組合)

(令和4年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
大 田	〒144-0043 大田区羽田6-33-6	03-3741 -9719	35	8	43	19,530	S41.4.20
芝	〒140-0011 品川区東大井2-27-5	03-3761 -1908	34	12	46	23,546	S25.1.18
港	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4301	22	4	26	8,098	S26.4.20
佃 島	〒104-0051 中央区佃1-7-10	03-3531 -3041	22	19	41	14,260	S27.10.11
中央隅田	〒111-0052 台東区柳橋1-5-11	03-5829 -4780	30	21	51	57,520	S28.6.9
東京東部	〒134-0013 江戸川区江戸川4-16-36	03-5661 -0126	59	148	207	20,070	S24.12.19
合 計	6		202	212	414	143,024	

(内水面組合)

(令和4年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
奥多摩	〒198-0174 青梅市御岳2-333	0428-78 -8393	681	0	681	非出資	S25.3.10
秋 川	〒190-0171 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	1,821	2	1,823	非出資	S28.9.1
多摩川	〒183-0055 府中市府中町2-25	042-361 -3542	382	0	382	非出資	S26.8.18
小河内	〒198-0225 奥多摩町川野529	0428-86 -2623	130	0	130	3,900	S57.11.12
恩 方	〒192-0156 八王子市上恩方町1353	042-651 -0869	98	0	98	1,558	S62.8.14
氷 川	〒198-0212 奥多摩町氷川1793	0428-83 -8588	312	97	409	7,105	H7.12.28
合 計	6		3,424	99	3,523	12,563	

イ 水産加工業協同組合

(令和4年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
新 島	〒100-0402 新島村本村くさやの里	04992- 5-0641	16	0	16	17,433	S24.8.4
八 丈 島	〒100-1511 八丈町三根4205	04996- 2-2256	24	0	24	10,023	S47.9.2
東 京 都 蒲 鉾							R4.3.31 解散
東 京 都 惣 菜	〒135-0061 江東区豊洲6-6-3	03-6633 -3323	15	0	15	2,100	S51.9.13
小計	3		55	0	55	29,556	

ウ 業種別漁業協同組合

(令和4年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東京都淡水魚養殖	〒134-0091 江戸川区船堀7-19-15	03-3687 -2448	19	14	33	7,532	S24.6.28
東京都鮎鱒養殖	〒192-0156 八王子市上恩方町4539	042-651 -3068	17	0	17	非出資	S38.5.30
東 京 都 鯖 釣							(休眠)
小計	3		36	14	50	7,532	

エ 漁業生産組合

(令和4年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数	出資金額 (千円)	設立年月日
熊 栄 丸					(休眠)
東 京 都 淡 水 魚					(休眠)
小計	2			0	0

オ 漁業協同組合連合会

(令和4年7月1日現在)

組合名	所在地	電話番号	組合員数			出資金額 (千円)	設立年月日
			正	准	計		
東 京 都 漁 業 協同組合連合会	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -4161	17	1	18	156,500	S25.1.25
東日本信用漁業協 同組合連合会 東 京 支 店	〒108-0075 港区港南4-7-8	03-3458 -3031	18	3	21	176,950	R3.4.1
東京都内水面漁業 協同組合連合会	〒190-0071 あきる野市養沢1311	042-596 -2215	6	0	6	非出資	S28.11.13
小計	3		41	4	45	333,450	

2 漁業金融

(1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金は、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」を参考にした「東京都漁業近代化資金利子補給規則」（昭和 42 年規則第 118 号）に基づく。

この資金の目的は、漁業者等に対する長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することである。その制度は、漁業者等に対する融資機関である東京都信用漁業協同組合連合会等に、都が利子の一部を補助（利子補給）するものである。

① 資金の種類

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 漁船資金 | 14 漁業経営資金 |
| 2 施設資金 | 15 組合経営改善資金 |
| 3 漁業用機具資金 | 16 てんぐさ漁業資金 |
| 4 漁具資金 | 17 信用事業強化対策資金 |
| 5 養殖資金 | 18 漁業特別対策資金 |
| 6 環境整備資金 | |
| 7 漁場改良造成施設等資金 | |
| 8 海浜等環境活用施設資金 | |
| 9 漁村給排水施設資金 | |
| 10 漁家住宅資金 | |
| 11 初度的経営資金 | |
| 12 密漁監視施設資金 | |
| 13 水産業労働力確保施設資金 | |

② 漁業近代化資金貸付状況 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)

単位：千円

概要			貸付月内訳									
資金種類	件	金額	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	3月
漁船	13	150,530	84,700	4,400		8,800	15,130	7,500				30,000
その他	17	36,000	2,000		2,500	17,000	1,500	2,000	4,000	6,000	1,000	
合計	30	186,530	86,700	4,400	2,500	25,800	16,630	9,500	4,000	6,000	1,000	30,000

③ 漁業近代化資金利子補給実績 (R3. 1. 1～R3. 12. 31)

単位：円

資金種類	金額
漁船資金	5,778,217
施設資金	372,518
漁具資金	0
養殖資金	0
海浜等環境活用資金	2,266
水産業労働力確保施設資金	0
漁業経営資金	0
組合経営改善資金	113,153
てんぐさ漁業資金	0
信用事業強化対策資金	0
漁業特別対策資金	522,648
計	6,788,802

④ 漁業近代化資金利子補給承認実績

単位：千円

年度	平成29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
漁船関係	9件	16件	5件	9件	13件
	99,940	137,070	56,500	66,900	150,530
その他	1件	2件	0件	8件	17件
	1,350	81,000	0	29,000	36,000
計	10件	18件	5件	17件	30件
	101,290	218,070	56,500	95,900	186,530

(2) 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号）が制定されたのに伴い、都でも東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年規則第 145 号）を制定した。沿岸漁業従事者に対し、経営若しくは操業状態又は生活の改善を目的に、近代化な漁業技術、漁ろう安全確保施設又は合理的な生活方式導入を自主的に促進させると同時に、漁業後継者が近代的経営方法を習得することを助長するために、資金の貸付けを行っている。

貸付利率 無利子

償還期間	1 経営等改善資金	2～10 年
	2 青年漁業者等養成確保資金	5～10 年

① 資金の種類

経営等改善資金

- 1 操船作業省力化機器等設置資金
- 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金
- 3 補機関等駆動機器等設置資金
- 4 燃料油消費節減機器等設置資金
- 5 新養殖技術導入資金
- 6 資源管理型漁業推進資金
- 7 環境対応型養殖業推進資金
- 8 乗組員安全機器等設置資金
- 9 救命消防設備購入資金
- 10 漁船転覆防止機器等設置資金
- 11 漁船衝突防止機器等購入等資金
- 12 漁具損壊防止機器等購入資金
- 13 特認資金

青年漁業者等養成確保資金

- 1 研修教育資金
- 2 高度経営技術習得資金
- 3 漁業経営開始資金

② 沿岸漁業改善資金貸付状況

単位：千円

年度	融資枠	資金種類		件数	金額
平成27 (2015)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
28 (2016)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	18,000
		計		1	18,000
29 (2017)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	3,400
		計		1	3,400
30 (2018)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
令和元 (2019)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	2,400
		計		1	2,400
2 (2020)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金		0	0
		計		0	0
3 (2021)	47,000	経営等改善資金		0	0
		青年漁業者等養成確保資金	漁業経営開始	1	4,200
		計		1	4,200

(3) 全国漁業信用基金協会東京支所

ア 概要

本協会の前身である東京都漁業信用基金協会は、中小漁業融資保証法に基づき、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和50年10月1日設立された。金融機関から資金の貸付けを受ける中小漁業者等の債務を協会が保証することにより、中小漁業者等が必要とする資金の円滑な融資を実現している。また、漁業金融面における漁業者の要望に対応するため、安全かつ有利な基金の運用を通じて信用力の補完を充実し、中小漁業金融の円滑化への役割を果たしてきた。

全国的な漁業生産量の低下、漁業者の高齢化に伴う就業者数の減少等から保証残高の減少等の影響が出る中、国や漁業信用基金中央会は、全国42協会に対し、経営基盤の強化を行い信用保証業務が安定的に行えるよう、段階的な広域合併の取り組みを図り、第1次合併として、平成29年4月に全国19の協会の合併による「全国漁業信用基金協会」が設立された。

東京都漁業信用基金協会は、平成31年4月に実施された第2次合併に参加し、全国漁業信用基金協会東京支所となった。第2次合併にはこのほか全国17の協会が参加している。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、水産物の需要減少による魚価の下落など、漁業経営に大きな影響を与えたほか、燃油や資材の価格高騰に加え、資源や環境変動による不漁など、漁業生産の不安定化が顕著となった。こうした状況下において、全国漁業信用基金協会（東京支所）では、漁業経営に必要な資金調達の円滑化に努め、前年度の約2倍に当たる2億1600万円の新規保証を実行した。

イ 出資金（東京支所分のみ）

（令和4年3月31日現在）

出 資 別	出資額（千円）			出資比率（%）		
	近代化	一般	計	近代化	一般	計
民 間	64,950	16,050	81,000	18.0	4.5	22.5
地方公共団体	218,800	61,050	279,850	60.6	16.9	77.5
合 計	283,750	77,100	360,850	78.6	21.4	100.0
民間内訳：漁協17、都漁連、信漁連、加工組合2、漁業者3、協同会社1						
地方公共団体内訳：東京都、市町村8						

ウ 保証内容

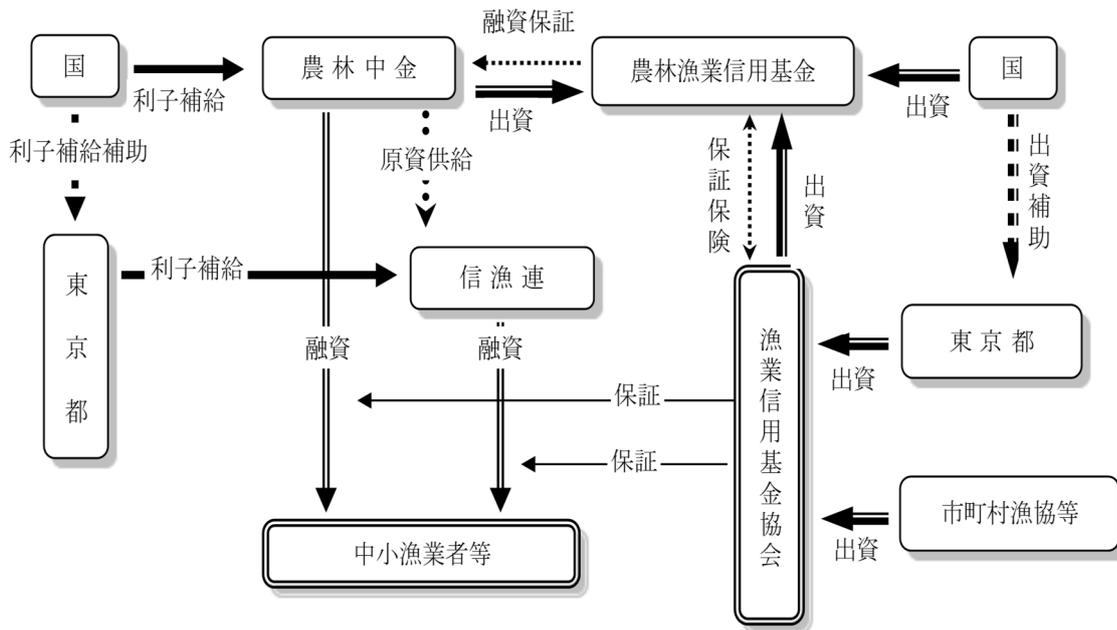
区 分	近代化資金	一般資金
対 象	(公)の近代化資金の個人	事業資金(信漁連)
保 証 倍 率	出資金の40倍	出資金の15倍
保 証 料	0.53%	0.85%
保 証 期 間	貸付期間	貸付期間

エ 保証実績

(単位:千円)

区 分			平成29年度 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
近代化資金	保証実績	件数	53	59	60	60	67
		金額	352,344	469,988	441,552	417,596	477,730
一般資金	保証実績	件数	3	3	4	16	34
		金額	5,200	18,815	17,045	53,155	108,565
保証実績合計		件数	56	62	64	76	101
		金額	357,544	488,803	458,597	470,751	586,295

オ 制度の仕組み



3 ギョシヨク普及事業

東京産の水産物は、生産の主体が島しょ地域であり、生産の場と消費者の場が乖離していることなどから、都民に正しい情報が伝わりづらい環境にある。

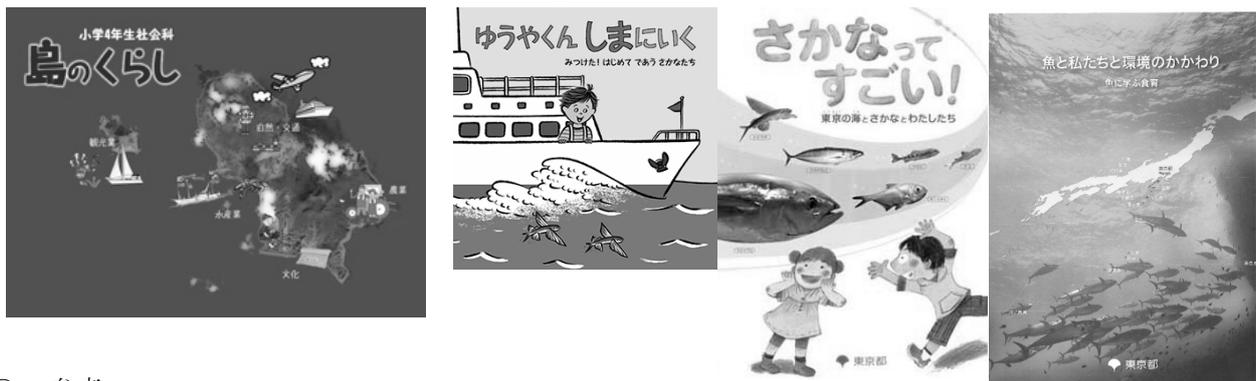
このため、東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大を図るため、平成21年度から東京の水産物・水産業を介した食育活動を、教育現場をはじめ、様々な機会を活用し積極的に展開している。

○ 事業実績表

年度	事業内容	開催回数(回)	参加者数(人)
平成24 (2012)	①東京の魚の食べ方プロデュース	80	707
	都民を対象とした料理教室	80	707
	②浜のかあさんと語ろう会	10	628
	③職員による出前講座	18	1,426
	合計	108	2,761
25 (2013)	①浜のかあさんと語ろう会	10	633
	②職員による出前講座	13	955
	合計	23	1,588
26 (2014)	①副教材の作成 (小学校4年生の社会科授業副教材「島のくらし」)	—	—
	②職員による出前講座	18	1867
27 (2015) ～	HP「東京都「ギョシヨク」のへや」開設 (URL http://sakana.metro.tokyo.lg.jp/) オンライン教材の公開、印刷教材のPDFファイルダウンロードの開始		

・「浜のかあさんと語ろう会」は、平成26年度より「水産物加工・流通促進対策事業」に移行。

○ 副教材『小学4年生社会科「島のくらし」』と印刷教材3種(HP「東京都「ギョシヨク」のへや」に掲載)



○ 参考

東京産水産物の東京都学校給食会への出荷数量 (ムロアジ・トビウオ・メダイ) (単位: kg)

平成27年度 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
20,990	23,590	20,813	16,805	14,697	9,989	8,050

4 水産物加工・流通促進対策事業

東京の島しょ海域では、中級魚の漁獲量が減少している反面、資源量は豊富であるが市場が小さく大量に獲れた場合に安価になるものや、サイズが小さく規格外で売れないものなどがある。

一方、水産資源は加工することで、高付加価値、安定供給が可能になるとともに、多様な魚種の利用が中級魚への漁獲圧力を低減させる効果がある。

このため、平成25年度から水産資源を活用した加工品の開発とその販路開拓を支援し、水産資源の持続的な利用と都民への水産物の安定供給を図るため、水産物加工・流通促進対策事業を展開している。

また、平成29年度から島外販売に向けた商品の企画開発、販路拡大、量産体制の整備を行い、水産加工団体の経営力強化を図ることを目的とした、水産加工経営強化促進事業を開始した。

○ 事業実績

水産物加工・流通促進対策事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
令和2 (2020)	消費・流通対策（学校給食への対応） ・浜のかあさんと語ろう会（1,012名参加）	八丈町	3,332
3 (2021)	消費・流通対策（学校給食への対応） ・浜のかあさんと語ろう会（922名参加）	八丈町	3,273

水産加工経営強化促進事業

単位：千円

年度	実施内容	事業主体	事業費
令和2 (2020)	競争力のある商品の開発 島外への販路拡大	伊豆大島漁協	1,554
	量産体制の確保	八丈島漁協女性部	2,732
	新製品開発（新型コロナウイルス感染症対策）	東京都漁業協同組合 連合会	5,364
	新販路開拓（新型コロナウイルス感染症対策）	東京都漁業協同組合 連合会	4,363
3 (2021)	新製品開発（新型コロナウイルス感染症対策）	東京都漁業協同組合 連合会	8,400

5 離島漁業再生支援事業

集落協定に基づき、漁業集落が実施する漁場の生産力の向上や、観光業など島のお産業と連携した取組を支援することにより、島しょの主要産業である漁業を活性化させて、地域の底上げを図るとともに水産業・漁村の多面的機能の維持増進に資する。

○ 取組概要

令和4年3月31日現在

		大島町	新島村	神津島村	三宅村	御蔵島村	小笠原村
集落協定数		2	1	1	1	1	2
協定参加世帯数		121	29	101	35	22	70
漁場の生産力の向上に関する取組	種苗放流					●	
	漁場の管理・改善	●		●		●	●
	産卵場・育成場の整備			●	●	●	
	漁場監視	●	●		●	●	●
	その他						
創意工夫を生かした取組	新たな漁具・漁法の導入	●		●			●
	新規漁業への着業			●			
	新規養殖業への着業						
	低・未利用資源の活用		●	●	●	●	
	高付加価値化	●			●	●	●
	流通体制改善					●	
	伝統漁法の取組			●			
	販路拡大	●	●	●	●	●	●
	その他					●	
新規就業者に関する取組						●	
事業費（単位：千円）	15,550	5,040	13,706	786	3,396	7,679	

事業費負担区分：国2/4、東京都1/4、町村1/4

6 水産物認証取得支援事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会における食材等の調達コード（方針）が平成 29 年 3 月に公表された。水産物については、環境負荷が少なく適切な資源管理下の漁業による漁獲物であることが基準の一つとして定められ、MEL※1 や MSC※2 などの「水産認証」を取得していることが要件となった。

東京都は、同大会での都内産水産物の提供に向け、平成 28 年度から都内認証取得対象者への認証取得に要する費用を支援している。

※1 MEL (Marine Eco-Label Japan) : 日本発の水産エコラベル

※2 MSC (Marine Stewardship Council) : イギリス発の水産エコラベル

○ 支援対象となる事業のしくみ

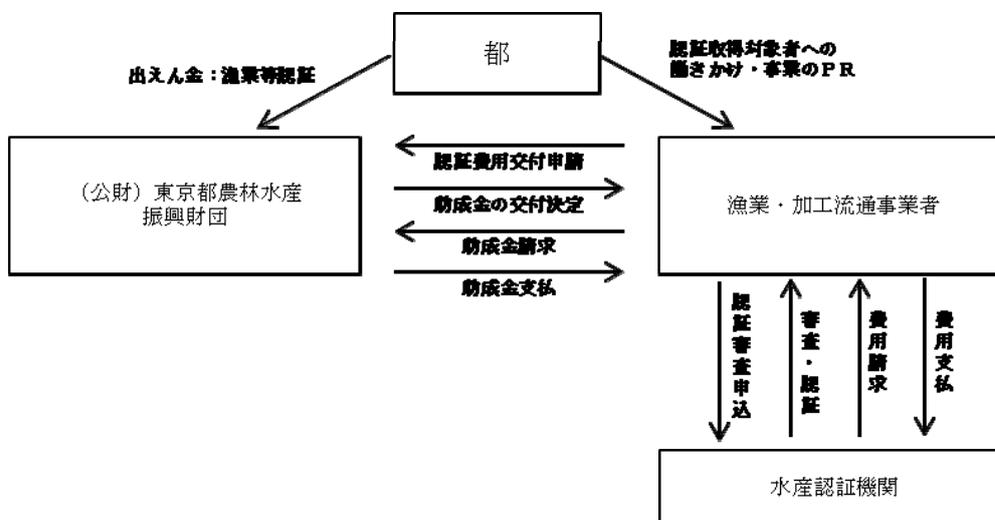
(1) 生産段階認証

環境負荷が少なく適切な資源管理下で行われているとされた漁業とその魚種に与えられる認証。

(2) 流通加工段階認証（COC認証）

生産段階認証を取得した魚種を取扱うサプライヤー（卸会社など）において、当該魚種の受け入れから出荷まで他産地産と混ざらない等のトレサビリティが確保されていることを認証する。

○ 事業のしくみ



○ 事業実績

実施内容	平成30年度 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
生産段階 認証	伊豆・小笠原諸島一本釣り漁業 伊豆諸島タカベイサキ刺網漁業 伊豆諸島採藻漁業 多摩川シジミ漁業	年次更新（7件）	取得実績なし	取得実績なし
流通加工 段階認証	流通加工段階認証（2件）	年次更新（2件）	取得実績なし	取得実績なし

7 東京産水産物の海外販路開拓事業

都の水産業は漁獲の低迷に加え、魚価の高いキンメダイに漁獲が集中し、キンメダイ資源状態も悪化している。また、それ以外のハマダイ、メダイ、カツオ等といった主要魚種についても資源が悪化傾向にある。

都の水産業を将来にわたり持続的に維持していくためには、キンメダイをはじめとする主要な魚種で資源管理をより強化する必要がある。資源管理の推進のためには、漁獲制限等により生じる漁業者の経済的負担の軽減が不可欠であることから、東京産水産物の販路多角化を図り、魚価向上に取り組む必要がある。

一方、水産物の国際取引価格は、国際的な需要の高まりを背景に上昇基調であり、今後も高値で推移すると予測される。このため、令和2年度から販路多角化の一環として、東京産水産物の海外輸出について検討するとともに、東京産水産物を取扱う事業者が行う販売活動への支援を実施していく。

○ 事業実績

単位：千円

年度	実施内容	事業費
令和2 (2020)	基礎調査 ・対象国の基礎情報、現地市場調査等 (香港、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン)	17,985
3 (2021)	基礎調査 ・対象国の基礎情報、現地市場調査、鮮度保持試験等 (アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦(ドバイ))	16,698
	プロモーション事業 ・アジア4都市を対象とした東京産水産物のプロモーション (香港、シンガポール、タイ(バンコク)、フィリピン(マニラ))	24,800

V 漁業補償対策

1 漁業共済

(1) 漁業災害補償制度

ア 制度の発足と改正

漁業災害補償制度は、昭和39年に施行された漁業災害補償法に基づき、経営基盤が脆弱な中小漁業者を対象として、沿岸・近海漁業の気象や海況の変化等によって生じる不慮の事故による損失の補償について、国が不漁対策の一環として施策に位置づけたことに始まった。その後、昭和63年の漁協一括加入方式の導入など数度の改正を経て、収支均衡のとれる漁業共済制度へと改善が図られてきた。

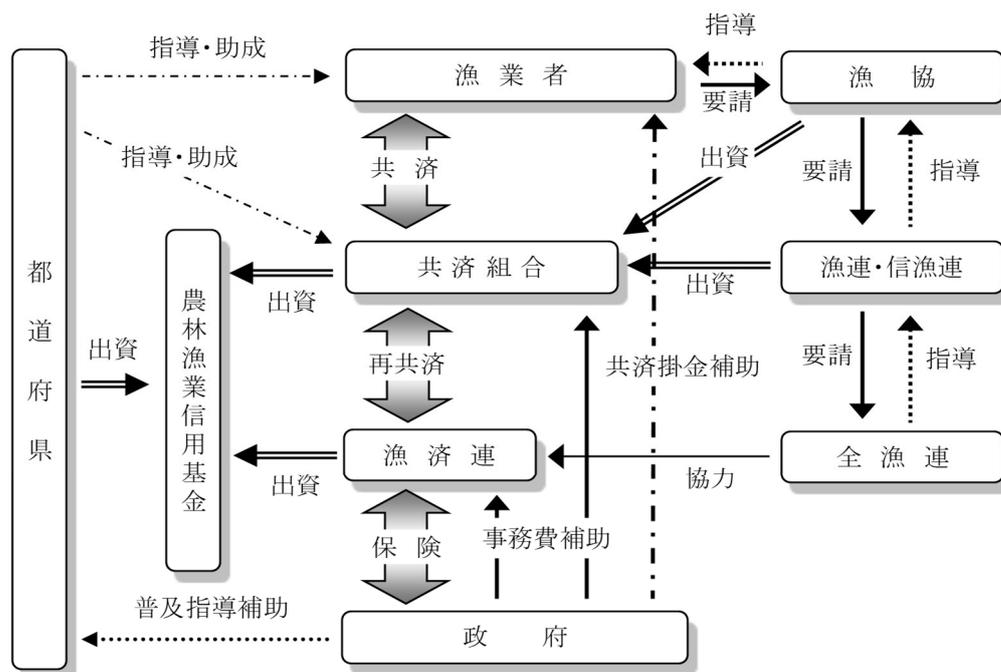
新海洋秩序下における漁業は漁獲競争の時代から協調による資源管理の時代へと移行しているが、人知を超えた資源の変動や魚価安等により漁業経営は圧迫されており、漁業共済の果たすべき役割は増大している。

このような状況下において、加入要件の緩和、共済対象の拡大等により加入促進を図るとともに、平成23年度からの漁業収入安定対策事業など、本制度は適宜改正され、漁業経営の安定に貢献している。

イ 制度の目的

中小漁業者の営む漁業について、異常の事象又は不慮の事故による損失を補てんし、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的としている。

ウ 制度の仕組み



エ 主な漁業共済の種類

漁業共済	漁獲共済	不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	1号漁業	採貝・採藻業(わかめ、こんぶ、てんぐさ、あわび)
			2号漁業	漁船漁業及び定置漁業
	養殖共済	養殖水産生物の死亡、流失等による損害を補償 (物損保険方式)	貝類	かき、真珠貝
			魚類	はまち、たい、さけ・ます、ふぐ、かんぱち、ひらめ、すずき、ひらまさ、まあじ、しまあじ、まはた、すぎ、まさば、くろまぐる、めばる、かわはぎ
	特定養殖共済	特定の養殖業について、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失を補償 (収穫高保険方式)	藻類	のり、わかめ、こんぶ
			貝類等	真珠母貝、ほたて貝、かき、くるまえび、うに、ほや
	漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の損壊等による損害を補償 (物損保険方式)	養殖施設	浮流し式養殖、はえ縄式養殖、くい打ち式養殖、いかだ、網いけす
			漁具	定置網、まき網
	休業補償共済	漁船、定置網の損傷により発生した減収等を補償 漁獲共済2号漁業に加入している者が対象		

(2) 漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理に取り組む漁業者の経営を支援することを目的とした事業。

この事業を利用するためには、漁協等が作成した資源管理計画に参加し、計画内容を遵守していること、漁業共済に一定以上の割合で加入していることが必要となる。

ア 積立ぷらす

漁業者の収入が減少した場合に、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする事業。

漁獲金額の減少に応じて、漁業者1：国3の割合で補てんされる。

イ 共済掛金追加補助

漁業者が負担する純共済掛金から、法律に基づく現行の国庫補助を差し引いた自己負担金額に対し、その半分相当をさらに上乘せ補助する事業

(3) 漁業共済の現況

ア 全国合同漁業共済組合

設 立 平成18年10月

出資金 862,240,000円(令和4年3月31日現在)

組合員 組合及び連合会(秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、和歌山県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、高知県、大分県、沖縄県)

イ 事業の状況

全国合同漁業共済組合は、漁業共済組合の区域の広域化により、経営基盤の強化、運営コストの削減、漁業者サービスの向上を図ること目的として、平成18年10月に7府県の漁業共済組合が合併し設立された。

東京都漁業共済組合は、平成21年10月1日に全国合同漁業共済組合と合併し、東京都事務所として事業を実施してきたが、令和2年度に事務所は廃止され、本所直轄となり、組合本所が都島しよ地区における漁獲共済及び漁業施設共済に係る事業を実施している。

近年では、資源管理の推進に伴う、漁業収入安定対策事業への加入が進んでいる。

ウ 加入区の設定

加入区は、漁業災害補償法に基づき、知事が漁業権、漁業種類等を基準として一定の水域、区域及び区分を定めるものであり、現在、都島しよ地区においては、漁協単位に次表の加入区数が設定されている。

	第1号漁業 (てんぐさ採藻業)	第2号漁業 (漁船・定置漁業)
大島支庁管内	5	5
三宅支庁管内	1	1
八丈支庁管内	1	1
小笠原支庁管内	-	2

2 漁船保険

(1) 漁船保険制度

ア 制度の目的

漁船損害等補償法に基づき、漁船が不慮の事故による損害や漁船の運航に伴う不慮の費用負担などを、保険の仕組みを通じて漁業者が相互にてん補し合い、漁船の復旧や更新を容易にすることにより、漁業経営の安定を図ることを目的とする。

イ 漁船保険の種類

漁船保険	普通保険	普通損害保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。
		満期保険	漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補するとともに、保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う。
	特殊保険	漁船につき、戦乱等による滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。	
漁船船主責任保険			漁船の運行に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害(戦乱等によるものを除く。)を補償する。
	基本損害	人命及び乗客損害以外の自己が負担しなければならない費用の負担又は自己の賠償責任に基づく賠償	
	人命損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の乗組員の死亡等に対する労働協約等に基づく支払い	
	乗客損害	漁船の運行に伴って生じた当該漁船の利用者の死亡等の事故により生じた損害の賠償又は費用の負担	
漁船乗組船主保険			漁船の運行に伴って、乗組船主に死亡その他の事故が生じた場合(戦乱等によるものを除く。)に一定の金額を支払う。
漁船積荷保険			漁船に積載した漁獲物等につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦乱等によるものを除く。)により生じた損害をてん補する。

任意保険	プレジャーボート責任保険	スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶(プレジャーボート)の運行に伴い、プレジャーボートの所有者が負担する次の損害をてん補する。 ・漁船その他の船舶等に対する賠償責任に基づく賠償による損害 ・漁船その他の船舶によるプレジャーボート又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用負担による損害
	転載積荷保険	漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害をてん補する。

(2) 漁船保険の現況

ア 日本漁船保険組合 東京都支所

住 所 〒108-0075 港区港南4-7-8 TEL 03(3458)1433

組合員 618名(令和4年3月31日現在)

イ 事業の状況

日本漁船保険組合は、平成29年4月1日に施行された改正法に基づき、各県の漁船保険団体の新設合併により全国統一組織として設立された。普通損害保険を中心に業務を行っている。

近年は自動操舵の普及により衝突事故が多発していることに伴い、漁船船主責任保険等の保険についても普及・加入促進を図る必要性が増大している。

また、平成11年の法改正により新たな保険需要に対応するため任意保険が創設され、特にプレジャーボート責任保険の加入促進を図っている。

(ア) 漁船保険

① 普通保険

(a) 普通損害保険

令和3年度の引受実績は、加入隻数692隻、総トン数8,105ト、保険金額8,885,730千円、保険料82,127千円であった。このうち、義務加入は554隻、3,123トであった。

保険金支払実績は、事故件数60隻、支払保険金31,441千円であった。

(b) 満期保険

本年度引受実績はなかった。

(イ) 漁船船主責任保険

① 基本損害：加入隻数685隻、保険金額215,350,000千円、保険料18,319千円
事故件数2件、支払保険金766千円

② 人命損害：加入隻数42隻、保険金額354,500千円、保険料494千円
本年度支払実績はなかった。

③ 乗客損害：加入隻数235隻、保険金額113,950,000千円、保険料6,310千円
本年度支払実績はなかった。

(ウ) 漁船乗組船主保険

加入隻数47隻、保険金額137,500千円、保険料184千円

本年度支払実績はなかった。

(エ) 漁船積荷保険

本年度引受実績はなかった。

(オ) 任意保険

① プレジャーボート責任保険

加入隻数164隻、保険金額65,450,000千円、保険料2,987千円

本年度支払実績はなかった。

② 転載積荷保険

本年度引受実績はなかった。

○ 普通損害保険の引受・支払実績

・ 保険引受実績

(金額：千円)

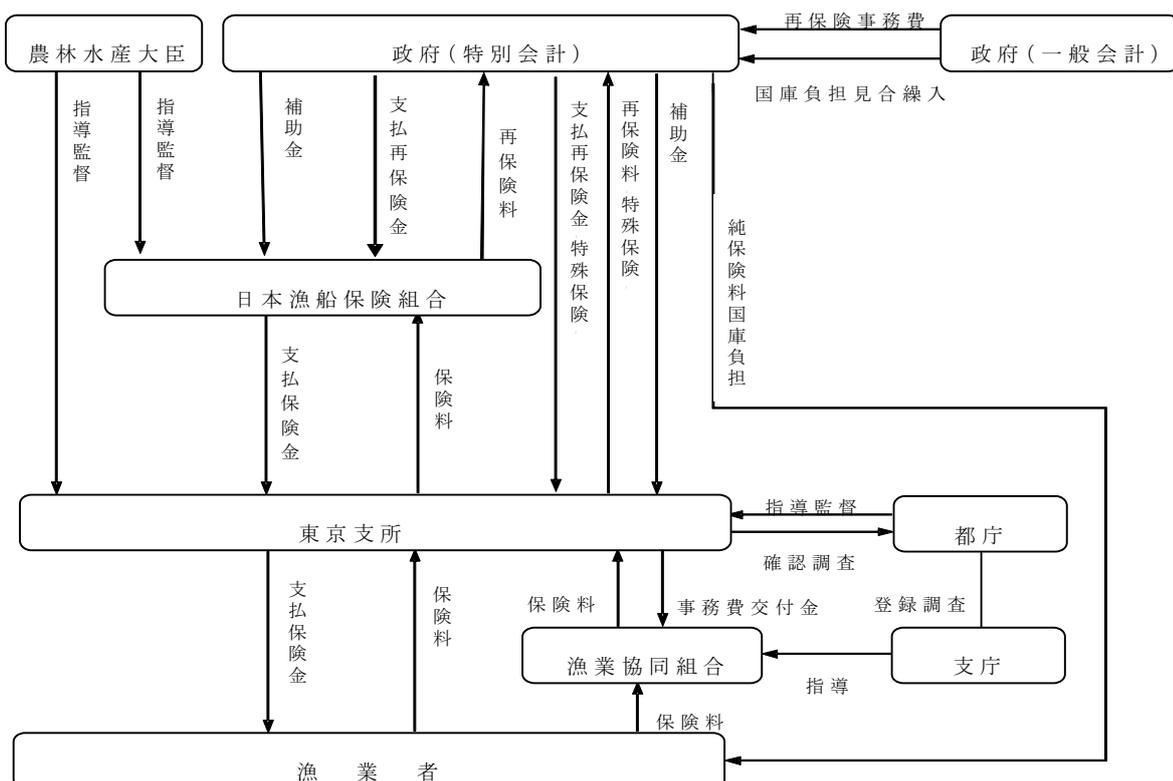
区 分	在籍漁船数	加入隻数	トン数	保険価額	保険金額	保険料
令和3年度 (2021)	899	692	8,105	13,870,730	8,885,730	82,127
令和2年度 (2020)	874	691	8,096	13,890,830	8,878,655	81,067
増△減	25	1	9	△20,100	7,075	1,060

・ 保険金支払実績

(金額：千円)

種 別	令和3年度 (2021)		令和2年度 (2020)		増△減	
	隻数	金額	隻数	金額	隻数	金額
全 損	1	600	5	10,570	△4	△9,970
分 損	53	30,592	63	45,238	△10	△14,646
救助費	6	249	3	160	3	89
合 計	60	31,441	71	55,968	△11	△24,527

○ 制度の仕組み



3 漁業公害

(1) 漁業公害の現状

昭和 30 年代後半からの急激な産業の発展と社会生活の変化は、漁業環境を著しく悪化させた。すなわち、埋め立て等による水面の喪失をはじめとして、油の流出、産業廃棄物や生活廃棄物の投棄、汚排水の流入等により、漁場汚染は深刻化し、大都市近郊のみならず、全国の沿岸や内水面水域まで波及した。

都の所管する水面のうち、内湾は漁場の埋め立てや水質汚濁により、漁場の喪失や資源量の減少、有害物質による汚染が深刻化していたが、近年、公害規制の強化により漁場環境は回復の兆しもみえてきている。しかし、各種排水の流入による富栄養化現象は持続しており、慢性的な赤潮も依然として続いている。また、河川流域の都市化に伴う雑排水等の流入により、水質環境が悪化していた内水面についても、近年、下水道等都市施設の整備により水質も改善されてきているが、都内中小河川の中には水産生物の生息限界以上に汚染されているところもある。

島しょ海域は、廃油ボールやゴミ等の漂流、漂着による漁場被害が多発し、磯根資源はもちろん、この海域に浮遊しているプランクトン類、有用水産生物の卵稚仔等への影響が懸念されていたが、近年、廃油等による被害も減少傾向にある。

(2) 漁業公害対策の経緯

PCB、水銀の食品汚染が社会問題化したため、昭和 47 年度から PCB 汚染調査を、昭和 48 年度から水銀汚染調査を一部国の委託調査として実施。

・ PCB の自主規制について

昭和 47 年度の調査結果から、内湾のスズキ、コノシロ、ボラから暫定的規制値を超える PCB が検出されたため、都は漁業者に対し、漁獲の自主規制を要請した。

スズキは昭和 51 年 7 月、ボラは昭和 60 年 2 月、コノシロは昭和 62 年 8 月にそれぞれ漁獲の自主規制を解除した。

・ 水銀の自主規制について

昭和 48 年、都は市場関係者に対し、入荷の自主規制を要請した。その後の調査により、60cm 以下のスズキについては、汚染の恐れがないとして、昭和 50 年 9 月に入荷の自主規制を解除した。

・ 有害物環境調査について

現在、東京湾産の魚介類については、60cm 以上のスズキに対する入荷の自主規制措置が残っているが、基準値を超える検体が検出されてこなかったため、有害物環境調査は平成 9 年度をもって終了した。

なお、東京都内市場に流通する魚介類の汚染状況（水銀、PCB、TBTO）及び東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）については、引き続き福祉保健局で調査を実施している。

・ 漁業公害調査指導について

昭和 49 年度から国の指導のもとに、漁業関係者による調査及び監視体制の整備が全国的規模で始まった。都では、漁業上重要な水域である伊豆諸島及び多摩川上流水域を対象として、昭和 50 年 10 月から漁業公害調査指導を開始した。

・ 漁場油濁被害救済制度の設立について

原因者不明の油濁被害に対する救済制度を担うため、昭和 50 年 3 月に財団法人漁場油濁被害救済

基金を国が設立（平成23年10月に社団法人海と渚環境美化推進機構と合併、平成25年4月に公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構となる）。都も費用拠出している。

（3）漁場油濁被害対策（漁場油濁被害共済基金助成）

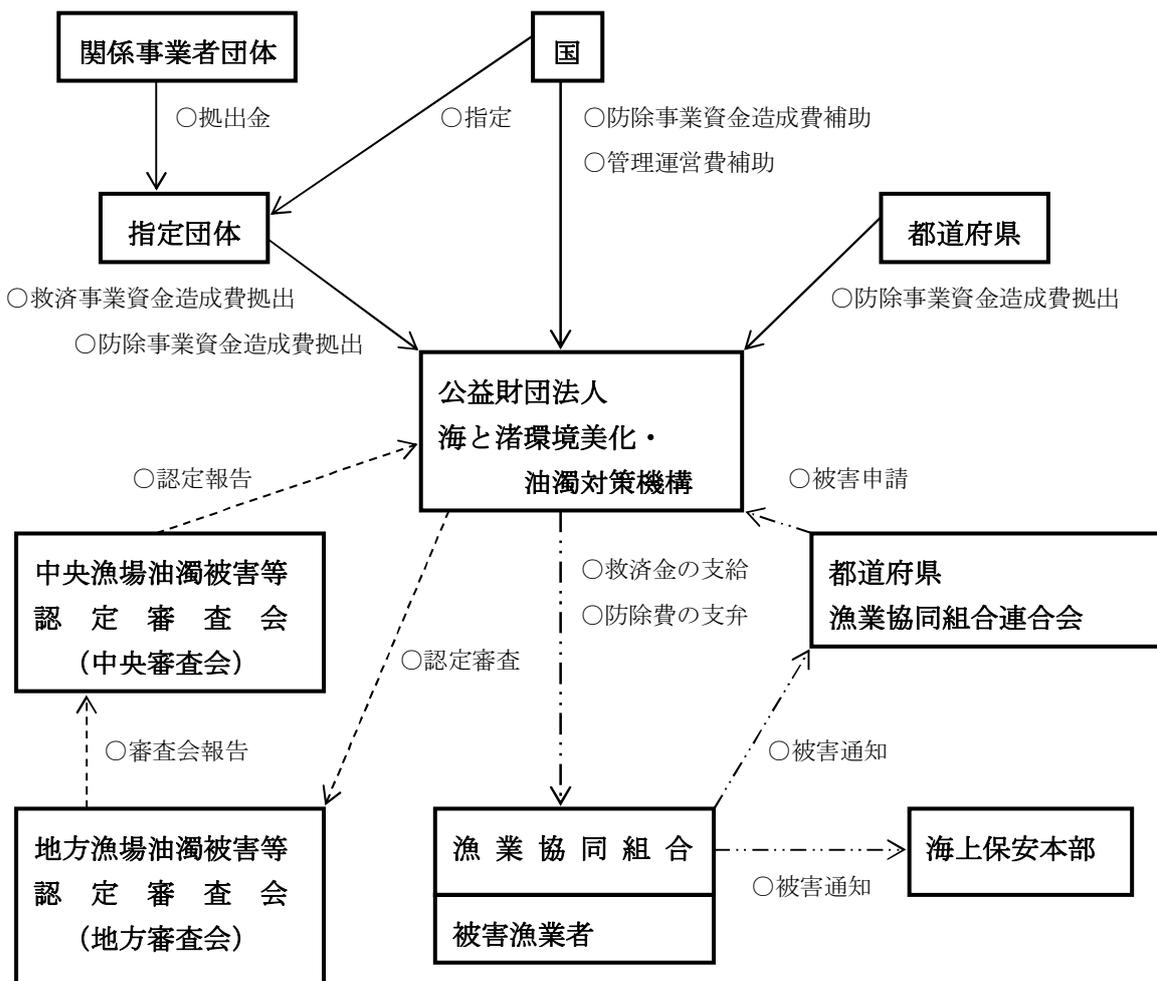
ア 目的

船舶、工場等から流出し、又は排出される油による漁場油濁であって、その原因者が判明しないものについて、被害漁業者に対する救済金の支給を行うとともに、漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃を推進する措置を講ずることにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

イ 内容

上記目的を達するため、事業主体として、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構が設立された。基金は原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給、防除費・清掃費の助成、漁場油濁の防止に関する調査及び知識の啓発普及等を行い、事業に要する費用は国の補助金、関係都道府県からの拠出金、産業界からの協力をもって充てる。

原因者不明漁場油濁被害対策の仕組み



(4) 漁業公害調査指導

ア 目的

都における漁場環境の監視、漁業公害に関する情報及び被害の防除措置に関する指導等を行うことにより、沿岸及び内水面漁場の保全を図り、もって漁業経営の安定に資することを目的とする。

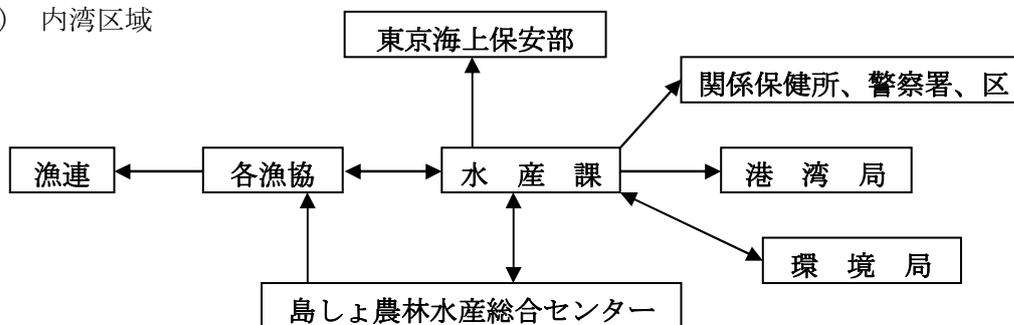
イ 内容

都が沿岸及び内水面において、漁業協同組合等の協力を得て、漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報の収集を行うとともに、漁業者に対し被害発生時において緊急に措置すべき事項に関し指導する事業であり、昭和50年10月から事業を開始した。

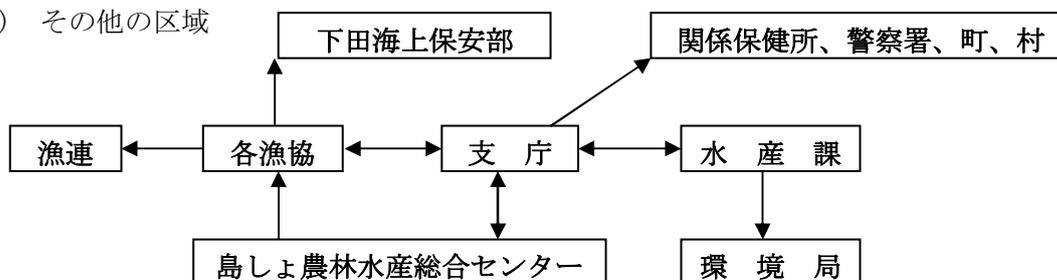
通報連絡体制

1 沿岸

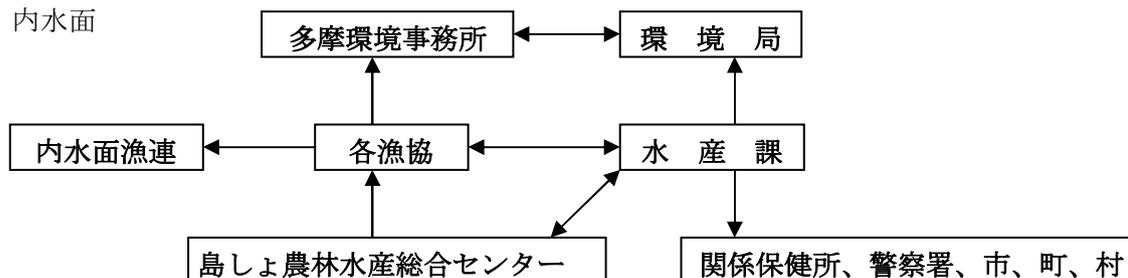
(1) 内湾区域



(2) その他の区域



2 内水面



4 東京産水産物の放射性物質検査

(1) 経緯

平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所での事故により、東日本の各地で放射性物質が検出され、農畜水産物は風評被害など大きな影響を受けている。

このため都は、事故直後から東京産水産物の放射性物質の検査に着手し、水産物の安全性と消費者の安心の確保に努めている。

(2) 検査結果

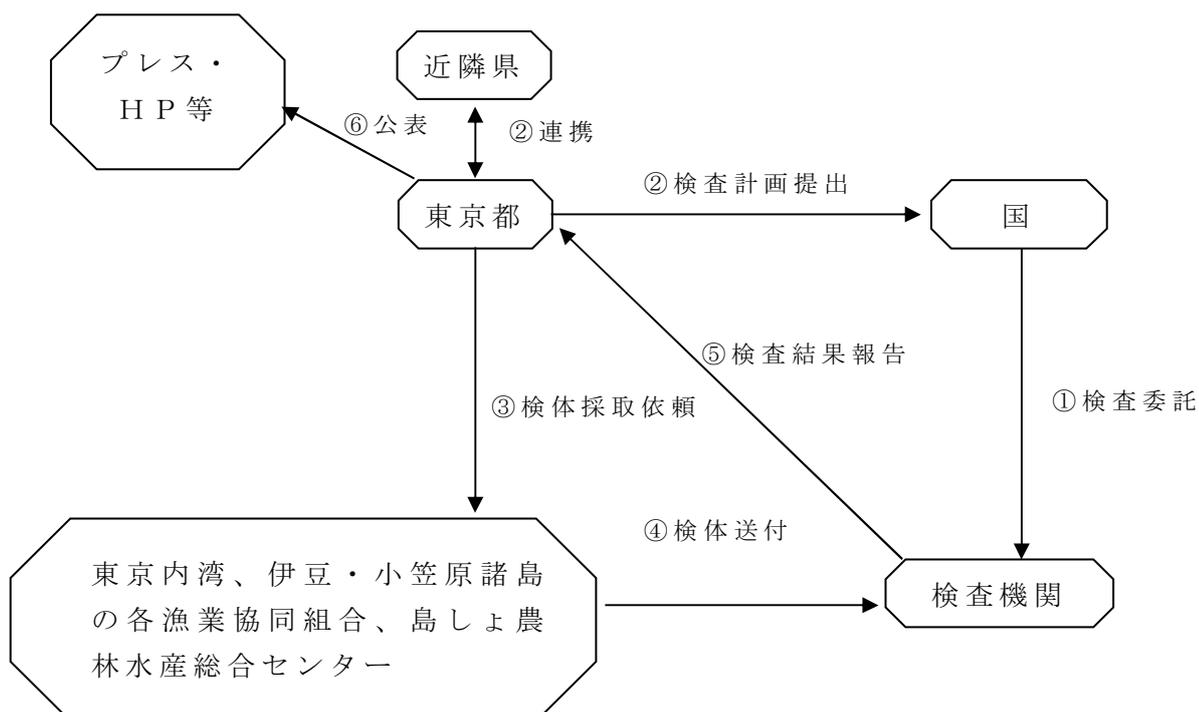
令和3年度に行った東京産水産物の検査では、62検体の全てが規制値未満であった。

※ 水産物の放射性セシウムの基準値は、セシウム-134と137の合計で100Bq/kg

検体数内訳

海産対象種	7種	トビウオ	キンメダイ	イサキ	ケンサキイカ
		1	11	2	1
	35検体	スズキ	サザエ	イセエビ	
		5	8	7	
内水面对象種	3種	ヤマメ	アユ	ヤマトシジミ	
	27検体	5	2	20	

(3) 東京産水産物の放射性物質検査体制



5 演習補償

伊豆諸島及び小笠原諸島周辺海域には、次のとおり演習海域が設定されている。漁船の操業を制限して演習を行った場合、国は漁業者の損失を補償している。

制限水域名	内容		面積	対象漁協	備考
野島崎南方 及び大島東方	米軍チャーリー水域		4,191.57km ²	神津島	対象期間 周年
新島南方	自衛隊ミサイル		172km ²	大島（2漁協）・利 島・新島・神津島・ 三宅島・御蔵島	禁止期間 R3. 9. 23～10. 23
硫黄島周辺	米軍制限水域		74.01km ²	小笠原（2漁協）	対象期間 周年
	自衛隊 演習水域	掃海訓練	13.31km ²	小笠原（2漁協）	禁止期間 R3. 6. 19～6. 28
		エアクッション 艇訓練	0.30km ²		R3. 6. 8～6. 11、 9. 13～9. 16、 12. 15～12. 18、 R4. 2. 2～2. 7
3 地域				9 漁協	

VI 行政委員会

1 海区漁業調整委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠（漁業法第136条）

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき農林水産大臣が定める海区ごとに設置されている。東京都では1海区が指定されている（注）。

② 委員会の構成（漁業法第138条）

委員会は、15名の委員をもって組織し、知事が議会の同意を得て任命された漁業者代表委員9名、学識経験委員4名及び中立委員2名で構成されている。

③ 委員会の目的

水産資源の持続的な利用の確保並びに水面の総合的な利用を図ることにより、漁業生産力を発展させるという漁業法の目的を達成するために、海区の漁業調整を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

委員会は、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示など漁業調整に関する広範な権限を有している。

その主な機能を大別すると、①知事諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

注：平成16年の漁業法の改正に伴い、平成16年8月5日に東京都内湾海区、東京都島部海区、小笠原海区の3海区漁業調整委員会が統合され、東京海区漁業調整委員会として発足した。

(2) 委員会開催実績 (令和3年度)

① 東京海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
委員会 (第138回)	3. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会長及び会長代理の互選について ○ 委員の議席番号について ○ 千葉・東京及び一都三県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について ○ 一都二県連合海区漁業調整委員会の代表委員の選出について ○ 海面利用小委員会委員の選出について ○ 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について ○ 全国海区漁業調整委員会連合会の代表役員の選出について ○ 小笠原海域におけるまぐろはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問) ○ 小笠原海域におけるかつお・まぐろ釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問) ○ 小笠原海域における造礁さんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問) ○ 伊豆諸島海域における中型まき網漁業の許可の有効期間について (知事諮問) ○ 小笠原海域におけるそでいか漁業の委員会指示について
委員会 (第139回)	3. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都資源管理指針の一部改正について (知事諮問) ○ 漁業法第14条に基づく東京都資源管理方針の変更 (「まさば及びごまさば」の策定) について (知事諮問) ○ 漁業法第16条に基づく知事管理量の設定 (まさば及びごまさば) 及び変更 (くろまぐろ) について (知事諮問) ○ 八丈島近海漁場の浮漁礁設置事業実施計画について (承認) ○ 小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕に係る委員会指示について
委員会 (第140回)	3. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊豆諸島海域における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問) ○ 令和3年における底立てはえ縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について (知事諮問) ○ 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項等について (協議)
委員会 (第141回)	3. 8. 23	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画 (小笠原地区) (案) に対する意見聴取について (知事諮問) ○ 漁業法第64条第5項に基づく公聴会の開催について (決定) ○ 伊豆諸島海域におけるかにかご漁業の委員会指示について ○ 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
委員会 (第142回)	3. 10. 12	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画 (小笠原地区) (案) に対する意見聴取について (知事諮問) ○ 全国海区漁業調整委員会連合会の令和4年度要望事項について
委員会 (第143回)	3. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊豆諸島海域におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置、許可等すべき期間及び許可の有効期間について (知事諮問) ○ とびうお流しまき網漁業の制限措置、許可等すべき期間及び許可の有効期間について (知事諮問) ○ くろまぐろ (大型魚) の漁獲可能量の追加配分に関する実施要領について (知事諮問) ○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について (1～5月) ○ 伊豆諸島海域におけるいきえさの使用制限の委員会指示について
委員会 (第144回)	3. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員の辞任について ○ 東京海区 (小笠原地区) における共同漁業の免許について (知事諮問) ○ はまとびうおの数量目標について ○ 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの委員会指示について ○ 島しょ海域における火光利用とびうお漁業の委員会指示について ○ 伊豆諸島海域におけるいか釣り漁業の委員会指示について
委員会 (第145回)	4. 1. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 八丈島近海漁場に設置した浮漁礁の漁業の制限に係る委員会指示について ○ 伊豆諸島海域におけるはご釣り漁業の委員会指示について

委員会 (第146回)	4. 2. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 小笠原海域における底魚一本釣り漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 小笠原海域におけるひき縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について（知事諮問） ○ 令和3管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について（知事諮問） ○ 令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について（知事諮問） ○ 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について ○ 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6月から12月まで）
公聴会 (小笠原地区)	3. 10. 12	○ 東京海区（小笠原地区）における共同漁業に係る海区漁場計画案について

② 海面利用小委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
小委員会 (第1回)	3. 6. 15	○ 小笠原海域の遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕制限に係る委員会指示について
小委員会 (第2回)	3. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京海区におけるいきえさを使用した釣漁法の制限に係る委員会指示について ○ 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限に係る委員会指示について

③ 連合海区漁業調整委員会

会議名	開催年月日	議 題 等
千葉・東京 連合海区	3. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉県海面における火光利用さば漁業及び敷網漁業(あじ・さば棒受網漁業)の調整方式について ○ 東京都海面における火光利用さば漁業及びあじ・さば棒受け網漁業の調整方式について
一都三県 連合海区	3. 8. 5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年漁期における火光利用さば漁業の調整について ○ 令和4年漁期におけるあじ・さば棒受網漁業の調整について

(3) 東京海区漁業調整委員会委員名簿

令和4年7月現在

委員区分	氏名	経歴及び役職等
漁業者代表	○ 田中国治	八丈島漁業協同組合代表理事組合長
	関 恒美	三宅島漁業協同組合代表理事組合長
	鈴木正明	にいじま漁業協同組合代表理事組合長
	佐々木隆幸	小笠原母島漁業協同組合代表理事組合長
	丸 裕二	芝漁業協同組合代表監事
	浜川祝男	神津島漁業協同組合代表理事組合長
	高瀬吉安	小笠原島漁業協同組合代表理事組合長
	川村松男	元町漁業協同組合代表理事組合長
	小島智彦	東京東部漁業協同組合代表理事組合長
学識経験	岩田光正	元東京都水産試験場長
	井上 潔	元独立行政法人水産総合研究センター理事
	馬場 治	東京海洋大学名誉教授
	◎ 有元貴文	東京海洋大学名誉教授
中立	山下奉也	八丈町長
	村山将人	利島村長

◎ 会長
○ 会長代理

任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 海面利用小委員会

遊漁者等を対象とした委員会指示の発出に際して、遊漁と漁業との円滑な調整、調和ある漁場利用等のため、遊漁等海洋性レクリエーションの知見を持った専門委員から意見を聴取する。

専門委員

氏名	経歴及び役職等
飯島正宏	東京湾遊漁船業協同組合理事長
浜川一清	神津島遊漁船組合組合長
杉本慎之介	NPO法人ジヤパングームフィッシュ協会 (JGFA) 常任理事
中野龍男	(株)ハティ・アジア・パシフィック・ジヤパン代表取締役会長
羽根正尋	(一社)東京諸島観光連盟専務理事

2 内水面漁場管理委員会

(1) 委員会の設置根拠等

① 設置根拠

内水面漁場管理委員会は、漁業法第 171 条に基づき、都道府県に置くことになっている。また、地方自治法第 180 条の 5 の規定により、執行機関として都道府県に置かねばならない委員会となっている。

② 委員会の構成

委員会は、漁業法第 172 条に基づき、漁業を営む者を代表する委員（漁業者代表）、水産動植物の採捕をする者を代表とする委員（遊漁者代表）及び学識経験委員をもって構成されており、都道府県知事が選任する。

③ 委員会の目的

内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理するために、漁業調整機構の運用により水面の総合的な利用を図っていくことを目的としている。

④ 権限と機能

漁業調整に対する広範な権限を有し、漁業権の免許、許可等について知事に意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定、委員会指示等、民主的な漁業調整を行う。

その主な機能を大別すると、①知事の諮問に意見を述べる（答申事項）、②知事に対し建議する（建議事項）、③独立した決定機関として指示、裁定、認定をする（決定事項）がある。

(2) 東京都内水面漁場管理委員会 開催実績 (令和3年度)

会議名	開催年月日	開催場所	議 題	出席委員数
委員会 (第1回)	3.5.26	Web会議 形式	①会長代理の互選について ②令和3年度増殖計画の策定について	8人
委員会 (第2回)	3.7.21	Web会議 形式	①多摩川のしじみ漁業権の行使状況等 ②多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限に係る委員会指示について(委員会指示)	7人
委員会 (第3回)	3.9.27	東京都庁	①令和4年度中央省庁に対する提案項目及びアンケートについて ③令和3年度全内漁管連東日本ブロック協議会の協議事項について	8人
委員会 (第4回)	3.11.25	東京都庁	①令和3年度しらすうなぎ特別採捕許可方針について ②令和4年度増殖計画策定スケジュールについて	7人
委員会 (第5回)	4.2.22	東京都庁	①コイの放流、持ち出しの制限について ②令和4年度増殖計画策定について ③多摩川遡上アユ特別採捕許可方針について	7人

(3) 東京都内水面漁場管理委員会委員名簿 (令和2年12月1日～令和6年11月30日)

委員区分	氏名	経 歴 及 び 現 職 等	
漁業者代表	◎安永 勝昭	秋川漁業協同組合代表理事組合長	◎会長
	○須賀 一雄	多摩川漁業協同組合副組合長理事	○会長代理
	大久保 芳木	奥多摩漁業協同組合代表理事組合長	
	小島 智彦	東京東部漁業協同組合代表理事組合長	
遊漁者代表	小林 得志雄	日本友釣会連盟理事事務局長	
	塚本 哲也	日本友釣同好会理事事務局次長	
学識経験者	丸山 隆	元東京海洋大学 助教	
	村井 衛	東京都内湾漁業環境整備協会常務理事	

VII 島しょ農林水産総合センター

1 島しょ農林水産総合センターの概要

島しょ農林水産総合センターは、本所（庶務課、振興企画室）と3事業所（大島、三宅島、八丈島）と2センター（小笠原：総務局所管）、奥多摩さかな養殖センター（農林水産振興財団）の組織体制で、東京都の水産業と島しょ農林畜産産業振興の一翼を担っている。

組織の地理的配置は、マス類等の生息する冷水域からアユやコイ等の生息する温水域にかけての内水面、並びにアサリ、ハゼ等が生息する内湾海域に振興企画室、タカベ、サザエ等の生息する伊豆諸島北部海域に大島事業所、噴火被害の影響が今なお残る三宅島に三宅事業所、カツオ、トビウオ等の生息する伊豆諸島南部海域に八丈事業所、メカジキの生息する亜熱帯海域に小笠原水産センター、亜熱帯農業センターを配置し、それぞれの地域特性に密着した課題に対応するとともに、キンメダイを中心とした島しょ海域の広域的課題、資源評価やDNA解析等の高度専門的課題には振興企画室が中心となった組織的対応を行っている。

◎施設の位置と概要

組織名	住所	土地 (㎡)	建物 (㎡)	漁業調査指導船等
本所	港区海岸 2-7-104		(1,276)	
奥多摩さかな 養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹 波 720	22,138	1,534	
大島事業所 (水産)	大島町波浮港 18 (令和2年9月より仮 設庁舎(波浮港 17))	5,875	1,383	「みやこ」 189t 1,492 kW 「やしお」 117t 1,471 kW 「かもめ」 4t 353 kW
大島事業所 (農林)	大島町元町字小清水 273-1	11,261	983	
三宅事業所	三宅村坪田 4357	129,655	2,330	
八丈事業所 (水産)	八丈町三根 4222	6,183	990	「たくなん」 44t 1,203 kW
八丈事業所 (農林)	八丈町大賀郷 4341-11	40,551	2,377	
小笠原水産 センター	小笠原村父島字清瀬	6,223	1,909	「興洋」 87t 1,030 kW 「ウェントル」 2t 95 kW
亜熱帯農業 センター	小笠原村父島字小曲	187,814	3,922	

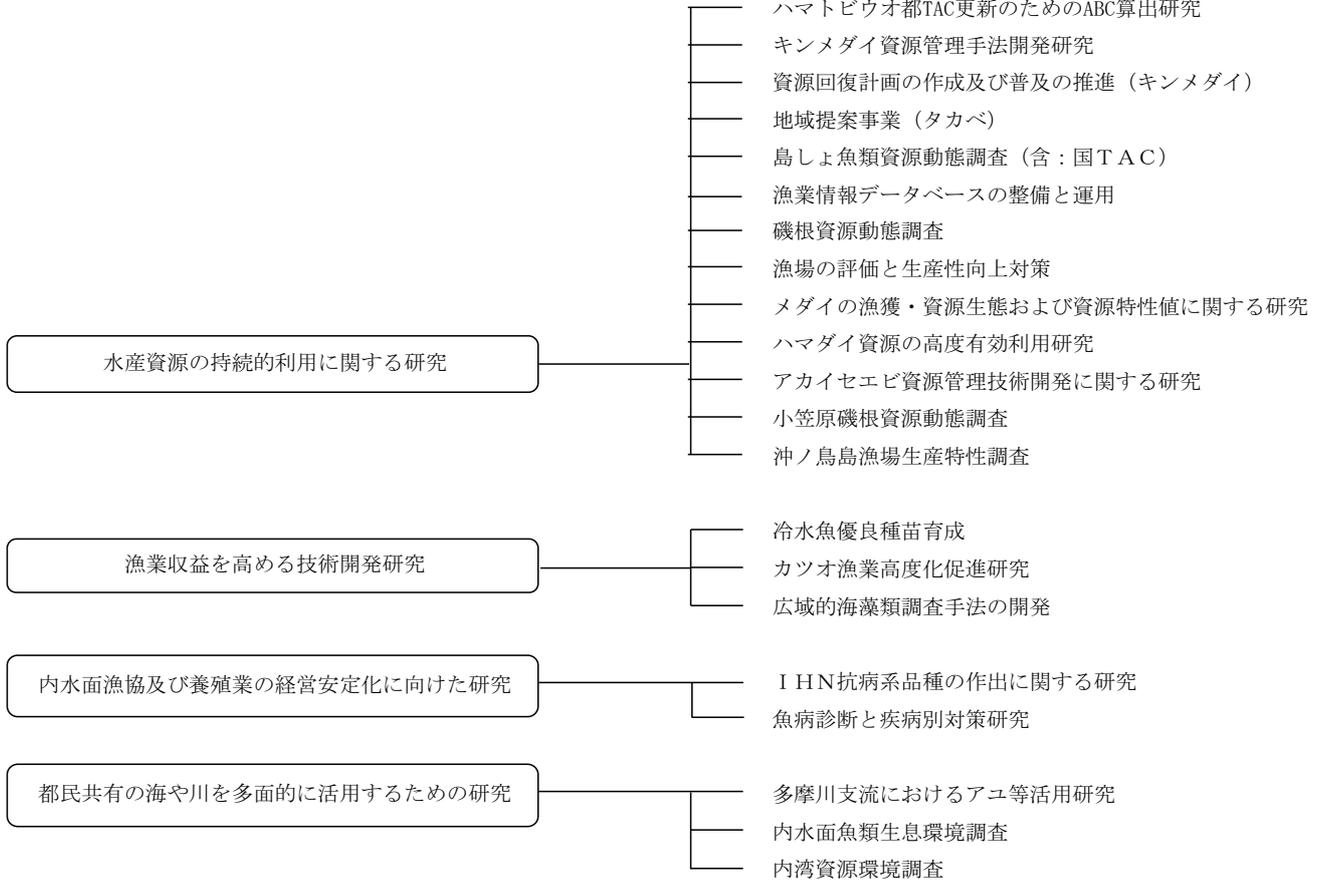
令和4年度 島しょ農林水産総合センター 事業体系

研究テーマ(予算課題)

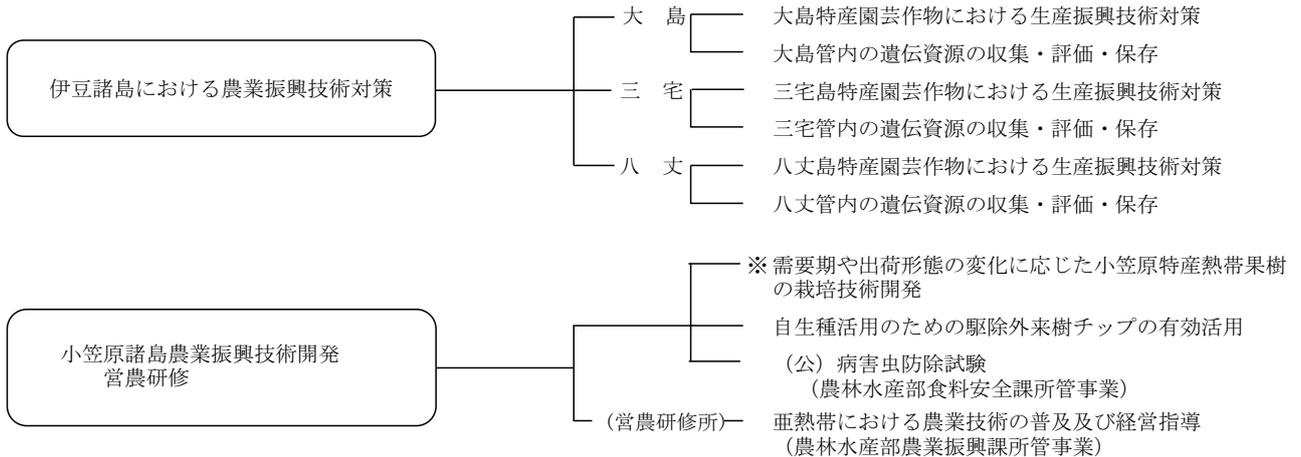
個別課題

※令和4年度新規事業

<水産関係>



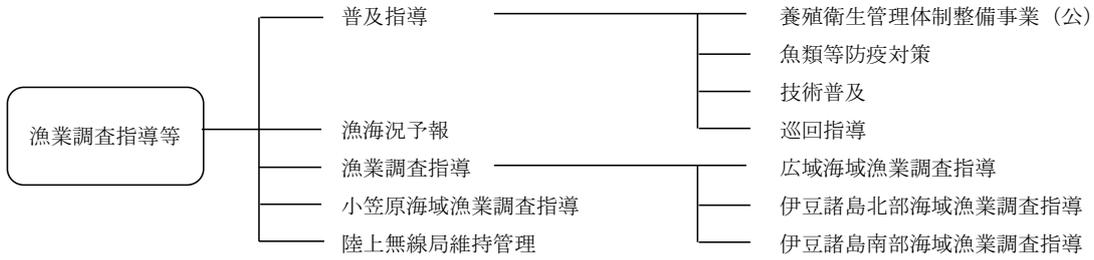
<農業関係>



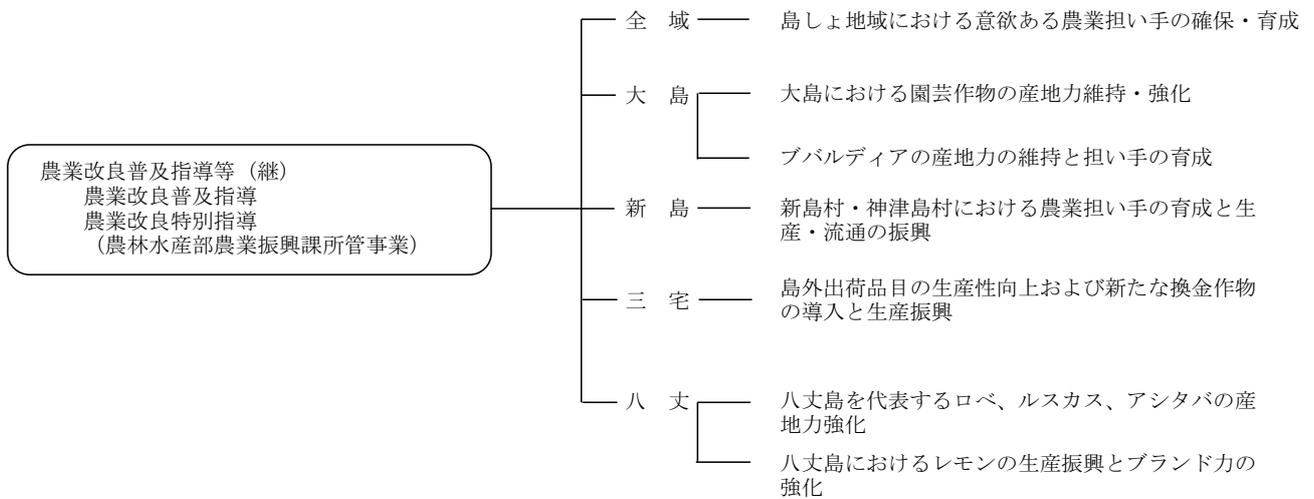
普及指導テーマ(予算課題)

個別課題

<水産関係>



<農業関係>



◎事業概要【水産分野】

課 題 名	事 業 概 要
<p>1 ハマトビウオ都 TAC更新のためのABC 算出研究</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】ハマトビウオ漁業の次年度TAC策定に必要なABC(生物学的許容漁獲量)を算出するとともに、資源解析の精度向上を図る。また、ハマトビウオの回遊経路など、資源管理の高度化に必要な生物学的特性を明らかにする。</p> <p>【内 容】</p> <p>①漁業情報の収集と統計解析 ②生物学的特性の解明：年齢、成熟、回遊経路等の解明 ③資源評価とABCの算出 ④資源評価票の作成・更新 ⑤都TAC関連会議出席</p>
<p>2 キンメダイ資源 管理手法開発研究</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p> <p>水産資源の持続的利用に関する研究</p>	<p>【目 的】伊豆諸島におけるキンメダイの漁業実態、資源生物特性等を把握して資源管理手法の開発に取り組むとともに、資源回復計画、TAE(許容努力量制度)等による新たな広域的資源管理の展開に必要な科学的根拠を得る。</p> <p>【内 容】</p> <p>①キンメダイ漁業情報の収集と漁獲特性の把握 ②漁場別魚体組成の把握 ③卵稚仔と幼魚の分布様式把握 ④魚群の移動回遊と漁場形成要因の把握 ⑤主要漁場の音響調査 ⑥夜キンメダイの影響調査 ⑦資源量推定 ⑧資源評価票の作成と更新 ⑨キンメダイ資源管理関連会議に出席して研究成果の報告と情報提供 ⑩研修会等への参加による新たな知見の収集</p>
<p>3 資源回復計画の 作成及び普及の推進 (キンメダイ) (公) (平成19年度～)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】管内のキンメダイ一本釣り漁業に関し、管理措置の実施状況と資源回復状況を把握し、資源管理計画の作成及び普及に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①管内主要漁場における操業実態の把握 ②漁獲量・出漁隻数等漁獲情報の収集 ③漁獲物測定による漁場別年齢構成等の把握 ④資源生態の把握</p>
<p>4 地域提案事業 (タカベ) (公) (平成15年度～)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域におけるタカベの資源管理型漁業推進に必要な科学的知見を得るための調査を実施し、行政施策に反映する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①伊豆諸島海域におけるタカベ漁業の漁業種類別、漁場別漁獲努力量と漁獲量の把握 ②伊豆諸島海域におけるタカベ漁獲物の魚体測定、年齢査定と漁場別年齢構成の把握 ③伊豆諸島海域におけるタカベの成熟状況の把握 ④成果のとりまとめ及び関連会議への出席と報告</p>

課 題 名	事 業 概 要
<p>5 島しょ魚類資源動態調査 (含：国TAC)</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島における重要な魚類資源について、漁業資源情報の収集と基礎生態調査を行い、資源管理のための基礎データとするとともに、持続的漁業生産活動に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①伊豆諸島海域の主要魚類に関する漁業情報の収集：タカベ・イサキ・アオダイ・ハマダイ・クサヤモロ等</p> <p>②漁獲物の生物特性の把握：尾又長・体重・年齢組成等</p> <p>③試験操業及び標識放流などによる基礎生態の把握</p> <p>④伊豆諸島海域での国TAC対象魚種（イワシ・アジ・サバ）の卵稚仔分布調査を行い、国に情報提供</p>
<p>6 漁業情報データベースの整備と運用</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室</p>	<p>【目 的】管内の漁業生産動向の把握と資源解析用基礎データの収集・整備のために管内漁業協同組合の水揚げ情報を収集・整理し、データベースとして整備・運用する。あわせて、効率的運用を図るためのシステムの維持管理を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①管内漁協の漁業情報の収集とデータベースの整備</p> <p>②システムの維持管理と高度化</p>
<p>7 磯根資源動態調査</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】テングサ、トサカノリなどの海藻類及びフクトコブシ、サザエなどの貝類について、資源動態をモニタリングし、得られた成果を取りまとめ、関係機関に情報提供する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①テングサ、トサカノリ、アントクメの生育状況の把握</p> <p>②フクトコブシ、サザエ天然資源の生息分布状況等の把握</p> <p>③放流フクトコブシ、アワビの成長、混獲状況の把握</p> <p>④漁場環境の変動把握（大島被災漁場復興における代替漁場を含む）</p>
<p>8 漁場の評価と生産性向上対策</p> <p>(平成23年度～)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】造成された築いそ漁場について多面的な科学的評価を行うとともに、生産性を向上させるための漁場造成技術を開発する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①磯根漁場環境（物理、化学、生物環境）の把握：大島、三宅島、八丈島</p> <p>②漁場造成技術の開発：八丈島</p> <p>③漁場環境データの管理：大島</p> <p>④季節毎の海藻の栄養状態把握：大島</p>
<p>9 メダイの漁獲、資源生態および資源特性値に関する研究</p> <p>(令和3～7年度)</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島におけるメダイ資源の効果的、かつ持続的な利用に必要な基礎的知見を得るため、漁獲状況調査や加入・回遊経路調査を実施するとともに、魚体測定調査で得られたデータから資源特性値に関する知見の集積を図り、資源評価票の作成を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①漁業生態把握</p> <p>②資源生態の把握</p> <p>③資源特性値の取得</p> <p>④資源評価票の作成</p>

水産資源の持続的利用に関する研究

課 題 名	事 業 概 要
<p>10 アカイセエビ資源管理技術開発に関する研究</p> <p>(令和2～6年度)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原諸島海域におけるアカイセエビについて、生活史を把握するとともに、体長測定や標識放流によって資源特性値を推定する。それらを踏まえ、資源管理手法を開発し、地元で展開されている資源管理の取り組みに対し、科学的立場からの提言を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①資源調査 水揚げ情報の収集、水揚げ物測定、標識放流、資源診断、資源管理手法の提言</p> <p>②生活史の解明 ネット調査、餌生物調査、稚エビ採集・飼育試験</p>
<p>11 ハマダイ資源の高度有効利用研究</p> <p>(平成30～令和4年度)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p> <p>水産資源の持続的利用に関する研究</p>	<p>【目 的】小笠原海域におけるハマダイについて、水揚げ情報による資源量指数（CPUE）の把握、魚体測定や標識放流を行い、資源評価に必要な生態的基礎情報を収集する。また、付加価値向上のため、鮮度保持手法の開発、海域や季節など脂肪量の特性を把握する。それらをふまえ、効果的な漁獲から出荷にいたる形態について科学的立場から資源の有効利用について提言を行う。</p> <p>【内 容】</p> <p>①水揚げ状況の把握 ②資源評価手法の開発 ③付加価値向上、鮮度保持技術の開発 ④資源有効利用手法の提言 ⑤資源関連会議への出席</p>
<p>12 小笠原磯根資源動態調査</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原海域の磯根漁場の主要水産生物について生態調査を行い、基礎的知見を蓄積し、資源管理に資する。また、サンゴ礁に関する知見を収集しサンゴ礁の保全に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①イセエビ類の生態調査・生物測定を行い、資源管理に必要な基礎的知見の蓄積を図る。 ②平成15年に造礁サンゴの白化現象が発生した海域のその後の状況を把握するとともに造礁サンゴに関する基礎的知見を収集する。</p>
<p>13 沖ノ鳥島漁場生産特性調査</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 小笠原水産センター 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】沖ノ鳥島周辺海域における漁業の可能性、沖ノ鳥島から伊豆諸島に至る都の海域の水産資源から見た連続性などを把握するための各種調査を実施する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①漁場開拓と漁業資源動態把握 ②漁業資源の地域連続性確認 ③漁場環境把握</p>

課 題 名	事 業 概 要																																																																															
<p>1 冷水魚優良種苗育成 (継 続) ＜担当部署＞ 奥多摩さかな養殖センター(委託)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">漁業収益を高める技術開発研究</p>	<p>【目 的】魚病対策や多様化する消費者ニーズに対応した養殖技術の改良により、優良な冷水魚種苗を生産・配付・放流する。</p> <p>【内 容】 ①冷水性魚類の種苗生産・配付・放流：ニジマス・イワナ・ヤマメ・奥多摩やまめ ②管内養殖業者に対する養殖技術指導：年60件程度 ③優良種苗の育成試験：ヤマメの遺伝的劣化防止試験、「奥多摩やまめ」の定着化、IHN抗病系品種作出</p> <p>令和4年度種苗の生産・配付・放流計画 (単位：稚魚=千尾、発眼卵=千粒)</p> <table border="1" data-bbox="528 622 1350 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">種苗の種類</th> <th rowspan="2">発育段階ごとの生産数</th> <th rowspan="2">配付数 (成人対象種苗)</th> <th colspan="2">(配付数内訳)</th> <th rowspan="2">その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等</th> </tr> <tr> <th>放流用 (河川漁協)</th> <th>養殖用 (養殖漁協)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ニジマス</td> <td>発眼卵</td> <td>864</td> <td>210</td> <td>140</td> <td>70</td> <td>654(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>345</td> <td>50</td> <td>-</td> <td>50</td> <td>295(歩減・秋稚魚・試験)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>206</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>-</td> <td>6(歩減・親魚)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ヤマメ</td> <td>発眼卵</td> <td>1,665</td> <td>1,000</td> <td>240</td> <td>760</td> <td>665(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>春稚魚</td> <td>430</td> <td>200</td> <td>155</td> <td>45</td> <td>230(歩減・秋稚魚・試験等)</td> </tr> <tr> <td>秋稚魚</td> <td>59</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>-</td> <td>14(歩減・親魚・試験)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">奥多摩やまめ</td> <td>発眼卵</td> <td>150</td> <td>90</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>60(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>20</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td>成魚</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1(試験・歩減)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イワナ</td> <td>発眼卵</td> <td>181</td> <td>101</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>80(孵化・試験)</td> </tr> <tr> <td>稚魚</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>1(歩減・親魚・試験)</td> </tr> </tbody> </table>	種苗の種類		発育段階ごとの生産数	配付数 (成人対象種苗)	(配付数内訳)		その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等	放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)	ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)	ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)	奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)	イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)
種苗の種類						発育段階ごとの生産数	配付数 (成人対象種苗)		(配付数内訳)			その他 歩減・孵化(飼育用)・ 親魚候補・試験等																																																																				
		放流用 (河川漁協)	養殖用 (養殖漁協)																																																																													
ニジマス	発眼卵	864	210	140	70	654(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	345	50	-	50	295(歩減・秋稚魚・試験)																																																																										
	秋稚魚	206	200	200	-	6(歩減・親魚)																																																																										
ヤマメ	発眼卵	1,665	1,000	240	760	665(孵化・試験)																																																																										
	春稚魚	430	200	155	45	230(歩減・秋稚魚・試験等)																																																																										
	秋稚魚	59	45	45	-	14(歩減・親魚・試験)																																																																										
奥多摩やまめ	発眼卵	150	90	-	90	60(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	21	20	-	20	1(試験・歩減)																																																																										
	成魚	1	-	-	-	1(試験・歩減)																																																																										
イワナ	発眼卵	181	101	50	51	80(孵化・試験)																																																																										
	稚魚	11	10	5	5	1(歩減・親魚・試験)																																																																										
<p>2 カツオ漁業高度化促進研究 (令和元～5年度) ＜担当部署＞ 八丈事業所</p>	<p>【目 的】近年、日本近海へのカツオ来遊量が減少傾向にあり、八丈島ではCPUEが最盛期の1/3～1/10程度まで減少している。漁獲量が減少する中で、漁業者からは制度の高い漁場予測の発信が望まれている。前事業ではカツオにアーカイバルタグを装着し、そのデータを元に水温と流速から漁場予測モデル(HSIモデル)を作成したが、実用化には至っていない。そこで、装着個体が海山周辺においてエネルギー摂取量が高かったことに着目し、行動把握データに加えて好餌料環境の物理データを活用する。精度を向上させた漁場予測モデルの公開とモデルに使用した海況情報を配信することで、漁場探索の効率化による所要経費の削減および漁家経営の安定化を支援する。</p> <p>【内 容】 ①漁業・魚体情報調査 ②行動生態調査 ③餌料環境調査 ④漁場予測モデルの検討と検証</p>																																																																															
<p>3 広域的海藻類調査手法の開発 (令和2～4年) ＜担当部署＞ 大島事業所</p>	<p>【目 的】広域的海藻類調査手法を開発することで、既存の手法の弱点を補い、目的に応じて複数の調査手法が選択できるようにする。また、既存の手法と観測データを組み合わせる解析方法を開発することで、資源状況の推定精度の向上を図る。</p> <p>【内 容】 ①植生探査ソナーによる海藻類調査 ②ハイパースペクトルセンサー搭載ドローンとの組み合わせの検討</p>																																																																															

課 題 名		事 業 概 要
内水面漁協及び養殖業の経営安定化に向けた研究	1 IHN抗病系品種の作出に関する研究 (継 続) ＜担当部署＞ 奥多摩さかな養殖センター（委託）	【目 的】 IHN（伝染性造血器壊死症）に罹りにくい「抗病系品種（ニジマス）」を作出し、冷水性魚類養殖業の経営安定に資する。 【内 容】 ①選抜育種による抗病性の高い品種の作出 ②IHN体病性形質の遺伝子マーカーの特定
	2 魚病診断と疾病別対策研究 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室 奥多摩さかな養殖センター（委託）	【目 的】 魚病診断により養殖魚等の疾病を把握し、予防、治療方法を確立して病害を防除することにより、安定した養殖業等の生産体制確立に寄与する。 【内 容】 ①天然河川におけるアユ等の疾病発生防除 ②重要疾病の診断・対策 ③原因不明疾病の診断 ④関連会議に出席し、魚病に関する情報収集
都民共有の海や川を多面的に活用するための研究	1 多摩川支流におけるアユ等活用研究 (令和2～4年度) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】 環境DNAを用いて、江戸前アユでは定置網の入網状況および河口域での分布状況を、多摩川流域の魚類については直接採集による魚種組成との関係を把握する。また、多摩川支流域についてはマス類等の内水面生息魚類の生息状況を網羅的に把握することで、内水面漁業の振興や河川の有効利用のための基礎資料とする。 【内 容】 ①アユ遡上量調査 定置網によるアユ遡上調査 入網数と環境DNAとの関係把握 河口域での分布状況及び定置網調査終了後の遡上状況の把握 ②支流魚類相調査 魚類相の比較（直接採集法と環境DNAメタバーコーディング） 在来マス類、外来魚等の魚類相把握（支流を主体とした多摩川流域）
	2 内水面魚類生息環境調査 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】 都下河川流域における魚類の分布状況、生息環境及び資源状況を定期的にモニタリングし、主要魚種の資源動態、定点における魚類相等の変動を把握する。 【内 容】 ①内水面生息主要魚種（外来魚、シジミを含む）の生息状況把握 ②定点のモニタリング調査による生物相の把握
	3 内湾資源環境 (継 続) ＜担当部署＞ 振興企画室	【目 的】 東京都内湾における魚介類の生息状況と水質・底質等の環境を定期的にモニタリング調査し、生物の動向と環境との関係を的確に把握する。 【内 容】 ①湾奥における仔稚魚生息状況把握 ②湾奥における水質環境の把握 ③湾奥における底質・マクロベントスの把握

課 題 名	事 業 概 要
<p>1 普及指導 (継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室 大島事業所 八丈事業所</p>	<p>【目 的】巡回指導などにより地元町村、漁業者の要望を把握するとともに、漁業生産現場が抱える課題に対し、蓄積している技術と知識を活用し、問題の解決を図る。併せて、都民への普及・啓発活動に取り組む。</p> <p>【内 容】 ①巡回指導による技術指導：飼育・蓄養管理などの指導 ②技術開発・普及：未利用水産資源の利活用・漁具漁法の導入指導、サメ等被害対応等 ③啓発・普及：ヤマメ発眼卵放流指導・ヤマメ里親教室の指導・海浜教室・体験学習・研究成果報告会の開催・食育の推進支援等 ④連絡調整会議の開催：連絡調整会議（振興企画室と水産課）、地域連絡会（事業所と支庁）</p>
<p>2 養殖衛生管理体制整備事業（公） (継 続)</p> <p><担当部署> 振興企画室</p>	<p>【目 的】養殖生産物の安全性を確保し、健全で安心できる養殖魚の生産に寄与するために、疾病対策のみならず食品衛生や環境保全にも対応した養殖衛生管理体制の整備を推進する。</p> <p>【内 容】 ①全国養殖衛生管理推進会議等への参加による総合推進対策 ②巡回指導等による養殖衛生管理指導 ③養殖場の調査・監視 ④疾病監視などによる疾病対策、特定疾病蔓延防止措置</p>
<p>3 魚類等防疫対策 (平成24年度～)</p> <p><担当部署> 振興企画室 水産課</p> <p>漁業調査指導等</p>	<p>【目 的】持続的養殖生産確保法に基づいて蔓延防止に取り組む「特定疾病」及び国際的に防疫対策に取り組むべきとされる「OIEリスト疾病」等、国への報告義務がある疾病のまん延防止に努める。</p> <p>【内 容】 ①まん延防止対策 ・コイヘルペスウイルス病（現地調査、一次検査、まん延防止措置等） ・放流アユの細菌性冷水病、エドワジエラ・イクタルリ症の保菌検査 ②魚類等防疫対策協議会の開催（必要に応じて）</p>
<p>4 漁海況予報事業 (公・単) (継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所 八丈事業所 振興企画室</p>	<p>【目 的】漁海況情報の迅速な収集・解析により、漁業者への情報提供、漁海況速報を発行して操業の効率化を図ることにより、漁業経営の安定に資する。</p> <p>【内 容】 ①漁海況情報収集：調査船定線調査、地先定点観測、漁船等からの情報収集 ②漁海況情報提供：長期予報の提供等 ③漁海況情報分析：分析検討会 ④漁海況データ収集：調査指導船による定線観測、各県水試調査指導船・漁船・定期船等からの水温情報収集 ④情報の提供：関東・東海海況速報・八丈海洋ニュース等</p>
<p>5 広域海域漁業調査指導（みやこ） (継 続)</p> <p><担当部署> 大島事業所</p>	<p>【目 的】広域海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 200日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（カツオ・ハマトビウオ30日）、底生性魚類調査（23日） ②漁場環境変動把握調査：沖合定線調査（36日）、沿岸水温観測（14日） ③資源管理型漁業推進事業：キンメダイ初期生態調査（31日）、キンメダイ計量魚採・試験操業（28日）、漁場環境調査（海底地形：11日） ④沖ノ鳥島調査（上記①～③調査のうち10日） ⑤漁業取締（11日） ⑥指導船整備他（16日）</p>

課 題 名	事 業 概 要
<p>6 伊豆諸島北部海域漁業調査指導（やしお）</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 大島事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島北部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（26日）、底生性魚類調査（28日）、タカベ・イサキ調査（7日） ②漁場環境変動把握調査：海洋観測調査（34日） ③資源管理型漁業推進事業：海底地形調査（4日） ④漁業取締（50日） ⑤巡回指導（4日） ⑥三宅島漁場監視（8日） ⑦指導船整備他（9日）</p>
<p>7 伊豆諸島南部海域漁業調査（たくなん）</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島南部海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 170日 ①資源変動把握調査：回遊性魚類調査（6日）、底生性魚類調査（19日） ②漁場環境変動把握調査：定線調査（36日） ③資源管理型漁業推進事業：キンメダイ（25日）、人工魚礁・浮漁礁（6日） ④漁業取締（24日） ⑤都T A C関連調査（12日） ⑥カツオ資源調査（25日） ⑦漁業被害調査（7日） ⑧指導船整備他（10日）</p>
<p>8 小笠原海域漁業調査指導（興洋）</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 小笠原水産センター</p>	<p>【目 的】小笠原海域、沖ノ鳥島海域における漁場環境調査、資源動向調査、漁業取締などを行い、資源管理型漁業を推進するとともに、漁業生産性の向上、漁業秩序の維持を図る。</p> <p>【内 容】 年間運航日数 180日 ①海洋観測（55日） ②資源調査：ネット調査（33日）、海底地形調査（8日）、底魚資源調査（22日）、たて縄調査（10日） ③沖ノ鳥島調査（31日） ④漁業取締（11日） ⑤指導船整備他（10日）</p>
<p>9 東京都漁業用 海岸局</p> <p>（継 続）</p> <p><担当部署> 八丈事業所</p>	<p>【目 的】伊豆諸島海域における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内容】 ①通信時間：24時間 ②設備内容：SSB50W 2台 SSB25W 4台 DSB10W 4台 DSB1W 17台 全波受信機 5台 遭難緊急警報自動受信器 5台 ③対 象：官庁船4隻 地元漁船等 ④業務内容： ・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信 ・通信施設の点検整備</p>

課 題 名	事 業 概 要
<p>10 父島漁業用 海岸局</p> <p>(継 続)</p> <p><担当部署> 小笠原水産セン ター</p> <p>漁業調 査指 導等</p>	<p>【目 的】小笠原近海における漁業指導情報、漁業気象、安全情報を速やかに通報し、漁業生産性の向上を図るとともに、操業の安全に資する。</p> <p>【内 容】</p> <p>①通信時間：08:00～17:15 (但し、興洋またはみやこが泊まり航海の際は06:00～21:00)</p> <p>②設備内容：SSB50W 2台 SSB25W 2台 多重無線機 2台 多重無線機 2台</p> <p>③対 象：官庁船2隻 地元漁船等</p> <p>④業務内容：・漁業指導に関する通信 ・漁業気象及び航行警報に関する通信 ・遭難緊急安全に関する通信 ・通信施設の点検整備</p>

2 漁業調査指導船

船名	みやこ	やしお	かもめ	たくなん	興洋
竣工	平成24年 2月29日	平成31年 2月18日	昭和57年 10月28日	平成16年 3月3日	平成19年 2月28日
最大速力(ノット)	14.8	16.0	18.2	14.0	14.2
航海速力(ノット)	13.0	15.0	15.0	13.0	13.0
航続距離(海里)	5,000	2,000		807	2,000
定員	船員16名 調査員8名	船員9名 調査員3名	船員1名 調査員9名	船員8名 調査員6名	船員9名 調査員5名
1 船体					
船質	鋼	鋼	FRP	FRP	鋼
全長(m)	42.93	44.69	13.55	25.50	33.07
登録長(m)	35.60	37.60	9.80	20.18	28.40
幅(m)	7.40	6.60	2.30	5.58	6.00
深さ(m)	3.30	3.20	0.76	2.16	2.90
トン数(t)	189	117	3.87	44	87
2 機関					
主機関(kW)	1,492 1基	1,471 1基	353 1基	1,203 1基	1,030 1基

[漁業調査指導船の海域分担]

東京都の海は内湾から小笠原諸島に及ぶ広大な海域で、このうち伊豆諸島北部海域を「やしお」、南部海域を「たくなん」、小笠原海域と沖ノ鳥島海域を「興洋」が担当し、沖合の南鳥島・沖ノ鳥島や他県海域を含む広い海域を「みやこ」が担当している。この他「かもめ」(大島)、「ウェントル」(小笠原)は島周りの浅海域の調査や潜水調査の母船の役割を担当している。

3 島しょ農林水産総合センター分掌事務

島しょ農林水産総合センター

庶務課	庶務担当	<ol style="list-style-type: none"> センター所属職員の人事及び給与に関すること。 センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 センターの予算、決算及び会計に関すること。 土地、建物及び工作物等の維持管理に関すること。 センター内の取締りに関すること。 振興企画室に属しないこと。
	経理担当	
振興企画室	企画調整担当	<ol style="list-style-type: none"> 水産に関する試験、研究及び調査の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 水産資源及び水生生物に係る試験、研究及び調査の実施に関すること。 水生生物の病害に係る試験、研究及び調査に関すること。 漁業技術等の普及指導に関すること。 冷水魚の種苗生産に関すること。 島しょ区域における農業、畜産及び林業に関する試験及び研究の総合調整並びに情報の収集及び管理に関すること。 島しょ区域における農業改良助長法第七条第一項、第八条及び第十二条第二項に規定する協同農業普及事業等に関する総合調整に関すること。
	副参事研究員	
	主任研究員	
	農業技術調整担当	
大島事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 近海及び沿岸の漁業技術の試験及び研究に関すること(八丈事業所に属するものを除く。) 近海及び沿岸の水産資源の養殖に係る試験及び研究に関すること(八丈事業所に属するものを除く。) 水産物の製造加工の試験及び研究に関すること。 漁業技術等の調査及び普及指導に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。 漁船員の指導に関すること。 大島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
	主任研究員	
	園芸振興担当	
	主任普及指導員 [新島分室を含む]	
八丈事業所	水産振興担当	<ol style="list-style-type: none"> 八丈島近海及び沿岸の漁業技術の試験及び研究に関すること。 八丈島近海及び沿岸の水産資源の養殖に係る試験及び研究に関すること。 水産物の製造加工の試験及び研究に関すること。 漁業技術等の調査及び普及指導に関すること。 漁況及び海況の予報並びに海上気象の通信に関すること。 漁船員の指導に関すること。 八丈島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
	主任研究員	
	無線通信担当	
	園芸振興担当	
	主任普及指導員	

<p>三宅事業所</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="margin-left: 100px;">主任普及指導員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 三宅島の特産園芸作物の品種改良及び栽培技術並びに林業の試験、研究及び調査に関すること。 2 牛、豚及び家きん等の改良繁殖、育成及び飼育管理に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。 3 牧野及び飼料作物に関する試験、研究、調査及び指導に関すること。 4 家畜の人工授精に関すること。 5 種畜及び種鶏の配布に関すること。 6 法第八条第二項各号に掲げる協同農業普及事業に関すること。 7 普及指導員が法第八条第二項各号に掲げる事務を行うことにより得られた知見の集約、その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動を行うこと。 8 農業者に対し農業経営又は農村生活の改善に関する情報を提供すること。 9 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動を行うこと。
<p>小笠原水産センター (総務局所管)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産資源に関する試験研究及び調査に関すること。 2 漁業指導に関すること。
<p>小笠原亜熱帯農業センター [営農研修所を含む] (総務局所管)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業に関する試験研究及び調査に関すること。 2 果樹、園芸作物の品種改良及び栽培に関する試験研究及び調査に関すること。 3 農業に関する専門的技術及び知識の普及指導に関すること。 4 植物の病虫害防除に関する試験研究及び調査に関すること。

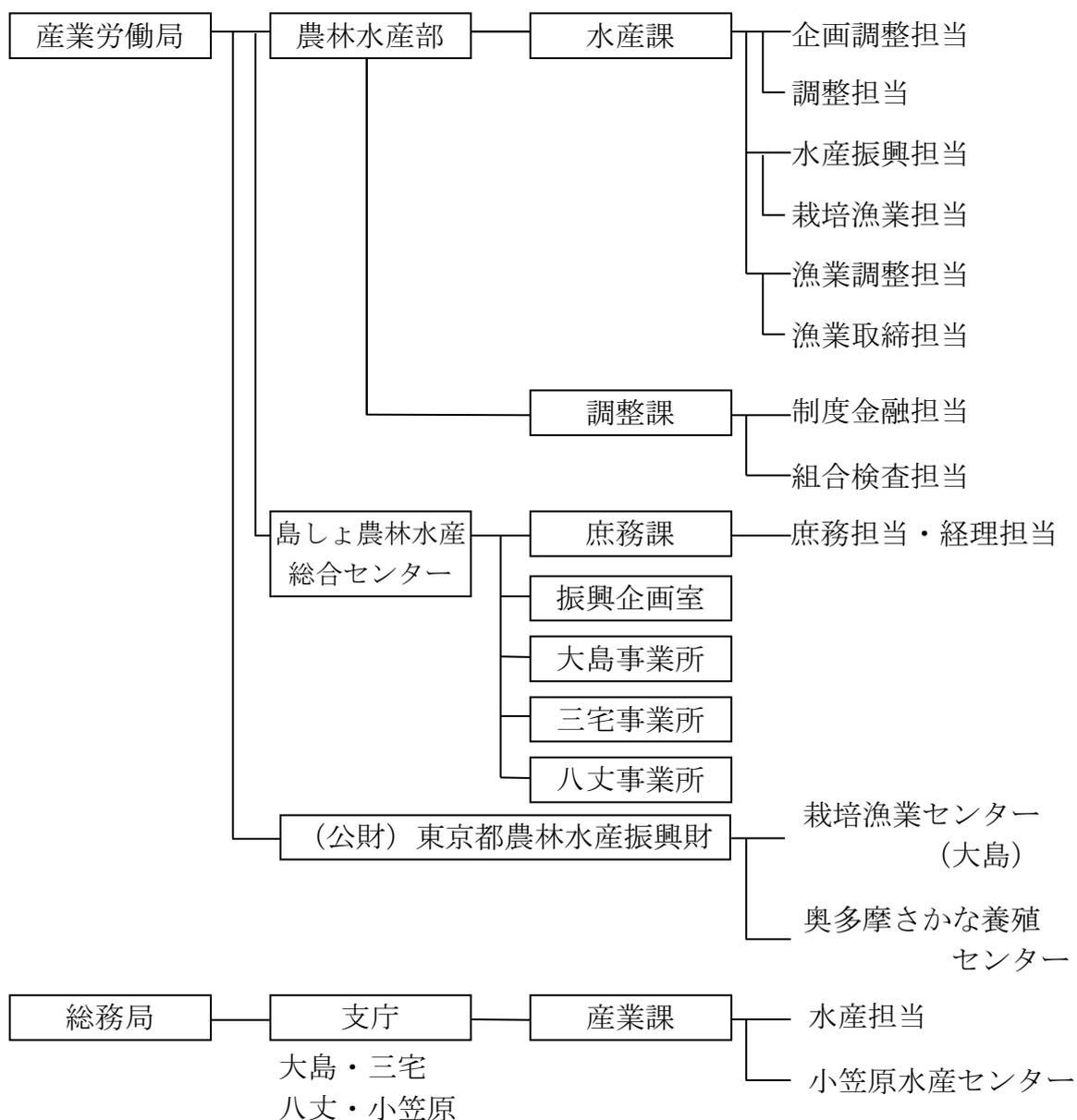
◎ 東京都島しょ農林水産総合センター定期刊行物（水産関係）

刊行物の名称	内 容	刊行回数
「事業報告」（年報）	各年度内に実施した試験・研究・指導・事業ごとに結果をとりまとめたもの	年一回
「主要成果集」	各年度内に顕著な成果が得られた課題について、要点をわかりやすくまとめたもの	年一回
「水産海洋研究報告」	年度を渡って継続して調査研究した課題をとりまとめた報告書	その都度
「事業概要」	東京都島しょ農林水産総合センターの沿革、組織、予算、事業体系、事業概要、事業所施設等を紹介するもの	年一回
ホームページ	東京都島しょ農林水産総合センターの事業概要、トピック、伊豆諸島の魚貝類、漁海況等を紹介するホームページ https://www.ifarc.metro.tokyo.lg.jp	毎日更新
「大島事業所トピック」	大島事業所の広報誌	不定期
「八丈事業所トピックス」	八丈事業所の広報誌	不定期
「海洋島」	小笠原水産センターの広報誌	不定期
「関東・東海漁海況速報」	当センター大島事業所、千葉、神奈川、静岡、三重、和歌山、漁業情報サービスセンターが共同で発行する漁海況速報（海の天気図）	毎日
「八丈海洋ニュース」	八丈事業所が発行する海況情報誌	ほぼ毎日
「沖合定線観測結果」	大島事業所指導船「みやこ」の定線観測結果	月一回
「沿岸定線観測結果」	大島事業所指導船「やしお」の定線観測結果	月一回
「海洋観測速報」	八丈事業所指導船「たくなん」の定線観測結果	月一回
「おがさわら海の情報」	小笠原水産センター指導船「興洋」の定線観測結果	月一回
「定地観測水温表」	大島事業所が発行する月別各島定地水温	月一回
「漁業気象」	東京都漁業無線局が発行する天気現況と予想	毎日二回

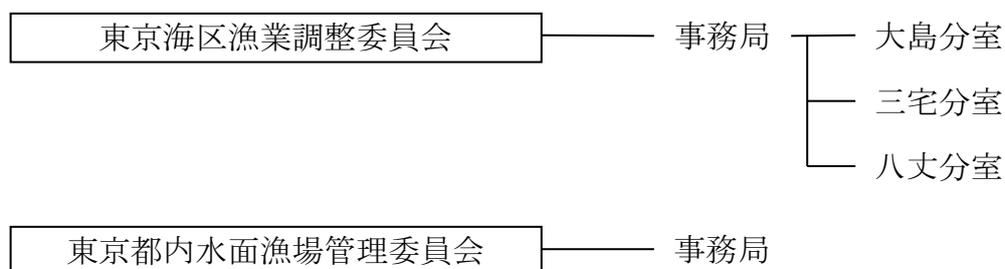
VIII 水産行政

1 水産行政組織（令和4年4月1日現在）

【知事部局】



【行政委員会】



2 水産課担当別分掌事務（行政委員会を含む）

企画調整担当

- ・課内の経理、人事、文書、物品等に関すること
- ・水産統計に関すること
- ・東京都農林漁業振興対策審議会漁業部会に関すること
- ・水産関係災害に関すること
- ・漁業後継者育成に関すること
- ・水産業の総合振興対策事業に関すること
- ・水産業協同組合の設立、併合、解散及び定款変更に関すること
- ・水産業協同組合及び連合会の指導監督に関すること
- ・水産業協同組合の整備促進に関すること
- ・漁業共済及び漁船保険組合に関すること
- ・その他水産業協同組合に関すること
- ・島しょ農林水産総合センターに関すること
- ・課内他の担当及び担当課長代理に属しないこと

水産振興担当

- ・漁業振興施設整備に関すること
- ・水産物供給基盤整備に関すること
- ・内水面総合振興に関すること
- ・小笠原諸島の漁業振興に関すること
- ・その他水産振興に関すること

栽培漁業担当

- ・栽培漁業に関すること
- ・東京都栽培漁業推進協議会に関すること
- ・東京都栽培漁業センターに関すること

漁業調整担当

- ・漁獲量計画の策定並びに漁業調整に関すること
- ・漁業資源管理に関すること
- ・内水面漁業調整に関すること
- ・内水面漁場管理委員会に関すること
- ・漁場環境保全に関すること
- ・漁業公害対策に関すること
- ・漁獲量管理に関すること
- ・漁獲量情報管理システムに関すること
- ・漁船の登録等に関すること
- ・遊漁船業の登録に関すること
- ・その他漁業調整に関すること

漁業取締担当

- ・ 漁業取締に関すること
- ・ 漁業補償に係る調査及び連絡に関すること

東京海区漁業調整委員会事務局

- ・ 東京海区漁業調整委員会に関すること

東京都内水面漁場管理委員会事務局

- ・ 内水面漁場管理委員会に関すること

IX 資 料

- 1 経営体・就業者
- 2 生産量・生産額
- 3 漁船
- 4 漁業制度と都の漁業

1 経営体・就業者

漁業経営体数の推移

単位：経営体

	平成10年 (1998)	15 (2003)	20 (2008)	25 (2013)	30 (2018)
個人	1,013	784	654	591	503
団体	24	20	15	13	9
合計	1,037	804	669	604	512

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

漁業就業者数の推移

単位：人

	平成10年 (1998)	15 (2003)	20 (2008)	25 (2013)	30 (2018)
区 部	497	387	494	261	299
島 しょ 部	982	769	749	711	597
大 島	579	476	428	406	320
大島	220	173	141	133	98
利島～神津島	359	303	287	273	222
三宅・御蔵島	145	19	61	66	49
八丈島・青ヶ島	198	196	190	164	151
小 笠 原	60	78	70	75	77
合 計	1,479	1,156	1,243	972	896

資料：漁業センサス（第10次、2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

漁業就業者数の男女・年齢別の推移

単位：人

	平成15年(2003)		20(2008)		25(2013)		30(2018)	
	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)	
男 性	1,077	93.2	1,161	93.4	938	96.5	871	97.2
15～24歳	37	3.2	21	1.7	24	2.5	47	5.2
25～39歳	155	13.4	148	11.9	145	14.9	144	16.1
40～59歳	445	38.5	543	43.7	355	36.5	304	33.9
60～64歳	129	11.2	158	12.7	131	13.5	127	14.2
65歳以上	311	26.9	291	23.4	283	29.1	249	27.8
女 性	79	6.8	82	6.6	34	3.5	25	2.8
合 計	1,156	100.0	1,243	100.0	972	100.0	896	100.0

資料：漁業センサス（2003年、2008年、2013年、2018年）

注：平成15年は三宅島を含まず

2 生産量・生産額
魚種・漁協別生産量（令和3年1月～12月）

海区・漁協		大島海区（利島～神津島を含む）								三宅島
		伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	
魚	さば	123		123	5		281	286	409	609
	とびうお						251	251	251	392
	むろあじ	143		143			120	120	263	9,606
	しまあじ	272	31	303		4	256	260	260	
	たかべ	463	6	469	709	11,161	360	12,230	12,699	1,197
	いさき	4,011	61	4,072		240	332	572	4,644	1,594
	かつお類	2,606	1,541	4,147	589	9,298	3,661	13,548	17,695	43,866
	まぐろ類	752	439	1,191	455	5,921	90,812	97,188	98,379	83,579
	かじき類	57		57			6,456	6,456	6,513	1,635
	きんめだい	1,754	228	1,982	6	36,627	453,378	490,011	491,993	92,448
	ひめだい	239	9	248		55	4,473	4,528	4,776	149
	はまだい		34	34			425	425	459	115
	あおだい					32	1,782	1,814	1,814	1,310
	めだい	2,837	822	3,659	146	2,644	42,802	45,592	49,251	9,969
	あこうだい	735		735		548	1,531	2,079	2,814	462
	むつ類	107	5	112		9,669	9,410	19,079	19,191	369
	まだい	43		43		25	61	86	129	11
	その他のたい	11		11		5		5	16	
	ひらまさ	17	31	48	32	2	33	67	115	734
	かんばち	620	609	1,229	93	3,175	1,461	4,729	5,958	4,052
	さわら					12	109	121	121	515
	めじな	214	2	216		8	1	9	225	636
	いすずみ	22		22					22	
	さめ類						2,019	2,019	2,019	
	さんま									
	ぶり類	72		72		2	7	9	81	7
	ひらめ									12
	かれい類									
	ぼら類									
	すずき									
	あなご									
	このしろ									
はぜ										
その他の魚類	10,562	122	10,684	22	3,040	14,486	17,548	28,232	13,068	
計	25,660	3,940	29,600	2,057	82,793	634,657	719,507	749,107	267,121	
水産物の	いしか類				1,293	18,414	51,864	71,571	71,571	688
いせえび	4,587	1,092	5,679	1,239	881	1,090	3,210	8,889	178	
その他のえび類										
かめ										
さんご										
その他	1		1		169		169	170	62	
計	4,588	1,092	5,680	2,532	19,464	52,954	74,950	80,630	928	
貝類	さざえ	960	97	1,057				1,057		
あわび類	481	32	513	1		1	2	515		
とこぶし	5,109	760	5,869			3	3	5,872		
ひろせかい										
くぼがい	958	37	995					995		
あさり類										
その他	1		1					1	62	
計	7,509	926	8,435	1		4	5	8,440	62	
藻類	てんぐさ	62,082	1,316	63,398		679	607	1,286	64,684	483
とさかのり				10,557		6,677	17,234	17,234		
いわのり										
その他				65			65	65		
計	62,082	1,316	63,398	10,622	679	7,284	18,585	81,983	483	
合計	99,839	7,274	107,113	15,212	102,936	694,899	813,047	920,160	268,594	

(単位:kg)

三宅海区		八丈海区			小笠原海区			内湾	合計	海区・漁協	
御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島	八丈島計	小笠原島	小笠原母島	小笠原計			魚種名	
	609							287	1,305	さ	ば
	392	41,619		41,619	10		10		42,272	と	びう
5	9,611	17,786		17,786	46		46		27,706	む	ろあ
								1,081	1,341	ま	あ
196	982	32		32	35	20	54		1,846	し	まあ
1,570	2,767								15,466	た	かべ
	1,594				37		37		6,275	い	さ
1,183	45,049	33,149		33,149	160	96	256		96,149	か	つお
20,002	103,581	77,303	3,720	81,023	31,420	3,979	35,399		318,382	ま	ぐる
135	1,770	979		979	178,387	35,223	213,610		222,872	か	じき
37	92,485	377,640	40	377,680	2		2		962,160	き	んめ
66	215	2,258		2,258	2,763	1,326	4,089		11,338	ひ	め
	115	5,406	330	5,736	39,389	12,062	51,451		57,761	は	ま
51	1,361	7,540	920	8,460	24	11	34		11,669	あ	お
10	9,979	43,660	320	43,980	212	19	231		103,441	め	だ
	462	26		26					3,302	あ	こ
	369	2,230		2,230	3,151	696	3,847		25,637	む	つ
	11	17		17				2	159	ま	だ
					1,903	147	2,050	1,271	3,337	そ	の
62	796	715		715					1,626	ひ	ら
637	4,689	5,266		5,266	3,809	1,628	5,437		21,350	か	ん
37	552	3,148		3,148	2,185	1,041	3,226	11	7,058	さ	わ
50	686	154		154					1,065	め	じ
		116		116					138	い	す
					299		299	100	2,418	さ	め
										さ	ん
2	9							110	200	ぶ	り
	12							16	28	ひ	ら
								19,893	19,893	か	れ
										ぼ	ら
								73,991	73,991	す	ず
								4,959	4,959	あ	な
								20,035	20,035	こ	の
										は	ぜ
371	13,439	20,102	330	20,432	17,963	5,583	23,545	25,068	110,716	そ	の
24,414	291,535	639,146	5,660	644,806	281,794	61,828	343,622	146,824	2,175,894	計	
6	694				41,921	9,755	51,676		123,941	い	か
42	220	98		98		16	16		9,223	い	せ
										そ	の
					4,228	2,068	6,296		6,296	か	め
						110	110		110	さ	ん
15	77	377		377	86	33	119	92	835	そ	の
63	991	475		475	46,235	11,982	58,217	92	140,405	計	
									1,057	さ	ざ
									515	あ	わ
		4		4					5,876	と	こ
										ひ	ろ
									995	く	ぼ
70	70							41,737	41,807	あ	さ
	62							9,682	9,745	そ	の
70	132	4		4				51,419	59,995	計	
	483								65,167	て	ん
									17,234	と	さ
57	57								57	い	わ
56	56	20		20				10	151	そ	の
113	596	20		20				10	82,609	計	
24,660	293,254	639,645	5,660	645,305	328,029	73,810	401,839	198,345	2,458,903	合	計

注:四捨五入により、計が合わないことがある。

魚種・漁協別生産額(令和3年1月～12月)

魚種名	大島海区(利島～神津島を含む)									
	伊豆大島	元町	小計	利島村	にいじま	神津島	小計	大島計	三宅島	
魚類	さば	63		63	8		50	58	121	203
	とびうお						56	56	56	236
	むろあじ	110		110			35	35	145	2,678
	まあじ					2	50	52	52	
	しまあじ	891	57	948		1,073	493	1,566	2,514	2,733
	たかべ	609	10	619	1,519	17,582	474	19,575	20,194	1,880
	いさき	2,668	34	2,702		175	80	255	2,957	1,342
	かつお類	1,820	929	2,749	460	3,889	1,038	5,388	8,137	19,711
	まぐろ類	774	433	1,207	706	5,396	281,942	288,045	289,252	81,539
	かじき類	67		67			7,190	7,190	7,257	1,525
	きんめだい	2,733	271	3,004	27	47,128	570,769	617,924	620,928	113,359
	ひめだい	388	17	405		43	3,294	3,337	3,742	146
	はまだい		73	73			1,095	1,095	1,169	170
	あおだい					40	1,824	1,864	1,864	1,208
	めだい	2,851	957	3,808	158	1,716	19,121	20,995	24,803	5,799
	あこうだい	1,705		1,705		1,099	2,142	3,241	4,946	830
	むつ類	409	28	437		20,225	23,030	43,255	43,692	890
	まだい	52		52		16	21	37	88	10
	その他のたい	11		11		4		4	15	
	ひらまさ	22	23	44	34	2	14	50	94	418
	かんばち	821	1,029	1,850	142	3,643	1,100	4,885	6,735	4,183
	さわら					3	38	42	42	173
	めじな	121	3	124		8	1	8	132	364
	いすずみ	13		13					13	
	さめ類						309	309	309	
	さんま									
	ぶり類	33		33		1	2	3	36	3
ひらめ									18	
かれい類										
ぼら類										
すずき										
あなご										
のしろ										
はぜ										
その他の魚類	13,010	196	13,207	45	3,720	8,188	11,953	25,160	8,001	
計	29,174	4,061	33,235	3,099	105,765	922,357	1,031,221	1,064,456	247,417	
水産物の	いか類			2,423	26,900	53,601	82,923	82,923	1,236	
	いせえび	14,389	4,663	19,052	4,327	5,169	4,906	14,402	33,454	
	その他のえび類									
	かめ									
	さんご									
その他	3		3		326		326	330	104	
計	14,392	4,663	19,055	6,750	32,395	58,506	97,652	116,707	2,506	
貝類	さざえ	1,006	118	1,125					1,125	
	あわび類	1,664	204	1,868	14		6	21	1,888	
	とこぶし	8,783	2,230	11,014	3		10	13	11,026	
	ひろせかい									
	くぼがい	1,076	45	1,121					1,121	
	あさり類									
その他	1		1					1	107	
計	12,530	2,598	15,129	17		17	34	15,162	107	
藻類	てんぐさ	44,788	1,473	46,261		702	630	1,332	47,593	437
	とさかのり				3,831		2,820	6,651	6,651	
	いわのり									
	その他				761			761	761	
計	44,788	1,473	46,261	4,593	702	3,449	8,744	55,005	437	
合計	100,884	12,796	113,680	14,459	138,862	984,329	1,137,650	1,251,330	250,467	

(単位：千円)

三宅海区		八丈海区			小笠原海区			内湾	合計	海区・漁協	
御蔵島	三宅島計	八丈島	青ヶ島	八丈島計	小笠原島	小笠原母島	小笠原計			魚種名	
	203							116	440	さ	ば
	236	21,332		21,332	2		2		21,626	と	び
3	2,681	7,234		7,234	17		17		10,077	む	ろ
								573	625	ま	あ
547	3,280	76		76	59	13	72		5,941	し	ま
2,342	4,223								24,417	た	か
	1,342				20		20		4,319	い	さ
745	20,456	18,024		18,024	96	61	156		46,773	か	つ
14,389	95,928	86,190	1,853	88,042	45,625	5,422	51,046		524,268	ま	ぐ
34	1,559	1,029		1,029	221,034	41,101	262,135		271,979	か	じ
42	113,401	514,283	45	514,328	1		1		1,248,658	き	ん
54	201	2,081		2,081	2,349	1,115	3,464		9,489	ひ	め
	170	8,901	821	9,722	45,867	15,904	61,771		72,833	は	ま
59	1,268	9,990	1,236	11,226	31	11	42		14,399	あ	お
6	5,805	26,302	160	26,461	108	13	121		57,190	め	だ
	830	49		49					5,825	あ	こ
	890	4,651		4,651	2,297	655	2,952		52,185	む	つ
	10	12		12				2	112	ま	だ
					1,698	95	1,792	1,435	3,242	そ	の
36	454	385		385					933	ひ	ら
607	4,790	4,775		4,775	2,096	924	3,020		19,321	か	ん
27	199	986		986	1,013	391	1,404	12	2,644	さ	わ
38	402	123		123					657	め	じ
		53		53					66	い	す
					60		60	40	409	さ	め
										さ	ん
3	6							43	85	ぶ	り
	18							27	45	ひ	ら
								13,925	13,925	か	れ
										ば	ら
								52,460	52,460	す	ず
								9,030	9,030	あ	な
								28,670	28,670	こ	の
										は	ぜ
421	8,422	15,590	330	15,920	13,615	7,790	21,405	27,800	98,707	そ	の
19,353	266,770	722,064	4,445	726,510	335,986	73,495	409,481	134,133	2,601,351	計	
11	1,247				28,348	9,060	37,407		121,577	い	か
134	1,300	449		449		30	30		35,232	い	せ
					2,537	1,448	3,984		3,984	そ	の
						111,118	111,118		111,118	か	の
18	122	471		471	94	43	137	175	1,236	さ	ん
163	2,669	920		920	30,979	121,698	152,677	175	273,147	そ	の
									1,125	さ	ぎ
									1,888	あ	わ
		18		18					11,045	と	こ
										ひ	ろ
									1,121	く	ぼ
								27,087	27,087	あ	さ
88	195							8,743	8,939	そ	の
88	195	18		18				35,830	51,205	計	
	437								48,030	て	ん
									6,651	と	さ
84	84								84	い	わ
93	93	22		22				10	886	そ	の
177	615	22		22				10	55,651	計	
19,781	270,248	723,025	4,445	727,470	366,965	195,193	562,158	170,148	2,981,354	合	計

注：四捨五入により、計が合わないことがある。内湾の生産額については、豊洲市場における生産金額より推計。なお集計方法が異なるため、過年度分とは接続しない。

漁業種類・海区別生産量（令和3年1月～12月）

（単位：トン）

海区別 漁業別	大島	利島 新島 神津島	三宅 御蔵島	八丈島 青ヶ島	小笠原	内湾	計
とびうお流しまき網							
その他のまき網							
さんま棒受網							
あじ・さば棒受網				19			19
いさき寄網							
たかべ寄網							
建切網							
とびうお流し刺網				40			40
いせえび刺網	6	2					8
たかべ刺網		11	1				12
いか釣		69			50		119
ひき縄釣	4	45	139	118	3		309
底魚一本釣	14	580	110	455	84		1,243
その他の釣	5			6	4	20	35
はえ縄		78	12		253		343
その他のはえ縄						2	2
小型定置網			25				25
その他の刺網						109	109
採貝	7						7
採藻	63	17					80
突棒		2					2
潜水器							
その他の漁業	1			1	2	67	71
計	100	804	287	639	396	198	2,424

令和3年 魚種・月・海區別生産量（大島・利島・新島・式根島・神津島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚	さば	29	214	68	11					42	34	2	9	409	
	とびうお				251									251	
	むろあじ	120						18	52	33	18	20	2	263	
	まあじ						13	47	58	25	78	25	14	260	
	しまあじ	62	31	28	5	92	106	19	87	39	88	190	31	778	
	たかべ	39			1,400	1,260	4,649	2,392	954	1,721	284				12,699
	いさき	121	264	160	232	244	1,150	528	732	502	278	301	132		4,644
	かつお類	109	92	568	357	1,166	3,373	928	2,561	1,049	4,940	2,391	161		17,695
	まぐろ類	12,368	6,999	11,886	13,879	1,414	1,980	819	466	1,457	18,283	18,100	10,728		98,379
	かじき類	187	860	1,059	514	18	355		1,747	15	1,136	351	271		6,513
	きんめだい	16,211	49,598	98,066	51,917	22,258	38,709	48,138	44,299	29,876	42,121	31,179	19,621		491,993
	ひめだい	3	65	415	351	592	949	837	942	368	241	10	3		4,776
	はまだい	60		2	17	1	1	5	10	27	103	186	47		459
	あおだい		8	48	23	11	132	407	270	229	657	10	19		1,814
	めだい	1,372	5,599	7,939	4,818	2,931	3,711	2,925	6,407	4,390	3,106	3,243	2,810		49,251
	あこうだい	59	206	503	592	130	160	176	169	297	189	155	178		2,814
	むつ類	432	195	388	8,680	1,952	1,775	559	1,459	770	406	1,543	1,032		19,191
	まだい	2	2	9	16	14	54	3	5	4	8	4	8		129
	その他のたい									8		5		3	16
	ひらまさ	32					19	14	31	14	5				115
	かんばち	27	25	10	17	208	1,048	2,434	1,073	713	282	97	24		5,958
	さわら			42	35		24		15		1	4			121
	めじな	5	52	10	20	27	6	1	10	4	15	22	53		225
	いすずみ										3	13	6		22
	類	さめ類		17									132	1,870	2,019
		さんま													
		ぶり類			7			2	1	19	8	15	29		81
ひらめ															
かれい類															
ぼら類															
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類		755	942	3,886	3,325	1,653	2,880	1,912	2,462	2,029	3,897	2,836	1,655		28,232
計		31,993	65,169	125,094	86,460	33,971	61,096	62,163	63,836	43,612	76,193	60,843	38,677		749,107
水産動物		いか類			3,254	17,796	28,660	18,875	2,736	250					71,571
	いせえび	679	1,507	507	778	1,324					1,613	1,031	1,450	8,889	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
	その他											1	169	170	
計	679	1,507	3,761	18,574	29,984	18,875	2,736	250		1,613	1,032	1,619	80,630		
貝類	さぎえ	83	40	13	13	130	72			377	129	127	73	1,057	
	あわび類	175	84	27	15	48	34	17	54	39	22			515	
	とこぶし	538	407	366	308	702	787	660	746			684	674	5,872	
	ひろせかい														
	くぼがい	84	133	74	59	130	105		205	124	2	34	45	995	
	あさり類														
	その他	1													1
計	881	664	480	395	1,010	998	677	1,005	540	153	845	792	8,440		
藻類	てんぐさ							30,765				33,919		64,684	
	とさかのり					4,011	5,849	7,374						17,234	
	いわのり														
	その他	7	44	14										65	
	計	7	44	14		4,011	5,849	38,139				33,919		81,983	
合計	33,560	67,384	129,349	105,429	68,976	86,818	103,715	65,091	44,152	77,959	96,639	41,088		920,160	

令和3年 魚種・月・海區別生産量 (大島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	さば		80	38							3		2	123	
	とびうお														
	むろあじ							18	52	33	18	20	2	143	
	しまあじ	62		27	5		44	17	70	39	4	5	30	303	
	たかべ	39					421	6			3			469	
	いさき	110	247	90	171	202	1,014	462	719	477	243	209	128	4,072	
	かつお類					579	1,488	439	106	70	610	855		4,147	
	まぐろ類	358			71	77	84	232	150	107	10	18	84	1,191	
	かじき類					18					15		24	57	
	きんめだい	192	58	336	701	240	354	44	38	14	5			1,982	
	ひめだい				9				75	144	20			248	
	はまだい			2									25	7	34
	あおだい														
	めだい	253	338	1,551	280	74	202	140	213	61	67	295	185	3,659	
	あこうだい	14	81	164	63	14	64	17	32	116	39	19	112	735	
	むつ類	25		9	7	2	5	2	14	4		4	40	112	
	まだい	2	2	5	4	5	10	1	5	4	1	4		43	
	その他のたい									8				3	11
	ひらまさ								3	31	14				48
	かんばち	8	3	1		1	96	248	418	347	93	14			1,229
	さわら														
	めじな	3	52	10	20	27	2		10	4	15	21	52	216	
	いすずみ										3	13	6	22	
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類							2	1	17	8	15	29		72
	ひらめ														
	かれい類														
	ぼら類														
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	299	489	2,938	1,478	1,069	1,239	381	485	305	1,071	550	380	10,684		
計	1,365	1,350	5,171	2,809	2,308	5,025	2,086	2,512	1,638	2,200	2,081	1,055	29,600		
水産動物	いか類														
	いせえび	55	309	90	742	1,298					1,613	597	975	5,679	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
	その他											1		1	
計	55	309	90	742	1,298					1,613	598	975	5,680		
貝類	さざえ	83	40	13	13	130	72			377	129	127	73	1,057	
	あわび類	174	84	27	15	48	34	17	54	38	22			513	
	とこぶし	538	407	366	308	699	787	660	746			684	674	5,869	
	ひろせかい														
	くぼがい	84	133	74	59	130	105		205	124	2	34	45	995	
	あさり類														
	その他	1													1
計	880	664	480	395	1,007	998	677	1,005	539	153	845	792	8,435		
藻類	てんぐさ							30,765					32,633	63,398	
	とさかのり														
	いわのり														
	その他														
計							30,765					32,633	63,398		
合計	2,300	2,323	5,741	3,946	4,613	6,023	33,528	3,517	2,177	3,966	36,157	2,822	107,113		

令和3年 魚種・月・海区別生産量 (利島)

(単位: kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚	さば		5											5	
	とびうお														
	むろあじ														
	しまあじ														
	たかべ								182	246	281			709	
	いさき														
	かつお類	7					73	47	106	83	178	64	31	589	
	まぐろ類	2			2		43	48	11	4	96	150	99	455	
	かじき類														
	きんめだい							1				5		6	
	ひめだい														
	はまだい														
	あおだい														
	めだい		31	12	11	3	13	17	3	44		12		146	
	あこうだい														
	むつ類														
	まだい														
	その他のたい														
	ひらまさ	32													32
	かんばち	12	13	9			24	10	1	8	4		12	93	
	さわら														
	めじな														
	いすずみ														
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類														
	ひらめ														
	かれい類														
	ぼら類														
	すずき														
	あなご														
このしろ															
はぜ															
その他の魚類		2				3	2	1		9		4	1	22	
計	53	51	21	13	6	155	124	303	394	559	235	143	2,057		
水産動物	いか類			100	996	191	6							1,293	
	いせえび	283	711	120	36							58	31	1,239	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
	その他														
計	283	711	220	1,032	191	6					58	31	2,532		
貝類	さざえ														
	あわび類	1												1	
	とこぶし														
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
その他															
計	1												1		
藻類	てんぐさ														
	とさかのり					4,011	5,849	697						10,557	
	いわのり														
	その他	7	44	14										65	
計	7	44	14			4,011	5,849	697					10,622		
合計	344	806	255	1,045	4,208	6,010	821	303	394	559	293	174	15,212		

令和3年 魚種・月・海区别生産量 (新島・式根島)

(単位: kg)

魚種名	月												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
魚類	さば												
	とびうお												
	むろあじ												
	まあじ											4	4
	しまあじ		13	1		92	6				49	164	325
	たかべ				1,400	1,260	3,987	2,362	747	1,405			11,161
	いさき	11	13	28	32	19	49			3	21	60	240
	かつお類	84	21	210		12	1,071	206	2,007	372	3,735	1,455	9,298
	まぐろ類	297	1,117	1,560	74	65	1,076	95	57	684	325	31	5,921
	かじき類												
	きんめだい	543	5,098	15,157	2,237	1,086	912	2,969	2,113	1,722	1,819	1,806	36,627
	ひめだい		5	4		5	32			9			55
	はまだい												
	あおだい			10	16		6						32
	めだい	7	102	24	1,034	837	577	9		18	9	27	2,644
	あこうだい	29	51	72	24	100	27	15	31	21	36	106	548
	むつ類	16			6,836	1,607	1,046	20	7	4	7	107	9,669
	まだい			4	8	6	3				1		25
	その他のたい										5		5
	ひらまさ							2					2
	かんばち	3	9		2	54	245	1,709	589	339	169	52	3,175
	さわら						12						12
	めじな	2					4					1	8
	いすずみ												
	さめ類												
	さんま												
	ぶり類								2				2
	ひらめ												
	かれい類												
	ぼら類												
すずき													
あなご													
このしろ													
はぜ													
その他の魚類	67	75	284	130	124	349	142	37	229	803	569	3,040	
計	1,059	6,504	17,354	11,793	5,267	9,402	7,529	5,590	4,806	6,979	4,382	82,793	
水産動物	いか類			2,138	7,005	5,783	3,488					18,414	
	いせえび	79		150		26					221	405	
	その他のえび類												
	かめ												
	さんご												
その他											169	169	
計	79		2,288	7,005	5,809	3,488					221	19,464	
貝類	さざえ												
	あわび類												
	とこぶし												
	ひろせかい												
	くぼがい												
	あさり類												
その他													
計													
藻類	てんぐさ										679	679	
	とさかのり												
	いわのり												
	その他												
計											679	679	
合計	1,138	6,504	19,642	18,798	11,076	12,890	7,529	5,590	4,806	6,979	5,282	2,702	102,936

令和3年 魚種・月・海区別生産量（神津島）

（単位：kg）

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
魚種名														
魚類	さば	29	129	30	11					42	31	2	7	281
	とびうお				251									251
	むろあじ	120												120
	まあじ						13	47	58	25	78	21	14	256
	しまあじ		18				56	2	17		35	21	1	150
	たかべ						241	24	25	70				360
	いさき		4	42	29	23	87	66	13	22	14	32		332
	かつお類	18	71	358	357	575	741	236	342	524	417	17	5	3,661
	まぐろ類	11,711	5,882	10,326	13,732	1,272	777	444	248	662	17,852	17,901	10,005	90,812
	かじき類	187	860	1,059	514		355		1,747		1,136	351	247	6,456
	きんめだい	15,476	44,442	82,573	48,979	20,932	37,443	45,124	42,148	28,140	40,297	29,368	18,456	453,378
	ひめだい	3	60	411	342	587	917	762	798	339	241	10	3	4,473
	はまだい	60			17	1	1	5	10	27	103	161	40	425
	あおだい		8	38	7	11	126	407	270	229	657	10	19	1,782
	めだい	1,112	5,128	6,352	3,493	2,017	2,919	2,759	6,191	4,267	3,030	2,909	2,625	42,802
	あこうだい	16	74	267	505	16	69	144	106	160	114	30	30	1,531
	むつ類	391	195	379	1,837	343	724	537	1,438	762	399	1,432	973	9,410
	まだい				4	3	41	2			6		5	61
	その他のたい													
	ひらまさ						19	9			5			33
	かんばち	4			15	153	683	467	65	19	16	31	8	1,461
	さわら			42	35		12		15		1	4		109
	めじな							1						1
	いすずみ													
	さめ類		17									132	1,870	2,019
	さんま													
	ぶり類			7										7
	ひらめ													
	かれい類													
	ぼら類													
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	389	376	664	1,717	457	1,290	1,388	1,940	1,486	2,023	1,713	1,043	14,486	
計	29,516	57,264	102,548	71,845	26,390	46,514	52,424	55,431	36,774	66,455	54,145	35,351	634,657	
水産動物	いか類			1,016	9,795	22,686	15,381	2,736	250					51,864
	いせえび	262	487	147								155	39	1,090
	その他のえび類													
	かめ													
	さんご													
	その他													
計	262	487	1,163	9,795	22,686	15,381	2,736	250			155	39	52,954	
貝類	さざえ													
	あわび類									1				1
	とこぶし					3								3
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
その他														
計					3				1				4	
藻類	てんぐさ											607		607
	とさかのり							6,677						6,677
	いわのり													
	その他													
計							6,677				607		7,284	
合計	29,778	57,751	103,711	81,640	49,079	61,895	61,837	55,681	36,775	66,455	54,907	35,390	694,899	

令和3年 魚種・月・海区別生産量 (三宅島・御蔵島)

(単位：kg)

月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
魚種名															
魚類	さば		113	68	393							10	25	609	
	とびうお				261	131								392	
	むろあじ	17	121	79	1,120	2,476	2,059	2,165	312	24	623	585	30	9,611	
	まあじ														
	しまあじ	2		1	91	345	222	6		16	23	26	250	982	
	たかべ	3	29	31	354	492	93	1,069	514	11	128	37	6	2,767	
	いさき		8	29	606	715	207	11	8					10	1,594
	かつお類	190	182	1,168	7,566	9,759	13,334	4,458	1,918	1,256	2,894	2,024	300		45,049
	まぐろ類	6,970	4,377	31,221	22,459	10,484	14,749	3,000	1,653	657	3,466	3,119	1,426		103,581
	かじき類	46	209	1,280				50	61				124		1,770
	きんめだい	4,700	6,017	12,411	11,724	7,422	9,239	7,052	8,463	10,230	9,132	5,177	918		92,485
	ひめだい			2	17	2	63	25	14	57	35				215
	はまだい							16	16		75		8		115
	あおだい		2	24	39			78	372	286	63	281	196	20	1,361
	めだい	122	915	915	113	40	2,223	2,963	1,020	1,295	208	158	7		9,979
	あこうだい	34	92	20	16	25	55	42	16	123	22	9	8		462
	むつ類	13	4	7	41	33	37	45	54	67	40	27	1		369
	まだい				2	6								3	11
	その他のたい														
	ひらまさ			13	65	389	35	15		87	3	71	118		796
	かんばち	36	30	43	891	1,496	1,161	142	99	510	100	69	112		4,689
	さわら	5			102	107	120	46	6	23	28	81	34		552
	めじな	167	200	234	55	3	5	1		4	1	3	13		686
	いすずみ														
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類	7							2						9
	ひらめ			5	7										12
	かれい類														
	ぼら類														
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	69	168	289	2,559	4,122	2,110	1,030	511	784	1,006	586	205		13,439	
計	12,381	12,467	47,840	48,481	38,047	45,806	22,510	14,935	15,282	17,990	12,310	3,486		291,535	
水産動物	いか類		2	134	237	92	199				3	15	12	694	
	いせえび	45	34	11	13	29						5	83	220	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
	その他							61				3	13	77	
計	45	36	145	250	121	260				3	23	108	991		
貝類	さざえ														
	あわび類														
	とこぶし														
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類	12	18				8		8	2	12		10	70	
	その他						15						47	62	
計	12	18				23		8	2	12		57	132		
藻類	てんぐさ										483			483	
	とさかのり														
	いわのり		36	21										57	
	その他		56											56	
計		92	21							483			596		
合計	12,438	12,613	48,006	48,731	38,168	46,089	22,510	14,943	15,284	18,488	12,333	3,651		293,254	

令和3年 魚種・月・海区別生産量 (八丈島・青ヶ島)

(単位：kg)

魚種名	月												計		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
魚類	さば														
	とびうお				39,266	2,353									41,619
	むろあじ		2			2			3,423	1,605	6,945	4,094	1,715		17,786
	まあじ														
	しまあじ		2			6		11	5	3	5				32
	たかべ														
	いさき														
	かつお類	109	301	17,974	6,164	2,723	2,371	1,437	595	485	325	321	344		33,149
	まぐろ類	5,535	10,650	17,099	20,698	8,460	4,007	2,096	583	339	655	3,170	7,731		81,023
	かじき類	49	75	211		67		50	22	15		74	416		979
	きんめだい	10,451	21,851	49,470	43,147	24,549	52,714	54,425	28,094	28,156	26,436	23,894	14,493		377,680
	ひめだい	3	18		4	33	294	137	398	810	226	240	95		2,258
	はまだい	71	320	501	65	425	864	894	737	398	183	1,026	252		5,736
	あおだい	100	108	5	10	214	1,637	1,154	1,547	1,137	1,042	1,396	110		8,460
	めだい	1,276	1,351	10,814	3,826	5,476	3,485	4,039	2,378	3,353	3,072	3,329	1,581		43,980
	あこうだい			1	4			1	1	8	5	5	1		26
	むつ類	169	47	289	143	119	206	170	150	80	273	444	140		2,230
	まだい						8		4				5		17
	その他のたい														
	ひらまさ		67	31	263	147	67	42	25	23	23	27			715
	かんばち	14	31	58	131	47	568	796	1,160	1,077	595	750	39		5,266
	さわら	225	341	92	259	265	490	163	86	422	360	291	154		3,148
	めじな		19	3		11	28	36	20	36	1				154
	いすずみ			49			47					20			116
	さめ類														
	さんま														
	ぶり類														
	ひらめ														
	かれい類														
	ぼら類														
すずき															
あなご															
このしろ															
はぜ															
その他の魚類	425	225	2,021	958	1,006	2,541	2,616	2,393	2,549	3,083	1,737	878		20,432	
計	18,427	35,408	98,618	114,938	45,903	69,327	68,067	41,621	40,496	43,229	40,818	27,954		644,806	
水産動物	いか類														
	いせえび	4				3				45	46			98	
	その他のえび類														
	かめ														
	さんご														
	その他	127	120	7	9					26	30	36	22	377	
計	131	120	7	9	3				26	75	82	22	475		
貝類	さざえ														
	あわび類														
	とこぶし								4					4	
	ひろせかい														
	くぼがい														
	あさり類														
その他															
計								4					4		
藻類	てんぐさ														
	とさかのり														
	いわのり														
	その他				20									20	
計				20									20		
合計	18,558	35,528	98,625	114,967	45,906	69,327	68,067	41,625	40,522	43,304	40,900	27,976		645,305	

令和3年 魚種・月・海区別生産量 (小笠原父島・母島)

(単位：kg)

魚種名	月												計	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
魚類	さば													
	とびうお					10							10	
	むろあじ		8		2				4	14	18		46	
	まあじ													
	しまあじ		10		8		10	18	7				2	54
	たかべ													
	いさき	2	10	0	3	3	1	5	1	3		5	5	37
	かつお類		8	26	7	34	70	63	23	13	13			256
	まぐろ類	654	2,034	4,200	2,080	3,553	959	1,352	3,317	4,437	2,461	5,513	4,841	35,399
	かじき類	2,836	3,358	9,409	17,447	50,837	29,911	35,379	16,349	16,803	5,267	18,693	7,320	213,610
	きんめだい				1						1			2
	ひめだい	493	415	231	57	656	272	232	229	596	229	438	241	4,089
	はまだい	928	5,462	2,837	1,740	8,857	2,765	6,190	6,151	5,822	2,628	4,326	3,744	51,451
	あおだい	8	2	2				2		6		5	11	34
	めだい		21			78	6	34	9	70			13	231
	あこうだい													
	むつ類	68	384	353	253	562	231	583	362	533	130	236	152	3,847
	まだい													
	その他のたい	48	339	212	72	313	180	193	272	188	36	62	135	2,050
	ひらまさ													
	かんばち	245	857	316	270	861	509	562	463	543	99	474	238	5,437
	さわら	202	244	510	418	434	73	88	99	225	151	278	505	3,226
	めじな													
	いすずみ													
	さめ類		66		66				52	47		69		299
	さんま													
	ぶり類													
	ひらめ													
	かれい類													
	ぼら類													
すずき														
あなご														
このしろ														
はぜ														
その他の魚類	639	3,550	1,820	834	1,838	1,207	3,239	2,919	4,431	840	1,096	1,132	23,545	
計	6,123	16,766	19,915	23,256	68,036	36,197	47,937	30,261	33,726	11,872	31,194	18,338	343,622	
水産動物	いか類	5,957	26,605	8,440	928	169				16	512	4,725	4,325	51,676
	いせえび	8							8					16
	その他のえび類													
	かめ			2,065	3,158	923	150							6,296
	さんご	18				44			27			22		110
	その他	30		3	33	9	2	4			3	34		119
計	6,013	26,605	10,508	4,119	1,144	152	4	27	23	515	4,782	4,325	58,217	
貝類	さざえ													
	あわび類													
	とこぶし													
	ひろせかい													
	くぼがい													
	あさり類													
	その他													
計														
藻類	てんぐさ													
	とさかのり													
	いわのり													
	その他													
計														
合計	12,136	43,371	30,422	27,376	69,180	36,350	47,942	30,288	33,749	12,387	35,976	22,662	401,839	

内湾域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

年		平成29年 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
魚 類	生産量	204	227	136	170	146
	生産額	253	276	166	200	134
その他の 水産動物	生産量	1	1	1	1	1
	生産額	1	1	1	1	1
貝 類	生産量	60	60	55	59	51
	生産額	23	26	24	19	35
合 計	生産量	265	288	192	230	198
	生産額	277	303	191	219	171

注：内湾の生産額については、豊洲市場における生産金額より推計。なお前回調査とは集計方法が異なるため、過年度分とは接続しない。
四捨五入により、計が合わない年がある。

島しょ地域の生産量・生産額の推移

単位 生産量：トン、生産額：百万円

年		平成29年 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
魚 類	生産量	2,496	2,663	2,272	2,204	2,029
	生産額	2,999	3,069	2,762	2,510	2,467
その他の 水産動物	生産量	96	174	121	142	140
	生産額	406	493	383	249	273
貝 類	生産量	42	24	14	7	9
	生産額	57	35	23	14	15
藻 類	生産量	171	143	140	172	83
	生産額	131	106	106	97	56
合 計	生産量	2,805	3,004	2,547	2,525	2,261
	生産額	3,593	3,703	3,274	2,870	2,811

主要魚種別生産量の推移

単位：トン

年 魚種	平成29年 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
さば類	10	6	2	2	1
とびうお	102	149	112	1	42
あじ類	80	87	66	4	31
かつお類	53	96	96	69	96
まぐろ・かじき類	392	465	443	583	541
きんめだい	1,237	1,253	1,099	1,134	962
めだい	198	211	111	90	11
たかべ	55	47	25	17	15
あなご	8	10	5	4	5
えび・いか類	84	161	107	130	133
貝類	103	84	70	7	60
てんぐさ等の藻類	171	143	140	172	83
その他の魚類	577	581	463	542	479
合計	3,070	3,293	2,739	2,755	2,459

内水面養殖生産量

単位：kg

年 魚種	平成29年 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
あゆ	3,470	3,750	1,755	2,065	2,151
にじます	25,136	33,538	23,860	27,959	27,321
その他のます類	21,428	23,989	22,013	21,163	21,081
その他	0	0	0	0	0
計	50,034	61,277	47,628	51,187	50,553

資料：水産課調べ

金魚類養殖生産量

単位：尾

年 種類	平成29年 (2017)	30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)
琉金	70,744	81,685	63,139	33,429	51,827
出目金	74,440	46,404	29,414	9,750	16,636
朱文金	71,890	49,481	52,371	68,864	54,213
和金	16,368	13,319	17,577	27,055	25,135
コメット	109,579	80,484	62,588	81,088	69,400
色鯉	12,935	1,471	2,907	250	230
ひめだか	100,104	257,142	206,029	390,755	250,108
その他	430,228	500,528	432,138	195,115	333,849
計	886,288	1,030,514	866,163	806,306	801,398

資料：東京都淡水魚養殖漁業協同組合調べ

令和3年 魚種・地区別単価表

(単位：円/kg)

地区名		大島	利島	新島	神津島	三宅島	八丈島	小笠原	内湾※
魚種名									
魚類	さば	515	1,626		177	334			403
	とびうお				224	603	513	200	
	むろあじ	771			293	279	407	371	
	まあじ			581	195				530
	しまあじ	3,128		3,300	3,289	3,340	2,361	1,315	
	たかべ	1,321	2,143	1,575	1,317	1,526			
	いさき	664		729	241	842		534	
	かつお類	663	781	418	284	454	544	612	
	まぐろ類	1,014	1,552	911	3,105	926	1,087	1,442	
	かじき類	1,180			1,114	881	1,051	1,227	
	きんめだい	1,516	4,503	1,287	1,259	1,226	1,362	657	
	ひめだい	1,634		782	736	933	922	847	
	はまだい	2,157			2,578	1,479	1,695	1,201	
	あおだい			1,257	1,023	931	1,327	1,223	
	めだい	1,041	1,082	649	447	582	602	525	
	あこうだい	2,320		2,005	1,399	1,796	1,901		
	むつ類	3,904		2,092	2,447	2,411	2,086	767	
	まだい	1,207		636	338	867	712		819
	その他のたい	1,000		799				874	1,129
	ひらまさ	925	1,047	994	428	571	538		
	かんばち	1,506	1,531	1,147	753	1,022	907	555	
	さわら			281	353	361	313	435	1,112
	めじな	574		957	497	585	801		
	いすずみ	610					453		
	さめ類				153			200	399
	さんま								
	ぶり類	460		259	285	657			393
	ひらめ					1,484			1,701
	かれい類								700
	ぼら類								
すずき								709	
あなご								1,821	
このしろ								1,431	
はぜ									
その他の魚類	1,236	2,027	1,224	565	627	779	909	1,109	
水産物の動他	いか類		1,874	1,461	1,033	1,796		724	
	いせえび	3,355	3,493	5,867	4,501	5,908	4,583	1,921	
	その他のえび類								
	かめ							633	
	さんご							1,008,768	
その他水産動物	3,499		1,932		1,587	1,250	1,152	1,899	
貝類	さざえ	1,064							
	あわび類	3,641	14,200		6,480				
	とこぶし	1,877			3,341		4,536		
	ひろせかい								
	くぼがい	1,127							
	あさり類					0			649
その他の貝類	1,210				3,143			903	
藻類	てんぐさ	730		1,033	1,038	906			
	とさかのり		363		422				
	いわのり					1,474			
	その他の藻類		11,714			1,664	1,080		991

注：内湾の生産額については、豊洲市場における生産金額より推計。なお集計方法が異なるため、過年度分とは接続しない。

3 漁船

(1) 漁船の推移

(令和3年12月末現在)

年度等	項目	内		湾		島		し		よ		会社・官庁・その他		計		
		隻数	総トン数	隻数	馬力数	隻数	馬力数	隻数	総トン数	隻数	馬力数	隻数	総トン数	隻数	馬力数	隻数
平成28	動力船	208	551.30	774	14,115	774	91,619	3,626.52	91,619	43	38,600.38	56,199	1,025	42,778.20	161,933	
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成29	動力船	198	526.42	741	13,676	741	94,694	3,550.78	94,694	40	38,206.47	55,549	979	42,283.67	163,919	
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30	動力船	188	495.95	729	13,792	729	99,001	3,505.19	99,001	43	47,914.87	68,557	960	51,916.01	181,350	
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元	動力船	187	490.23	705	14,056	705	98,198	3,360.52	98,198	42	45,964.87	62,638	934	49,815.62	174,892	
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和2	動力船	179	436.90	695	13,477	695	98,758	3,312.72	98,758	42	46,248.87	63,659	916	49,998.49	175,894	
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3	動力船	178	438.57	680	13,728	680	99,303	3,243.23	99,303	41	46,086.87	64,322	899	49,768.67	177,353	
	無動力船	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 漁船登録事務取扱い件数

(令和3年4月～令和4年3月)

項目	船級	総数	1級		2級		3級	4・5級	6級	7級
			15t以上	15t未満	15t以上	15t未満				
総数		449	63	105	16	105	265	0	0	0
新規登録	建造	4	2	1	0	1	1	0	0	0
	転用	9	0	0	1	0	8	0	0	0
	その他	44	0	17	2	17	25	0	0	0
	計	57	2	18	3	18	34	0	0	0
	変更登録	83	0	42	1	42	40	0	0	0
	再交付	13	0	2	2	2	9	0	0	0
	謄本交付	130	54	11	2	11	63	0	0	0
抹消登録	失効	66	2	18	2	18	44	0	0	0
	取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	66	2	18	2	18	44	0	0	0
検認	合格	100	5	14	6	14	75	0	0	0
	不合格	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	100	5	14	6	14	75	0	0	0

(3) 建造・改造・転用許可（漁船）

(令和3年4月～令和4年3月)

許可の種類	隻数	総トン数	馬力数	摘要	
					5トン未満
建造	0	0.00	0		
	0	0.00	0		
	0	0.00	0		
改造	1	4.90	330		
	2	17.20	745		
	3	22.10	1,075		
転用	0	0.00	0		
	1	18.00	160		
	1	18.00	160		

(4) 等級別登録漁船状況（令和3年12月末現在）

等級	隻数	総トン数	馬力数					
				TK6	TK3	TK2	TK1	総計
TK6	0	0.00	0					
TK3	175	112.86	8,128					
	288	483.05	18,380					
	134	564.44	16,089					
TK2	182	1,428.17	43,977					
	55	657.39	15,765					
	28	479.06	11,142					
	0	0.00	0					
	1	44.00	1,167					
	1	87.00	1,030					
TK1	2	306.00	2,963					
	33	45,606.70	58,712					
総計	899	49,768.67	177,353					

(TK6とTK3兼用船は、TK3に含める)

(5) 島しょ組合別登録漁船（官公庁船除く）

令和3年12月末現在

区分 漁協名	動 力 船																				
	20トン以上			20トン未満 10トン以上			10トン未満 5トン以上			5トン未満 3トン以上			3トン未満 1トン以上			1トン未満			計		
	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数	隻数	トン数	馬力数
伊豆大島				1	7.30	330	10	41.69	1,321	14	20.76	951	14	9.40	990	39	79.15	3,592			
							1	3.36	70	9	13.13	790	7	5.10	385	17	21.59	1,245			
							6	24.80	828	3	6.48	268	10	6.70	480	19	37.98	1,576			
元 町			1	12.00	120	6	24.76	440	6	7.90	90	10	18.56	525	7	4.14	300	25	67.36	1,475	
						3	13.64	240	3	14.10	190	2	2.60	90	9	5.10	347	16	35.44	867	
利 島 村			1	17.00	639	2	9.53	338	2	16.40	210	8	13.05	425	12	8.60	690	25	64.58	2,302	
						5	21.50	918	5	7.90	90	12	22.90	948	1	0.60	60	19	52.90	2,016	
にいじま 式根島			4	54.45	1,851	6	24.86	867	6	23.60	1,392	9	18.41	781	3	2.10	90	25	123.42	4,981	
			4	55.00	1,517	6	25.47	440	6	14.80	180	2	2.80	60				14	98.07	2,197	
			2	33.37	622	6	25.20	831	6	50.54	1,153	20	33.95	1,279	7	6.00	420	42	149.06	4,305	
神 津 島			38	499.72	13,747	9	35.99	1,134	9	328.96	9,852	34	71.91	1,951	1	0.60	25	125	937.18	26,709	
			12	161.57	3,630	12	50.27	1,251	12	161.86	3,106	35	55.14	1,976	24	16.90	827	103	445.74	10,790	
御 蔵 島 村												22	27.70	1,426	10	7.80	517	32	35.50	1,943	
			7	105.74	1,690	2	8.98	349	2	240.19	8,050	3	4.30	214	14	6.73	580	57	365.94	10,883	
青 ヶ 島 村			7	93.45	1,490	7	30.99	500	7	148.72	2,812	1	2.21	17	19	8.11	792	53	283.48	5,611	
						5	18.2	479	5			3	7.8	265				8	25.99	744	
小 笠 原 島			1	10.81	120	10	44.32	1,375	10	225.61	10,364	1	1.70	77	1	0.81	30	40	283.25	11,966	
						6	26.80	1,147	6	106.73	4,844	1	2.67	50	1	0.40	60	21	136.60	6,101	
小笠原母島						172	1,354.61	42,663	102	430.35	12,528	189	326.07	12,093	140	89.09	6,593	680	3,243.23	99,303	
計	0	0.00	0	77	1,043.11	25,426	172	1,354.61	42,663	102	430.35	12,528	189	326.07	12,093	140	89.09	6,593	680	3,243.23	99,303

4 漁業制度と都の漁業

東京都の海域においては、大小様々な操業形態の漁業が営まれている。それらの漁業は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のために、漁業法や水産資源保護法といった国の制度による規制の外、東京都漁業調整規則等、東京都が独自に定めた規則において、漁業許可や漁具・漁法の制限などが規定され、操業が規制されている。

○ 漁業の制度

§ 1 大臣許可漁業等

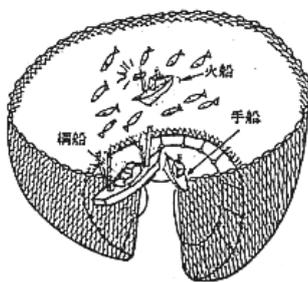
(1) 大臣許可漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当と認められる漁業について、漁業法第36条の規定に基づき、政令で定められた漁業である。

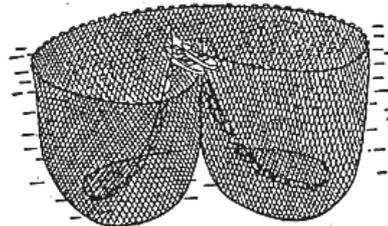
- ① 沖合底びき網漁業 ② 以西底びき網漁業 ③ 遠洋底びき網漁業 ④ 東シナ海はえ縄漁業
- ⑤ 大西洋等はえ縄等漁業 ⑥ 太平洋底刺し網等漁業 ⑦ 大中型まき網漁業 ⑧ 基地式捕鯨業
- ⑨ 母船式捕鯨業 ⑩ かじき等流し網漁業 ⑪ 東シナ海等かじき等流し網漁業
- ⑫ かつお・まぐろ漁業 ⑬ 中型さけ・ます流し網漁業 ⑭ 北太平洋さんま漁業
- ⑮ ずわいがに漁業 ⑯ 日本海べにずわいがに漁業 ⑰ いか釣り漁業

(2) 届出漁業

- ① 沿岸まぐろはえ縄漁業 ② 小型するめいか釣り漁業 ③ 暫定措置水域沿岸漁業等

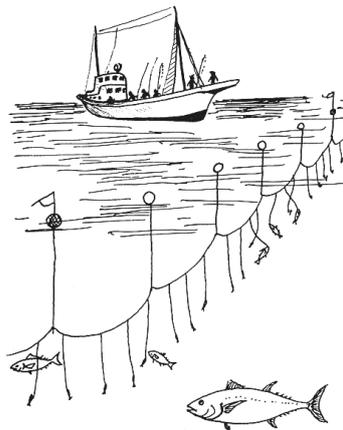


1 大まき網



2 大まき網

大臣許可漁業（大中型まき網漁業）



大臣許可漁業（かつお・まぐろ漁業）

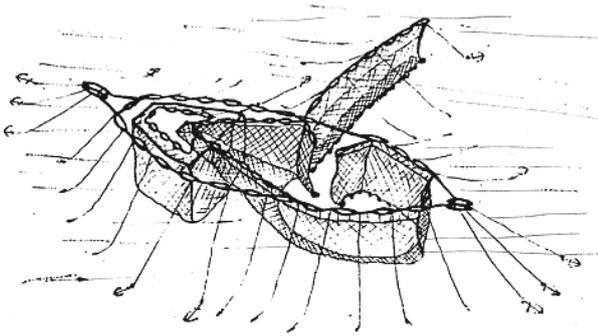
§ 2 知事免許漁業

漁業法第 69 条の規定により、都道府県知事の免許を受けて営む漁業であり、いわゆる漁業権に基づいて営まれる漁業である。

漁業権は、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、次の 3 種類の漁業権が規定されている。

(1) 定置漁業権

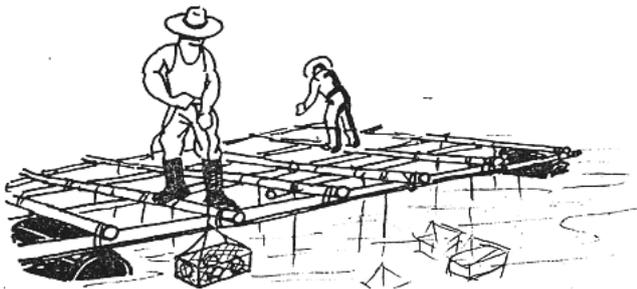
一定の水面に漁具を定置して営む漁業で、主として、水深 27m 以深に漁具を設置する漁業である。



定置漁業（落し網）

(2) 区画漁業権（第一種～第三種区画漁業、特定区画漁業）

一定の区域内で養殖業を営む権利で、その形態等によって 4 種類に区分されている。

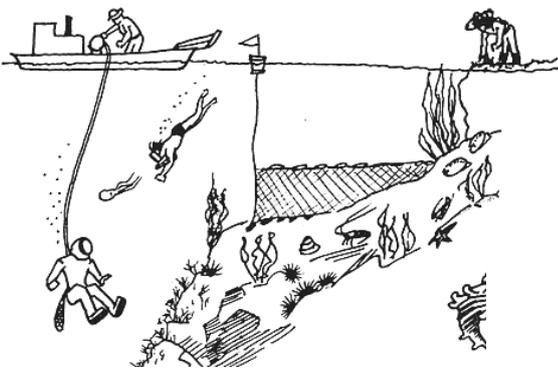


第一種区画漁業（貝類養殖業）

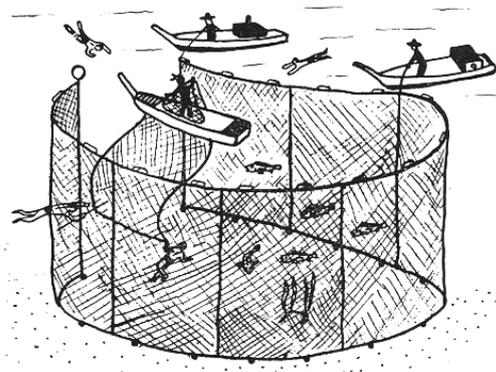
(3) 共同漁業権（第一種～第五種共同漁業）

一定の水面を共同に利用して行う漁業を営む権利である。共同漁業権は、本来自由に行われるべき漁業を、漁業者に自ら漁場を管理させるために、漁業協同組合を対象として免許されるものである。

共同漁業権は、その形態等によって 5 種類に区分されている。



第一種共同漁業（採貝藻漁業）



第二種共同漁業（建切網漁業）

§ 3 法定知事許可漁業

都道府県間にまたがる漁業調整の関係等により、統一的に規制する必要のある漁業として、漁業法第 57 条の規定に基づき漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条に規定されている漁業である。

(1) 法定知事許可漁業

- ① 中型まき網漁業
- ② 小型機船底びき網漁業
- ③ 瀬戸内海機船船びき網漁業
- ④ 小型さけ・ます流し網漁業

(2) 都における法定知事許可漁業

中型まき網漁業（総トン数 5 トン以上 40 トン未満）

§ 4 知事許可漁業等

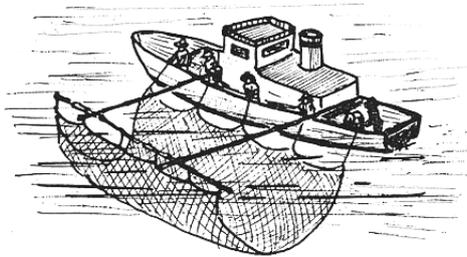
都道府県知事は、漁業法第 119 条の漁業調整に関する命令の規定に基づき、各都道府県の実情に応じて、それぞれ漁業調整規則を定めている。東京都においては、海面において知事許可漁業が東京都漁業調整規則第 5 条に規定されており、内水面においては採捕の許可が東京都内水面漁業調整規則第 4 条に規定されている。

(1) 海面の許可漁業

- ① かめ漁業（あおうみがめ対象）
 - ② さんご漁業
 - ③ 火光利用さば漁業（総トン数 5 トン以上）
 - ④ とびうお流し刺し網漁業
 - ⑤ とびうお流しまき網漁業
 - ⑥ いそ魚寄せ網漁業
 - ⑦ 固定式刺し網漁業（三枚網及び重ね網を含み、内湾を除く。）
 - ⑧ 建て切り網漁業（方言建て網漁業を含む。）
 - ⑨ 四そう張り網漁業
 - ⑩ 機船船びき網漁業
 - ⑪ 小型まき網漁業（総トン数 5 トン未満）
 - ⑫ 刺し網漁業（内湾を除く。）
 - ⑬ 棒受け網漁業（総トン数 5 トン以上）
 - ⑭ 底立てはえ縄漁業
 - ⑮ かつお・まぐろ釣り漁業
 - ⑯ まぐろはえ縄漁業
 - ⑰ 底魚一本釣り漁業
 - ⑱ 底はえ縄漁業
 - ⑲ ひき縄漁業
 - ⑳ 地びき網漁業
 - ㉑ 潜水器漁業
 - ㉒ 小型定置漁業（小笠原に限る）
- （⑯～⑲は総トン数 5 トン以上、小笠原に限る）

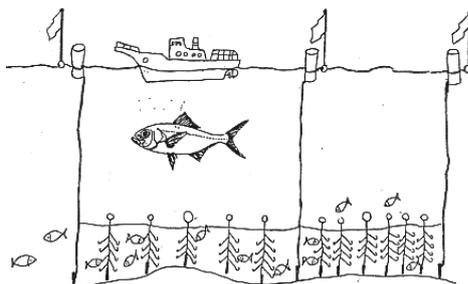
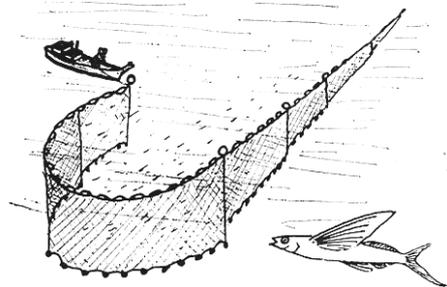
(2) 内水面の採捕の許可

- ① さし網
- ② 建干網
- ③ 四手網（方言あじ網を含む。）
- ④ ふくろ網
- ⑤ 地びき網
- ⑥ あゆ瀬張網



知事許可漁業（棒受け網漁業）

知事許可漁業（とびうお流し刺し網漁業）



知事許可漁業（底立てはえ縄漁業）

§ 5 海区漁業調整委員会の指示

海区漁業調整委員会等は、水産動植物の繁殖保護、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決のために必要があると認めるときは、漁業法第120条の規定に基づき、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができる。

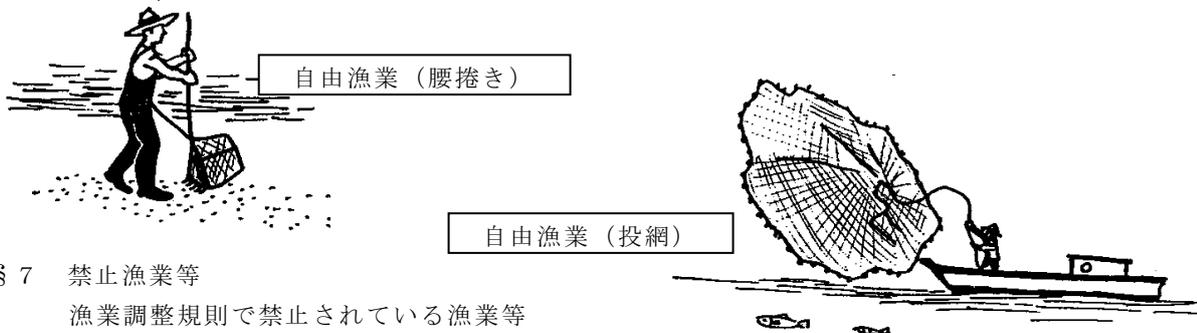
- ①はご釣り漁業 ②うみがめの採捕 ③かにかご漁業 ④浮きはえ縄漁業⑤いか釣り漁業
⑥そでいか漁業 ⑦火光利用とびうお漁業 ⑧浮魚礁における漁業の制限（八丈海域）
⑨釣漁法の制限（いきえさの使用禁止） ⑩底魚・かつお及びまぐろの採捕の制限（小笠原）
⑪木更津人工島（通称海ほたる）周辺海域の採捕及び遊漁案内の禁止
⑫遊漁者のひき縄釣による採捕の制限 *②、⑨～⑫は遊漁者にも適用される。

また、広域漁業調整委員会は、広域的な見地から水産動植物の繁殖保護等漁業調整上の必要があると認めるときは、漁業法第121条の規定に基づき、関係者に対し必要な指示をすることができる。

太平洋広域漁業調整委員会指示 ①沿岸くろまぐろ漁業

§ 6 自由漁業

漁業関係法令（漁業法、政令、省令、規則、告示、知事規則、委員会指示、水産資源保護法等）により規制されない漁業で、上記§1～§5（漁業権漁業及び許可漁業等）に記載されている漁業以外をいう。



§ 7 禁止漁業等

漁業調整規則で禁止されている漁業等

(1) 東京都の禁止漁業

- ①沖縄式追込網漁業 ②潜水器漁業（小笠原村地先海面に限る。）

(2) 東京都の禁止漁具・漁法

ア 海面

- ①はぜびき網（方言だぼ網） ②張切網 ③水中銃（発射装置を有する刺突具類であって水中で使用するもの） ④掛なわこぎ（文鎮こぎ及び朝鮮けたを含む。） ⑤ころばし ⑥水中に電流を通じてする漁法 ⑦集魚燈を使用してする漁法（火光利用さば漁業、いか釣り漁業、棒受け網漁業（4月1日～12月31日の期間で銭洲及び大室出しの海域に限る。）及び火光利用とびうお漁業（たも網又は敷網を使用してとびうおを採捕する。）を除く。）

イ 内水面

- ①やな ②張切網 ③なで網 ④押網 ⑤三枚網 ⑥びんど又はこれに類似する漁具
⑦かい堀 ⑧瀬干 ⑨火光を利用する漁具又は漁法 ⑩水中に電流を通じてする漁具又は漁法
⑪水中銃その他弾力を利用して発射する漁具 ⑫がちゃ網（4月1日～6月30日の期間）

(3) その他の禁止行為

都の海面及び内水面における有害物の遺棄漏せつの禁止

§ 8 遊漁者等が使用できる漁具及び漁法

下記の漁具及び漁法以外で水産動植物を採捕してはならない。

- ①竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。） ②たも網及びさ手網
③投網（船を使用しないものに限る。） ④やす及びは具（貝まきを除く。） ⑤徒手採捕
⑥ひき縄釣（ただし、海区漁業調整委員会の承認を受けた大会に限る。）

また、第五種共同漁業権が免許された内水面（河川）においては、知事が認可した遊漁規則に基づいて、遊漁を行うことができる。

東京都の水産
(令和4年版)

令和5年度
登録番号(128)

令和5年10月発行

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部水産課
(所在地) 新宿区西新宿2-8-1
(電話) 03(5321)1111
(内線) 37-421

印刷 会社名 シンソー印刷株式会社
(所在地) 新宿区中落合1-6-8
(電話) 03(3950)7221代表



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。